

中央区一般廃棄物処理基本計画 2021

～地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区～

令和3（2021）年3月

中 央 区

はじめに

首都東京の中心である本区は、江戸開府以来、日本の文化・商業・情報の中心として発展してきました。人口増加はいまも続いており、推計では「20万都市」も見込まれています。

清掃・リサイクル事業においては、「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」（平成 28 年 3 月）に基づき、区は区民、事業者の皆さんとともにごみの 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組んできました。本区のごみ量は、区民・事業者の皆さんのご協力により、人口増にもかかわらずほぼ横ばいとなっています。

一方、世界的には温室効果ガスの増加による気候変動や、海洋プラスチックごみ問題など、地球規模の環境問題はますます深刻化しています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界中の人々の暮らし・経済に大きな影響を与えました。

国は、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、令和元年には 5 月に「プラスチック資源循環戦略」の策定、10 月に「食品ロス削減推進法」を施行するなど、循環型社会形成に向けた取り組みを加速させています。東京都も、CO₂排出実質ゼロを目指し公表した「ゼロエミッション東京戦略」（令和元年 12 月）の中で、食品ロスや廃プラスチック、事業系廃棄物をはじめとするごみの発生抑制、資源循環を一層推進することを打ち出しています。

本計画は、このような内外の状況を踏まえ、清掃・リサイクル事業における課題解決に向けた施策の方向性と取り組みをまとめています。

いま、国連が平成 27 年に採択した SDGs（持続可能な開発目標）が、政府機関や地方行政機関、企業、そして環境問題に取り組むあらゆる人々の間で共有され、共通の目標となっています。「持続可能な社会」とは、私たちの思いを「未来に紡ぐ」ことに他なりません。本計画で掲げた基本理念「地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区」のもと、区民・事業者の皆さま、来街者の皆さまとともに、環境負荷の少ない資源が循環するまちづくりに引き続き取り組んでまいります。

皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

目 次

第 1 章	一般廃棄物処理基本計画の位置づけと期間	1
1.1	法的な位置づけ	1
1.2	対象廃棄物	2
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	計画期間	3
第 2 章	中央区の地域特性	4
2.1	位置および地勢	4
2.2	人口・世帯の動向	5
2.3	事業活動	8
第 3 章	清掃・リサイクルを取り巻く動向	11
3.1	国の動向	11
3.2	東京都の動向	14
3.3	東京二十三区清掃一部事務組合の動向	14
3.4	国際的な動向	15
3.5	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響	16
第 4 章	清掃・リサイクル事業の現状	17
4.1	清掃・リサイクルの流れ	17
4.2	ごみ量・資源回収量の推移	25
4.3	清掃・リサイクル経費の推移	30
4.4	区民を対象とした 3R 活動の促進の状況	32
4.5	事業者を対象とした 3R 活動の促進の状況	37
第 5 章	計画の進捗状況の評価	40
5.1	ごみ減量目標の達成状況	40
5.2	目標実現に向けての取り組みの実施状況	44
第 6 章	清掃・リサイクル事業の課題	65
6.1	発生抑制・再使用の促進に関する課題	65
6.2	資源循環に関する課題	66
6.3	清潔で快適なまちづくりに向けた課題	67
第 7 章	基本理念と基本方針	68
7.1	基本理念	68
7.2	基本方針	69
第 8 章	ごみ減量目標	72
8.1	家庭ごみの減量目標	72
8.2	事業系ごみの減量目標	74
8.3	目標を達成した場合の年間ごみ量	76

第9章	目標実現に向けての取り組み.....	77
9.1	環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進.....	79
9.2	多様なリサイクルによる資源循環の推進.....	83
9.3	人の環（わ）で築く清潔で快適なまち.....	87
第10章	生活排水処理基本計画.....	90
10.1	生活排水処理の現状.....	90
10.2	生活排水処理基本計画.....	90
資料1	ごみ減量目標設定の考え方.....	91
資料2	用語解説.....	99
資料3	清掃・リサイクル事業の沿革.....	103
資料4	中央区清掃・リサイクル推進協議会設置要綱.....	106
資料5	中央区清掃・リサイクル推進協議会 委員名簿.....	108
資料6	中央区清掃・リサイクル推進協議会 開催経緯.....	108

第1章 一般廃棄物処理基本計画の位置づけと期間

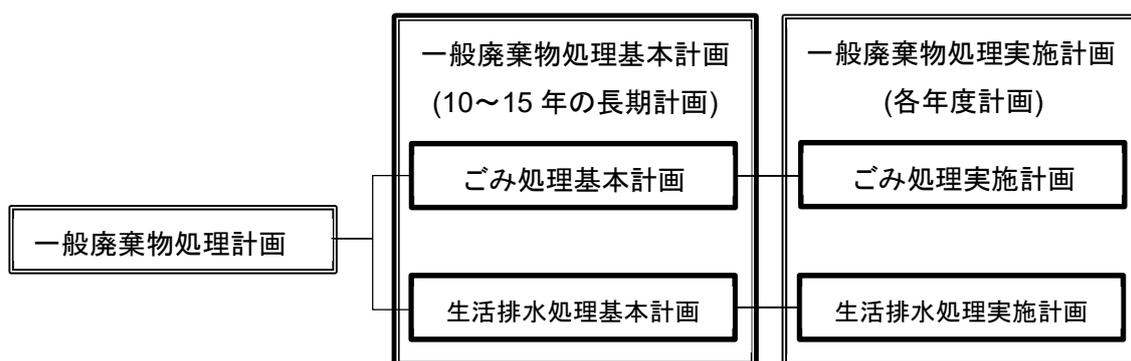
中央区では、平成 12（2000）年 4 月に東京都から特別区に清掃事業が移管されて以来、持続可能な循環型社会の実現を目指し、区民・事業者への普及・啓発事業の展開や資源分別収集の拡大など、一般廃棄物の減量やリサイクル事業に取り組んできました。

「中央区一般廃棄物処理基本計画」は、区内で排出される一般廃棄物の減量、資源化や適正処理に関する基本的かつ総合的な計画です。前回の改定（平成 28（2016）年 3 月）から 5 年が経過し、この間の清掃・リサイクル事業における本区の施策の進捗状況はもとより、国の法制度等の改正や東京都の計画の改定をはじめ、持続可能な社会の形成をめぐる国内外の動向の変化を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画を改定するものです。

1.1 法的な位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、区市町村が定める長期計画です。国の指針（ごみ処理基本計画策定指針）では計画期間は 10～15 年で、概ね 5 年おきに見直すこととなっています。

図表 1 一般廃棄物処理計画の構成

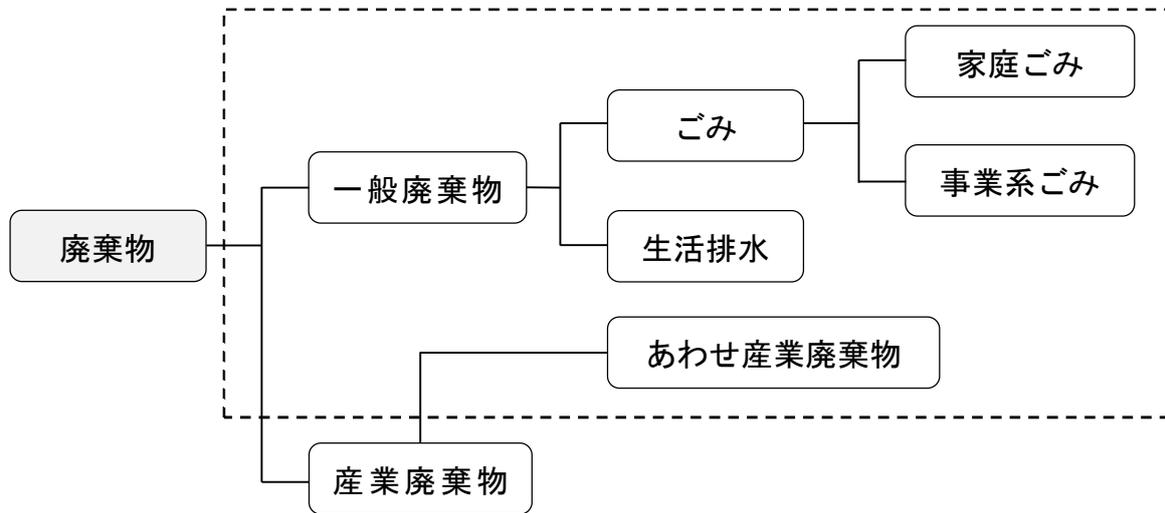


出典: 「ごみ処理基本計画策定指針」平成 28（2016）年 9 月環境省

1.2 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、「一般廃棄物」と区が処理をすることができると定めている「あわせ産業廃棄物」です。「一般廃棄物」は「ごみ」と「生活排水」を含み、「ごみ」は「家庭ごみ」と「事業系ごみ」を含みます。

図表 2 廃棄物の法的な区分



※廃棄物の区分について

■産業廃棄物：

事業活動に伴って排出される廃棄物で、廃プラスチックや廃油などの 20 品目をいいます。

■一般廃棄物：

産業廃棄物以外の廃棄物で、区民の日常生活の中から排出される家庭ごみのほか、産業廃棄物以外の事業系ごみや生活排水をいいます。

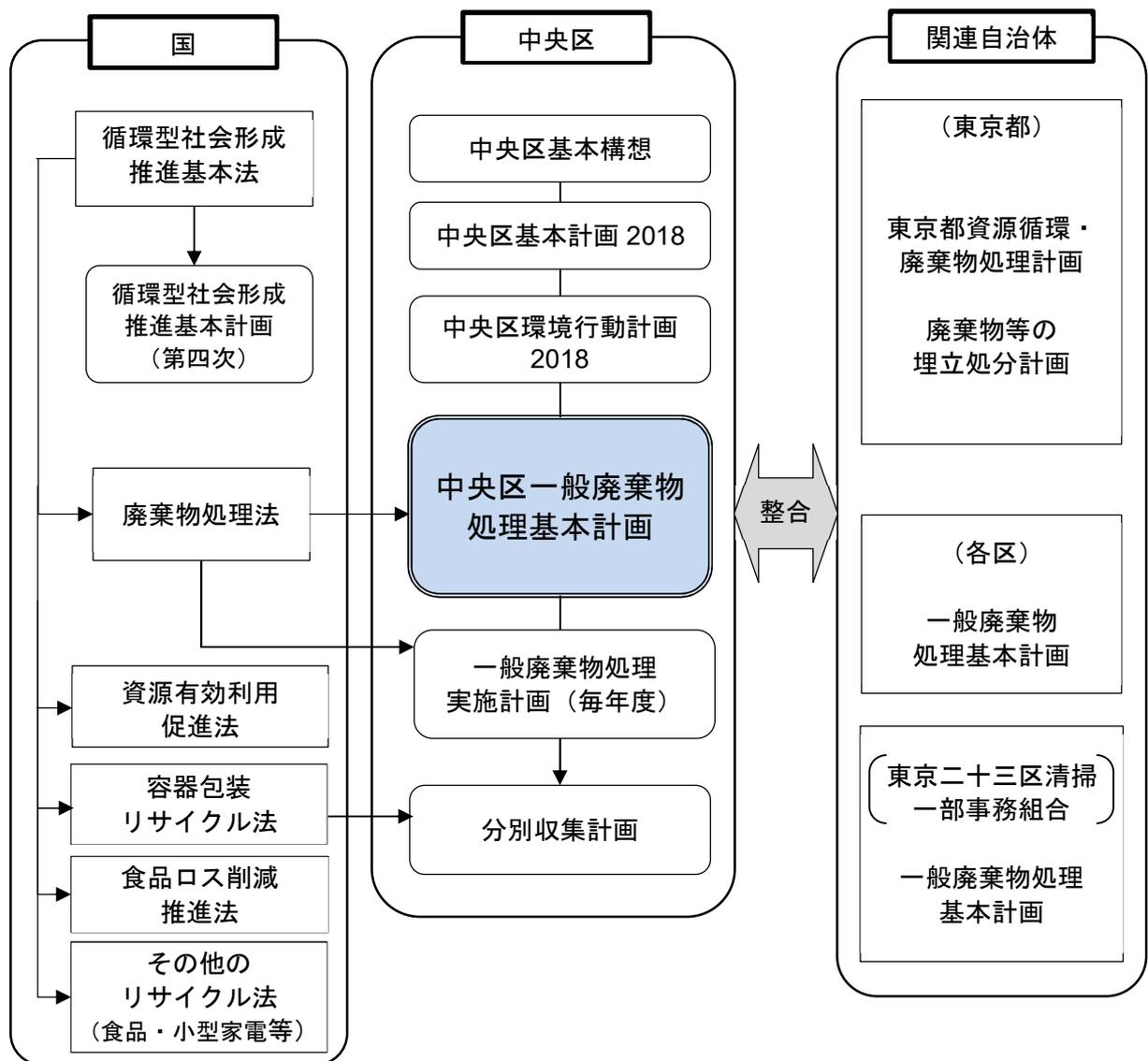
■あわせ産業廃棄物：

一般廃棄物と一緒に処理することができる紙くずや木くず等の産業廃棄物をいいます。

1.3 計画の位置づけ

本区の一般廃棄物処理基本計画は、『中央区基本構想』および『中央区基本計画 2018』に掲げられた将来像や基本目標を達成するための清掃・リサイクル事業のマスタープランです。また、関係を有する国・東京都・東京二十三区清掃一部事務組合・他区の計画と調和を保つよう努める必要があります。

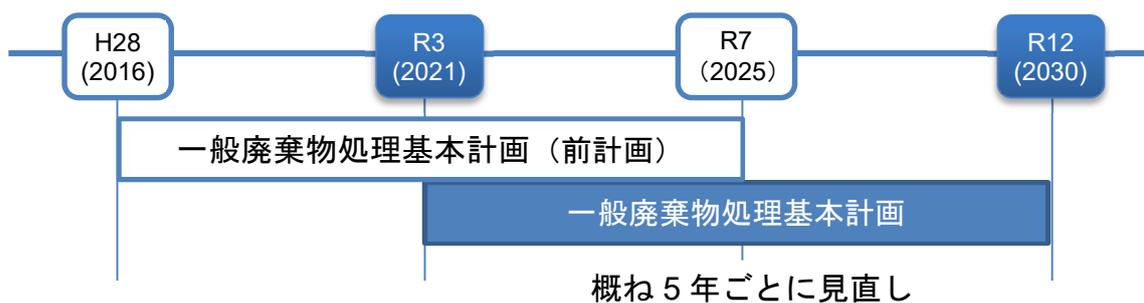
図表 3 一般廃棄物処理基本計画に関連する国、都、他区の計画等



1.4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

図表 4 計画期間



第2章 中央区の地域特性

中央区は、江戸以来、400年以上にわたり、我が国の文化・商業・情報の中心として発展してきた由緒あるまちです。現在も首都東京の中心として、商業・経済をはじめ、多様な都市機能が集積しています。

2.1 位置および地勢

中央区は東京 23 区のほぼ中央に位置し、5 区（墨田・江東・千代田・港・台東）と接しています。面積は約 10.115 km² で、東京都総面積の約 0.46%、区部総面積の約 1.62% を占め、23 区では 2 番目に小さな面積となっています。また、東は隅田川、北は神田川、南は東京湾に臨み、区内には日本橋川と亀島川が流れており、水辺の面積は区面積の約 18.3% を占めています。

大部分の土地は、江戸時代以降の埋め立てによりできたため、起伏は少なく傾斜は非常に緩慢となっています。

図表 5 中央区の位置



2.2 人口・世帯の動向

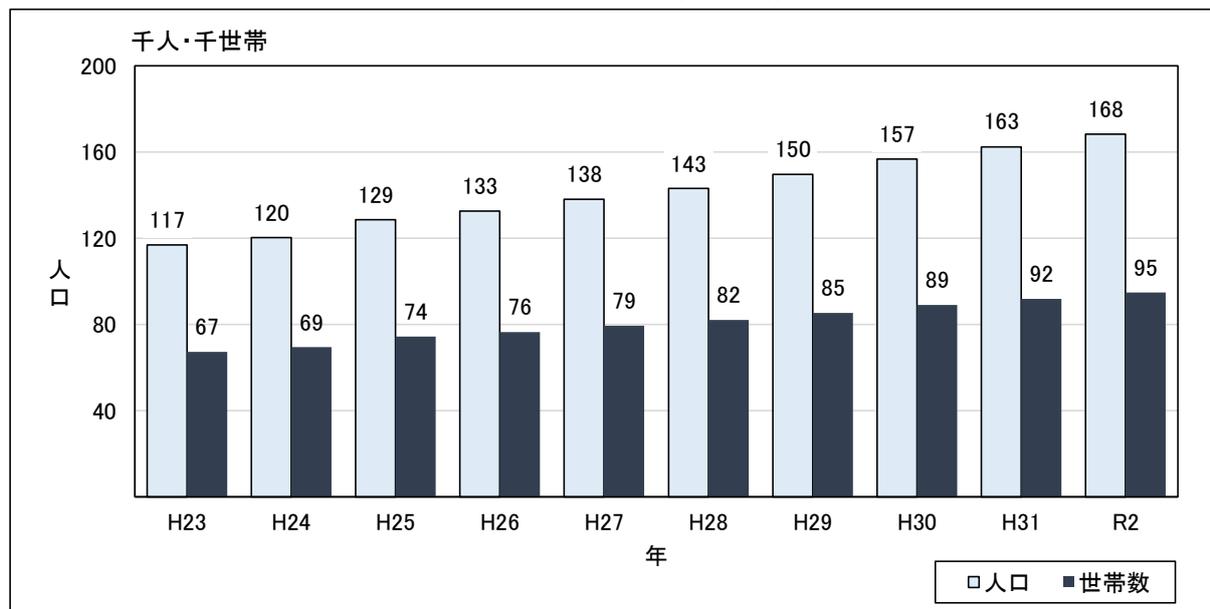
(1) 人口と世帯数

本区の人口は、平成 9（1997）年には 71,806 人と過去最低を記録しましたが、定住人口回復施策と近年の都心回帰現象との相乗効果により、平成 10（1998）年以降増加し続けています。

令和 2（2020）年 1 月 1 日の人口は 168,361 人、世帯数は 94,807 世帯となっています。

本区の人口の増加傾向は今後も続くものと予測されます。従って、区収集ごみを減らしていくには、1 人あたりのごみ量（排出原単位）を減らしていく必要があります。

図表 6 人口・世帯数の推移

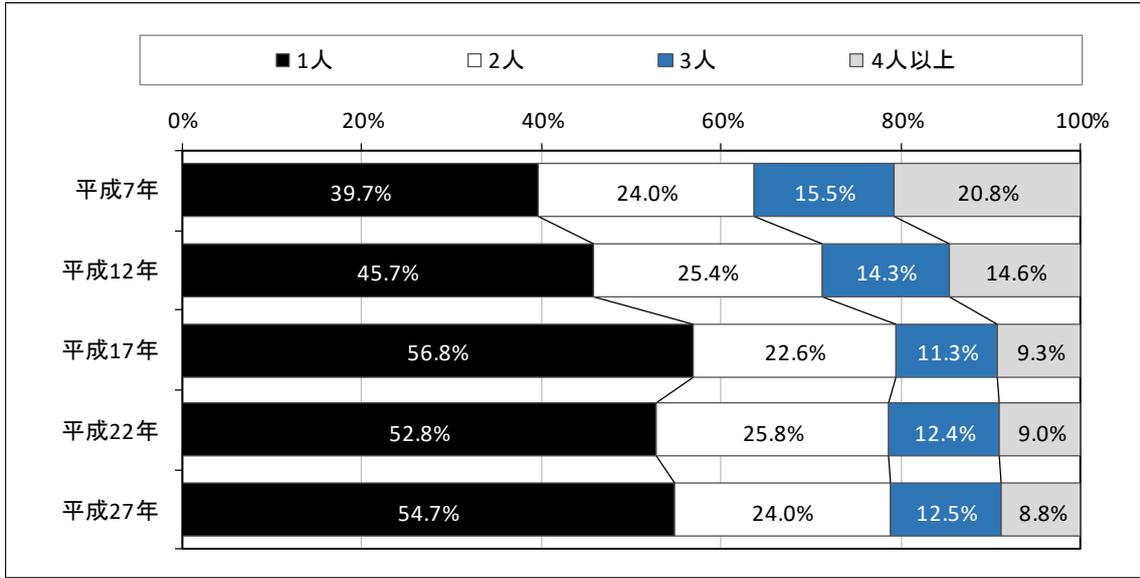


※平成 25（2013）年以降は外国人を含む。（資料：住民基本台帳各年 1 月 1 日現在）

(2) 世帯人員

世帯人員別の世帯数は、単身世帯が最も多くなっています。単独世帯比率は平成 22（2010）年は 52.8%と 5 年前と比較して減少し、代わって 2 人世帯、3 人世帯の割合が増加していましたが、平成 27（2015）年国勢調査では 54.7%と再び増加しています。

図表 7 世帯人員の割合の推移



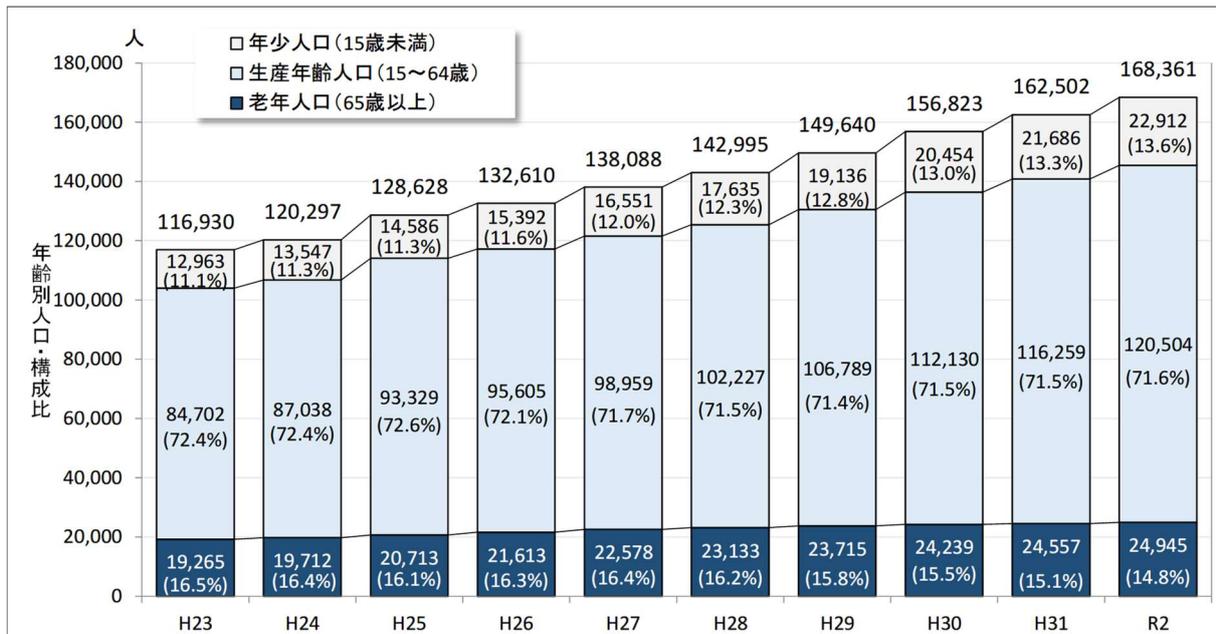
(資料：国勢調査)

(3) 年齢構成

年齢 3 区分別の人口動向を見ると、15 歳未満の年少人口の割合が少しずつ増加しており、令和 2 (2020) 年 1 月 1 日では 13.6%に達しています。

65 歳以上の老年人口の割合は減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年は 15%を下回っています。

図表 8 年齢構成別人口の推移

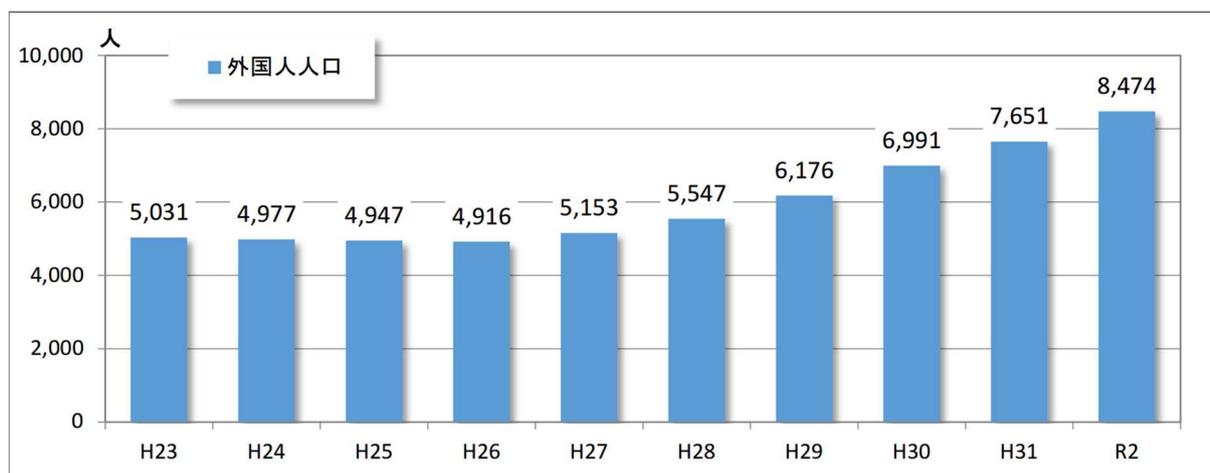


※平成 25 (2013) 年以降は外国人を含む。(資料：住民基本台帳各年 1 月 1 日現在)

(4) 外国人人口

外国人人口は、近年急激に伸びており、令和 2（2020）年 1 月 1 日現在で 8,474 人となっています。

図表 9 外国人人口の推移

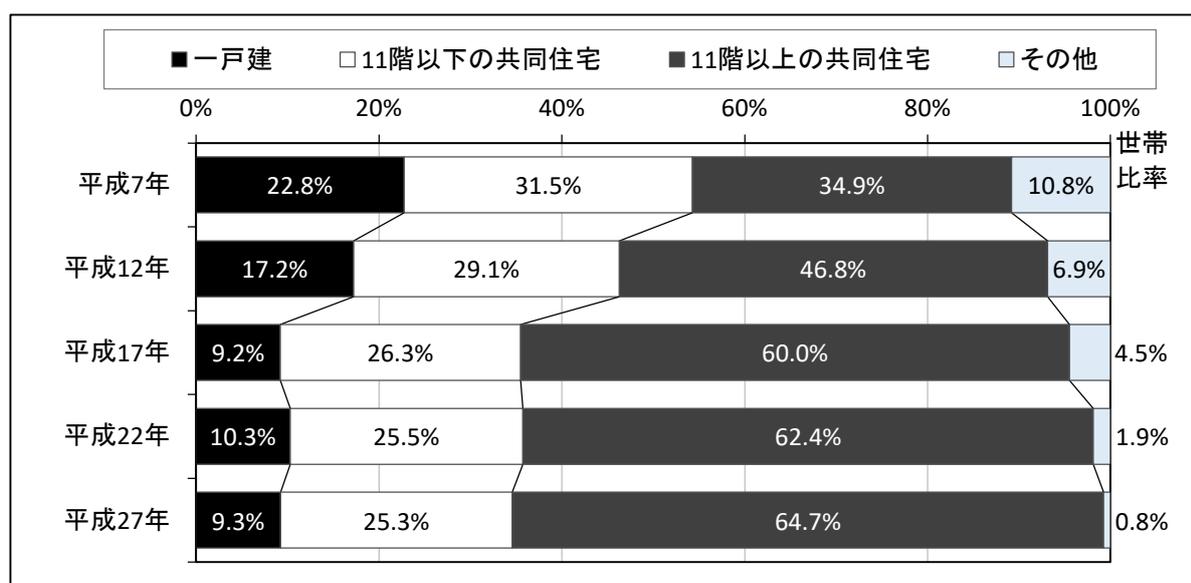


（資料：平成 24（2012）年までは外国人登録者数、平成 25（2013 年以降は住民基本台帳の各年 1 月 1 日現在）

(5) 住居形態

平成 27（2015）年の国勢調査では、共同住宅居住世帯が 90.0%（11 階以下 25.3%、11 階以上 64.7%）となっています。一戸建て住宅居住世帯の割合は 9.3% です。

図表 10 本区の住居形態別世帯割合の推移



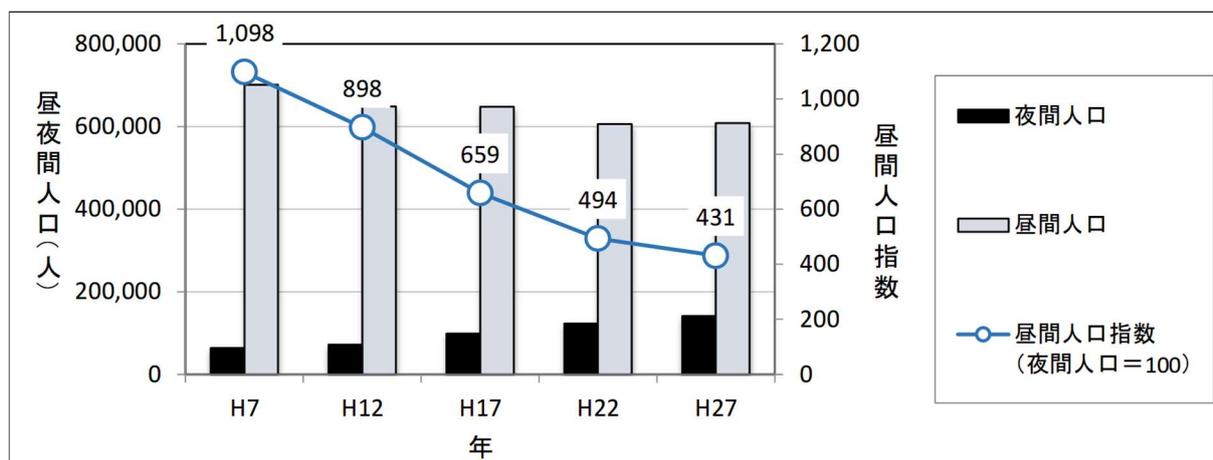
（資料：国勢調査）

(6) 昼間人口

本区は、千代田区に次いで昼間に人が多く集まる区です。

夜間人口を 100 とした場合の昼間人口指数は年々低下しているものの、平成 27（2015）年国勢調査では 431 と、依然として夜間の 4 倍以上の人口が昼間に集まっています。

図表 11 昼間人口、昼間人口指数の推移



(資料：国勢調査)

2.3 事業活動

(1) 事業所数

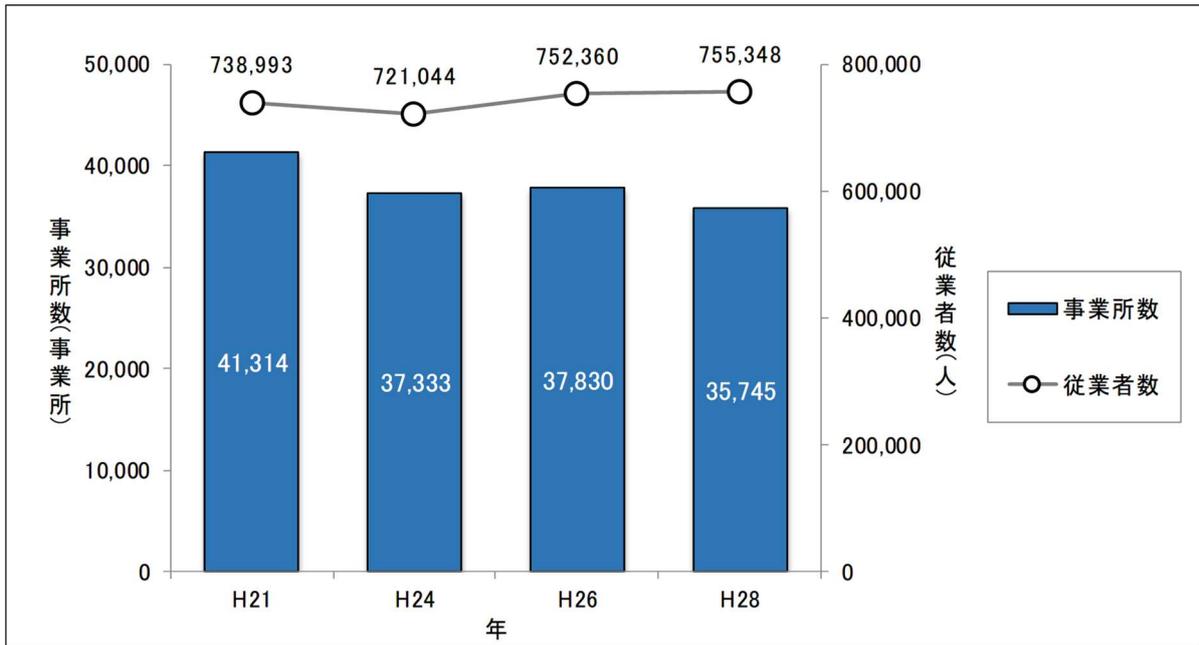
本区は、首都東京の中心として商業・経済をはじめ情報の中核など、多様な都市機能が集積しています。

平成 28（2016）年の経済センサス活動調査によると、本区の事業所数は 35,745 事業所です。これは港区（37,116 事業所）に次いで 2 番目に多い事業所数です。

従業者数はやや増加傾向にあり、平成 28（2016）年で 755,348 人となっています。

事業系ごみは業種・業態や規模によってごみの排出量や質の特性が異なります。また、事業系ごみ量は景気の動向にも左右されます。従って、事業所数や従業者数の増減は必ずしも事業系ごみ量に相関しませんが、後述（第 4 章 4.2 ごみ量・資源回収量の推移）するように、平成 30（2018）年度以降、事業系の持込ごみ量が減少に転じているのは、築地市場の豊洲移転などの動向が反映されているものと考えられます。

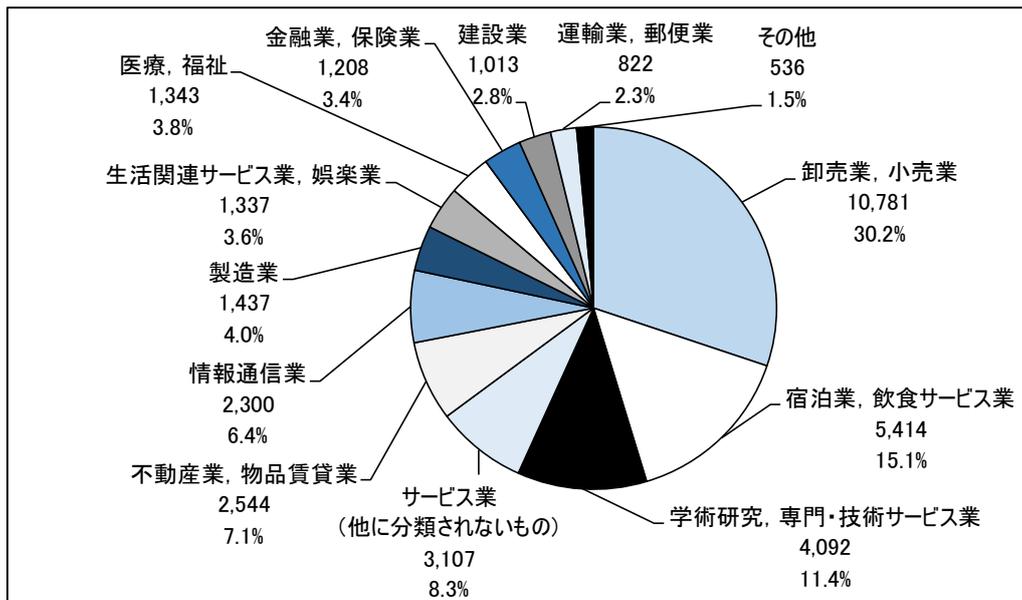
図表 12 事業所数・従業者数の推移



※公務を除く民営事業所のみ。(資料：経済センサス)

業種別に見ると、卸・小売業の比率が最も高く、全事業所の 30.2% となっています。ただし、これは築地市場移転前の平成 28 (2016) 年調査であることに留意する必要があります。

図表 13 業種別事業所数



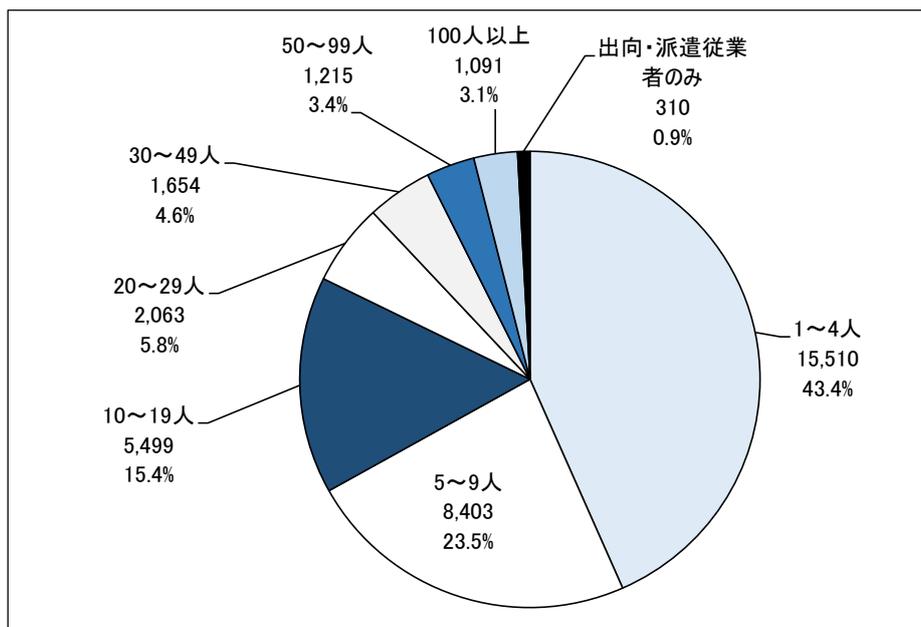
(資料：平成 28 年経済センサス)

(2) 従業者規模

従業者規模別に事業所数を見ると、従業者 5 人未満の事業所が 43.4%と最も多く占めています。

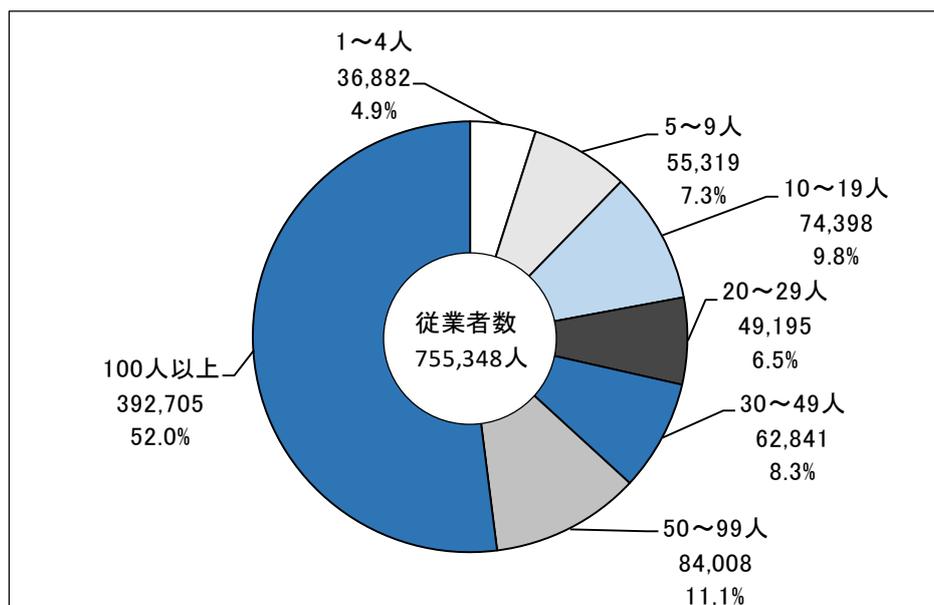
一方、従業者数で見ると、全従業者数 755,348 人の内、52.0%が 100 人以上の大規模な事業所に集中していることがわかります。

図表 14 従業者規模別の事業所数



(資料：平成 28 年経済センサス)

図表 15 事業所の従業者規模別の従業者数



(資料：平成 28 年経済センサス)

第3章 清掃・リサイクルを取り巻く動向

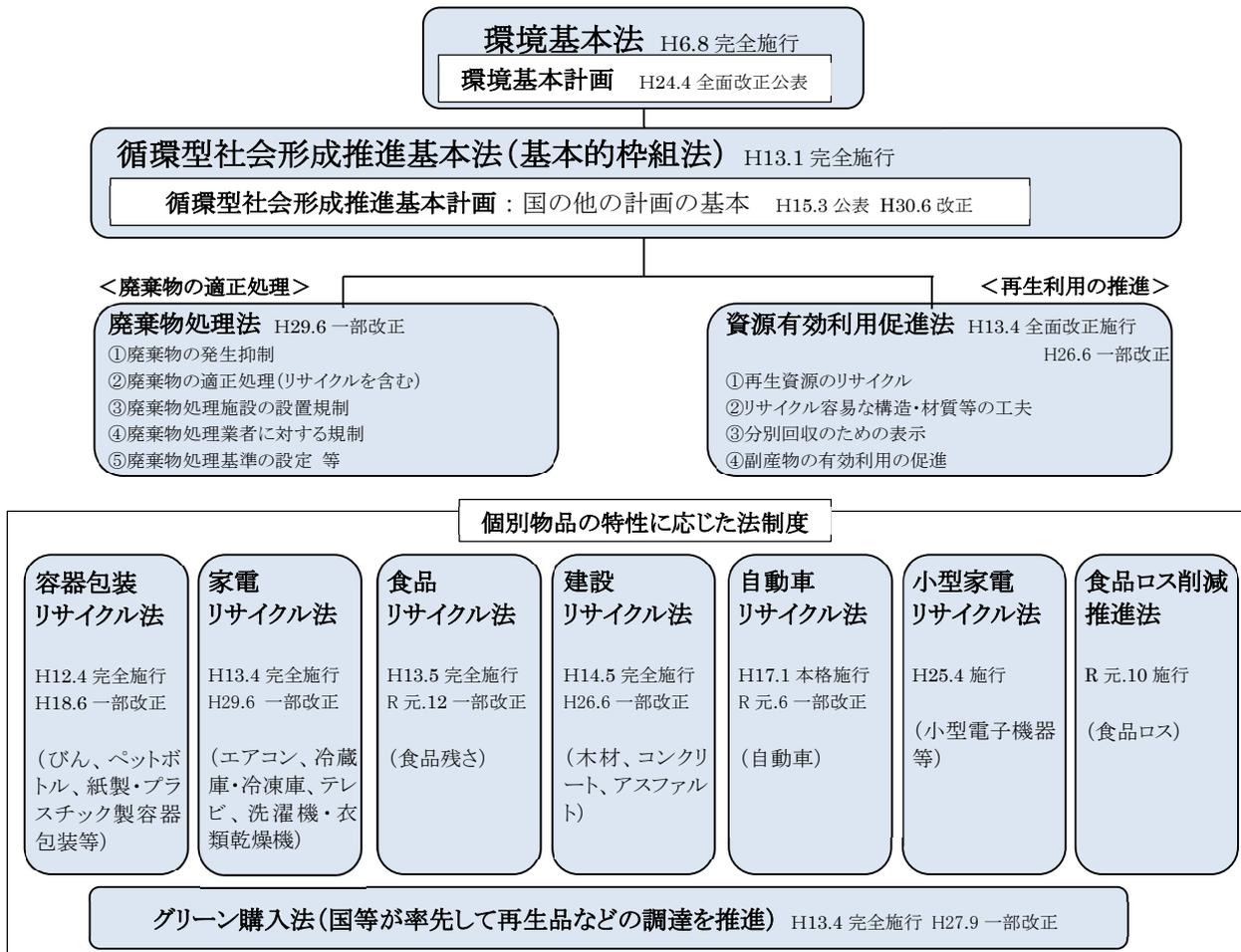
本章では、国の法制度等の改定や、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の動向について整理を行いました。

3.1 国の動向

国では、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会とライフスタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減された「循環型社会」を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」が平成 13（2001）年 1 月に施行されました。

その後、関連する「廃棄物処理法」や「資源有効利用促進法」をはじめ、各種リサイクル法を総合的かつ計画的に推進するための「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、最新の「第四次循環型社会形成推進基本計画」は、平成 30（2018）年 6 月に閣議決定されました。

図表 16 循環型社会形成のための法体系図



(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画の策定

「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30（2018）年 6 月閣議決定）では、国際的な問題となっている食品ロス対策や海洋プラスチックごみ問題への対処などが必要であるとし、プラスチックやバイオマスなどの徹底した資源循環を掲げました。また、自治体レベルから全国レベルに渡る重層的な災害廃棄物対策（災害廃棄物処理計画の策定など）の推進などを掲げました。

(2) 「プラスチック資源循環戦略」の策定

海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化問題に対応するため、国は令和元（2019）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。

戦略では、「3R+Renewable（代替素材）」を基本原則として、廃プラスチックの発生抑制、資源化の推進、海ごみ対策の推進などをうたっています。

また、当戦略を元に容器包装リサイクル法の省令が改定され、令和 2（2020）年 7 月よりレジ袋の有料化（無償配布禁止）制度が導入されました。

図表 17 プラスチック資源循環戦略の概要

基本原則：「3R+Renewable（代替素材）」	
重点戦略	マイルストーン（中間目標点）
<ul style="list-style-type: none">● レジ袋などワンウェイプラスチックの使用削減● プラスチックの分別収集の推進● 再生材、バイオプラの需要喚起● ポイ捨て撲滅、海洋ごみ実態把握など海洋プラスチック対策● 途上国における対策支援● 資源循環関連産業の振興● プラスチック代替製品、リサイクル技術などの技術開発など	<ol style="list-style-type: none">① 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制② 2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに③ 2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル④ 2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により、有効利用⑤ 2030 年までに再生利用を倍増⑥ 2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入

(3) 食品ロス削減推進法の制定・施行

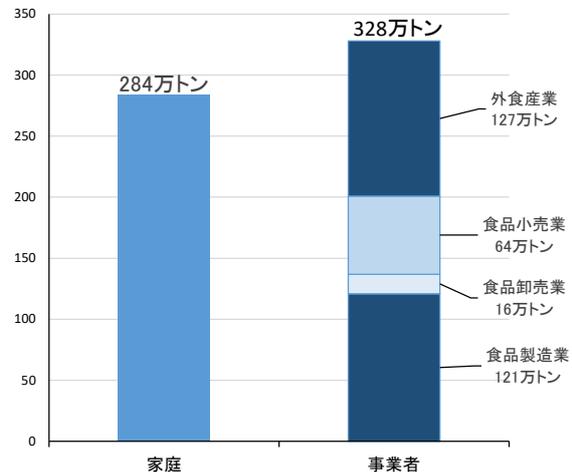
「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年 10 月 1 日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

令和 2 (2020) 年 3 月 31 日、国は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

図表 18 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の概要

- 食品ロス量は、年間 612 万トン（平成 29 (2017) 年度）。このうち、事業系は 328 万トン、家庭系は 284 万トンと推計されています。



- 国は基本的施策として以下を推進します。
 - ・ 教育および学習の振興、普及啓発
 - ・ 食品関連事業者等の取組に対する支援
 - ・ 表彰
 - ・ 実態調査および調査・研究の推進
 - ・ 情報の収集および提供
 - ・ 未利用食品を提供するための活動の支援等
- 国は、令和 12 (2030) 年度までに平成 12 (2000) 年度比で食品ロス量を半減することを目標として掲げています*。
- 都道府県および区市町村には、基本方針を踏まえ「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとされています。

※事業系：食品リサイクル法基本方針（令和元（2019）年 7 月）
家庭系：第四次循環型社会形成推進基本計画

3.2 東京都の動向

(1) 東京都資源循環・廃棄物処理計画の策定

東京都は、平成 28（2016）年 3 月に廃棄物処理計画を改訂し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」を公表しました。

令和 12（2030）年度を目標とする平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間の計画で、食品ロスなどの資源ロスの削減、事業系廃棄物のリサイクルルールづくりなどを主な施策として掲げています。

(2) 「ゼロエミッション東京戦略」の策定

東京都は、平均気温の上昇を 1.5℃に抑え、令和 32（2050）年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献するための「ゼロエミッション東京戦略」を、令和元（2019）年 12 月 27 日に公表しました。

戦略では、分野ごとに令和 32（2050）年に目指すべき姿（ゴール）とロードマップを示し、令和 12（2030）年に到達すべき目標と具体的取り組みを設定しています。

リサイクルに関連する令和 12（2030）年の目標としては、以下を掲げています。

- ・一般廃棄物のリサイクル率：37%
- ・廃プラスチックの焼却量：40%削減
- ・食品ロス発生量（平成 12（2000）年度比）：半減

プラスチック対策については、「プラスチック削減プログラム」を同時に公表し、レジ袋等のワンウェイプラスチック対策、プラスチック分別収集の拡大促進、事業系プラスチックのリサイクルの促進、ペットボトルのボトル to ボトルの推進などを進めるものとしています。



3.3 東京二十三区清掃一部事務組合の動向

平成 12（2000）年度から、23 区の廃棄物の中間処理などを行っている東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）は、平成 27（2015）年 2 月に「一般廃棄物処理基本計画」の改定を行いました。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災の影響による災害対策や地球温暖化対策への意識の高まりなどの社会環境の変化を踏まえ、廃棄物処理施設の強靱化や最終処分場の延命化に向けた取り組みなどを盛り込んでいます。

3.4 国際的な動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）の採択

平成 27（2015）年 9 月、持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が国連サミットにおいて全会一致で採択されました。

SDGs は、令和 12（2030）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

たとえば、「令和 12（2030）年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

図表 19 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

(2) G20 大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有

海洋プラスチックごみ問題の深刻化を受け、令和元（2019）年 6 月の G20 大阪サミットでは、「令和 32（2050）年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロにする」ことなどを盛り込んだ、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が公表されました。既に各国では、ワンウェイのプラスチック製品を規制するなどの法整備が進められています。

(3) 中国をはじめとするアジア諸国での廃棄物輸入規制の強化

中国など東アジア諸国では、廃棄物輸入規制の強化を進めています。中国は、平成 30（2018）年より廃プラスチックや古紙といった廃棄物の輸入規制を強化しました。これにより、日本では産業廃棄物系の廃プラスチックが国内に約 50 万トン滞留していると言われていています。他の東南アジア諸国やインド等でも、廃棄物輸入規制の動きが強まっています。また、中国は古紙も令和 2（2020）年中に古紙輸入量をゼロにすることを目指し輸入を絞っており、日本国内の古紙価格

も下落するといった影響が出始めています。

令和2（2020）年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大が国際的な資源の物流にも影響を与えており、感染拡大の影響が長引けば、国内のリサイクル資源市場も不安定になることが懸念されています。

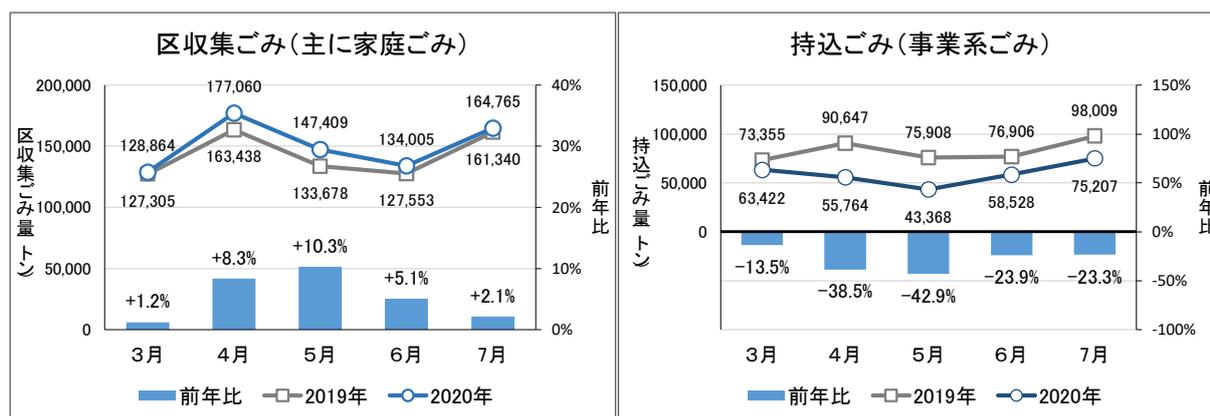
3.5 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

令和2（2020）年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、人々のくらしや経済に大きな影響を及ぼしました。我が国においても、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、東京都を含む7都府県を対象に4月7日に発令され、都民に対しては不要不急の外出自粛、事業者に対してはデパートや劇場等の休止、飲食店の営業時間の短縮、事務所におけるテレワークの推進等が要請されました（緊急事態宣言は5月25日に解除）。

令和2（2020）年3月から7月までの23区全体の月別ごみ量を見ると、緊急事態宣言下の4月から5月の間、区収集ごみは対前年同月比10%前後増加し、持込ごみは40%前後減少しました。（図表20）

また、清掃・リサイクル事業における新型コロナウイルス感染症対策について、環境省は「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21（2009）年3月）の内容に準拠した適正処理を通知するとともに、マスクやティッシュの捨て方や再生資源需要低下に対応した資源物の一時的な家庭内保管など、各種の対応策をQ&A形式で公表するなどの対応を図っています。

図表20 「緊急事態宣言」前後の23区のごみ量



資料：東京二十三区清掃一部事務組合

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後、区民の暮らしや事業活動にどのような影響が、どの程度の期間残るのか、未だ見通せない部分がありますので、清掃・リサイクル事業においても柔軟な対応が必要となります。

第4章 清掃・リサイクル事業の現状

本章では、本区のごみ・資源の収集運搬体制、中間処理・最終処分体制の概要と実績および区民・事業者への普及・啓発事業といった清掃・リサイクル事業の現状についてまとめます。

4.1 清掃・リサイクルの流れ

家庭や事業所から排出されるごみや資源の流れを図表 21 に示します。区はごみの収集・運搬、資源物の回収・リサイクルを担っており、ごみの焼却などの中間処理は清掃一組による共同処理、埋立処分は東京都に委託しています。

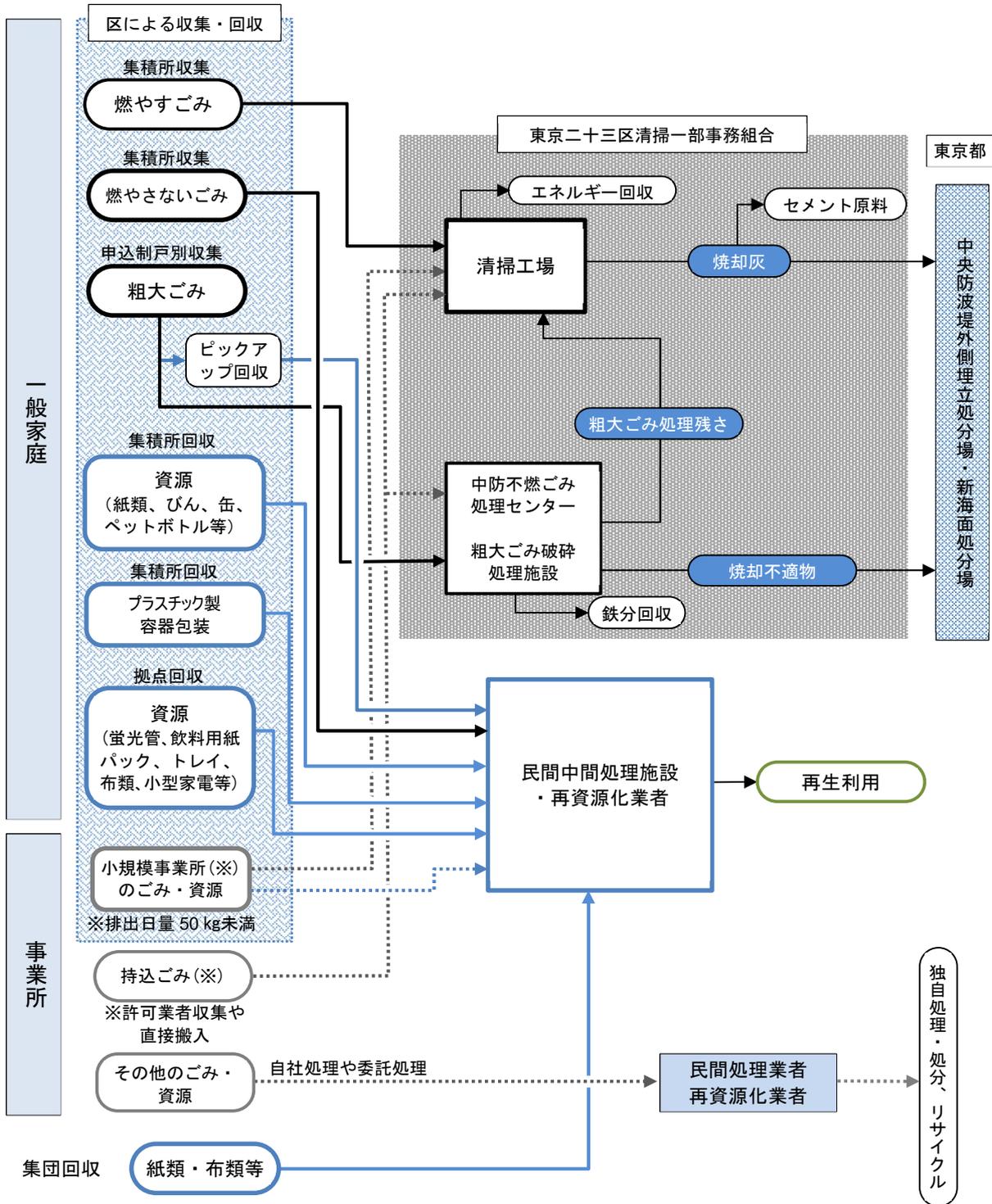
集積所に排出された区収集ごみは、燃やすごみは清掃工場に搬入し焼却処理、燃やさないごみは民間施設に搬入し、資源化しています。粗大ごみは、資源化可能なもの（電子レンジ・炊飯器・DVD プレーヤー等）をピックアップ回収した後、残りを粗大ごみ破碎処理施設に搬入しています。また、区収集以外に許可業者や排出者自らが各施設に直接搬入するごみ（持込ごみ）もあります。

燃やすごみは、清掃工場での焼却処理によって、発電や熱エネルギーを有効に利用した上で減量化を図り、環境への負荷を最小限にしてから最終処分として埋め立てています。

東京都の管理する新海面処分場は「東京湾最後の埋立処分場」と言われており、ごみの減量・資源化によって可能な限り埋立処分量を削減し長期の利用を目指す必要があります。

清掃一組では、埋立処分量の削減および資源の有効利用を目的として、燃やすごみは、平成 27（2015）年度から焼却灰の一部をセメント原料として活用しています。燃やさないごみ、粗大ごみは、鉄分やアルミニウム等リサイクルできるものを回収し、破碎・減容化したのち埋め立てています。

図表 21 区のごみ・資源の流れ



(1) 家庭ごみ・資源の収集・運搬

①集積所収集

ごみの収集・運搬は、中央清掃事務所が行っています。

下表に示すとおり、燃やすごみは週 2 回、燃やさないごみ・資源・プラスチック製容器包装は週 1 回の回収です。ただし、京橋、銀座、八重洲、日本橋、人形町の一部の地域では、繁華街から大量のごみが排出されるため、日曜日を除き毎日収集を行っています。組大ごみは事前に申し込みを受け付けて有料収集しています。

図表 22 収集回数と対象のごみ・資源

項目	燃やすごみ	燃やさないごみ	資源 (集積所回収)	プラスチック製 容器包装	粗大ごみ
ごみ・ 資源	生ごみ・木くず・紙くず等、プラスチック製品（プラスチック製容器包装以外）、ゴム・皮革製品等	金属類、ガラス・陶磁器類等	紙類（新聞、雑誌、段ボール）、びん、缶、金属製の鍋・やかん・フライパン、ペットボトル	プラマークがついている容器と包装（商品を入れているもの、商品を使用・分離した際に不要となるもの）	一辺の長さがおおむね 30cm を超える家具や寝具等
収集回数	週 2 日	週 1 回	週 1 回 資源の日	週 1 回 プラマークの日	週 1 回（申込制） 粗大ごみの日

※動物死体処理は、飼い主や土地建物の占有者が自らの責任で処理することが原則ですが、自ら処理することが困難な場合、ペットについては処理手数料を徴収して区が引き取り処理業者に火葬処分を委託しています。

②拠点回収

区では、区内の 36 カ所の公共施設に回収箱を設置しているほか、区内の全小学校等を回収場所として、資源の拠点回収を実施しています。

図表 23 拠点回収資源一覧

回収品目	全小学校、銀座中学校・日本橋中学校（土曜日の指定時間）	区役所・区民センター等公共施設（36 カ所）（随時）
飲料用紙パック	○	○
食品用発泡スチロールトレイ	○	○
廃食用油	○	
布類	○	○（リサイクルハウスかざぐるま）
電池類	○	○（リサイクルハウスかざぐるま等 8 カ所）
蛍光管	○	
体温計・血圧計・温度計（水銀式）	○	
小型家電	○	○（リサイクルハウスかざぐるま等 6 カ所）
園芸土	○	

③集団回収

区では、集団回収を行っている町会やマンション等の区民団体への用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。新築マンション等に対しては、不動産会社・管理会社を通じて集団回収への参加を呼びかけており、令和2(2020)年4月1日現在の登録団体数は323団体です。

図表 24 集団回収登録団体数の推移

単位：団体

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
登録団体数	229	252	289	301	310	323

支援・助成内容は以下のとおりです。

- 回収量に応じた助成金：回収量1キログラムにつき7円を支給
- 団体助成金：回収実績がある団体に対し、団体助成金として半期ごとに12,000円を支給
- 資源回収ボックスや回収した資源を運ぶ台車等の貸し出し
- 新規登録団体に、回収に必要な軍手・紙ひも・エプロンの消耗品を支給

(2) 分別徹底・適正排出の取り組み

分別の徹底や不適正排出等の防止に向けては、以下の取り組みを行っています。

①ごみ減量の普及・啓発

清掃事業に対する区民の理解とごみの発生抑制やリサイクルへの取り組みを促すため、家庭向けの啓発用冊子「清掃・リサイクルハンドブック」や「ごみと資源の分け方・出し方」等の配布、ホームページによる情報提供や清掃車へのポスター掲示等、様々な広報活動を展開しています。

子どもに対しては年代別ハンドブックの作成、親子環境施設見学会、小学校等で開催する「環境学習」を通じて、ごみの減量と分別の大切さについての普及・啓発を図っています。また「ごみと資源の分け方・出し方」については外国人向けに、英語・中国語・ハングル語版を作成しています。

②ふれあい指導

区民や事業者に対して、ごみの減量や排出方法、手数料制度やリサイクル等について対話によるきめ細かな説明や指導を行い、清掃事業への一層の理解と協力

を得ることを目的に、「ふれあい指導班」を設け「ふれあい指導」を実施しています。

③ふれあい収集

障害のある方や65歳以上の高齢者等の世帯の方で、身近な人の協力を得ることができず、集積所等までごみや資源を自ら運び出すことが困難な場合、安否等の確認も含めて職員が玄関先等まで訪問して収集（回収）を行っています。

図表 25 ふれあい収集世帯数

単位：世帯

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R元
ふれあい収集世帯数	51	64	82	96	112	95

④ごみ減量・リサイクルアドバイザー

町会や自治会、マンション、事業者、商店街等からの要望に応じ、清掃事務所の職員をアドバイザーとして派遣し、ごみに関する問題等を一緒に考えるとともに、ごみの減量やリサイクルの取り組みに関するアドバイスを行っています。

⑤資源持ち去り防止対策

集積所からの古紙やびん、缶などの資源の持ち去りを防止するため、平成21（2009）年4月に「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を改正し、資源物の持ち去り行為を禁止するとともに、従わないときは氏名等の公表ができることとし、以下の対策を実施しています。

- ・資源持ち去り防止パトロール
- ・新聞回収袋の配布(持ち去り禁止と区の資源回収に出すことを明示した袋)



新聞回収袋

⑥不法投棄防止対策

集積所の不法投棄については、発見次第清掃事務所へ、また、集積所以外で発見した場合は所管の関係機関に連絡するよう、パンフレットや広報等を通じて呼びかけを行っています。

⑦カラス対策

カラス等の被害による集積所の散乱防止のため、区民の方へ防鳥ネットの無料貸し出しを実施しています。

⑧早朝収集

まちの景観を美しくかつ清潔に保つとともに、商店街の活性化や交通渋滞の緩和等に寄与するため、銀座、八重洲、日本橋の一部の地域については早朝収集として、都市活動が始まる前の午前7時台に収集を開始しています。

(3) 事業系ごみの減量と適正処理

区では、事業系ごみの減量と適正排出を推進するため、以下の取り組みを行っています。

①建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置

延床面積 3,000m²以上の建築物を建築しようとする場合は、その建築物に廃棄物保管場所ならびに資源保管場所等の設置を義務づけています。

②事業用建築物の廃棄物管理責任者の選任、区の指導・助言等

延床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき廃棄物管理責任者の選任と再利用計画書の提出、1,000 m²以上の建築物の所有者等についても要綱で、廃棄物管理責任者の選任と再利用実績報告書の提出を義務づけています。また、廃棄物管理責任者に対し新任講習やフォロー講習を実施するとともに、事業所の立入検査を実施し、ごみの減量と適正処理について指導しています。

図表 26 事業用建築物の排出指導・立入検査件数

単位：件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
事業用大規模建築物	293	278	314	317	268	306
事業用建築物	204	176	76	88	92	90
合計	497	454	390	405	360	396

③区収集に排出する場合の排出基準

排出量が日量 50 kg未満の小規模の事業者については、「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装」「資源」について、家庭ごみの収集に支障の無い範囲で、中央区の有料ごみ処理券を貼り、排出することが認められています。

区では、適正排出・リサイクルを促進するため、事業所向け冊子の配布のほか、排出量の基準や分別が守られない事業所については、ふれあい指導の一環として随時、指導を行っています。

図表 27 事業系有料ごみ処理券の種類と料金（平成 29（2017）年 10 月 1 日改定）

券種	10 リットル券 (10 枚セット)	20 リットル券 (10 枚セット)	45 リットル券 (10 枚セット)	70 リットル券 (5 枚セット)
料金	760 円	1,520 円	3,420 円	2,660 円

(4) 中間処理

現在、ごみの中間処理は 23 区が共同で設置している清掃一組が 23 区との連携と調整を図りながら実施しています。中間処理については、燃やすごみ、燃やさないごみ、組大ごみのそれぞれで処理の形態が異なります。

①燃やすごみの処理

燃やすごみは、清掃一組の中央清掃工場で焼却処理されています。中央清掃工場では、最新の設備により燃焼温度の適正な管理を行い、公害防止対策に万全を期しています。

また、ごみが燃焼する際に発生する熱によって蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機で発電を行っています。これにより、工場内の電力をまかなうとともに、余った電力は電気事業者に売却し、区内の小学校等公共施設に安価で供給しています。更に、工場内と清掃関連施設での給湯や冷暖房にも蒸気を活用するほか、隣接する温浴施設「ほっとプラザはるみ」（※令和 2（2020）年 4 月 1 日から休館中）にも供給しています。



中央清掃工場
写真提供：東京二十三区清掃一部事務組合

図表 28 中央清掃工場の概要

所在地	中央区晴海五丁目 2 番 1 号
敷地面積	約 29,000m ²
焼却炉	全連続燃焼式火格子焼却炉
処理能力	600 トン/日（300 トン/日・炉×2 炉）
排ガス処理方法	ろ過集じん器、排ガス洗浄塔、触媒塔
発電能力	15,000kW（抽気復水タービン）

②燃やさないごみ

燃やさないごみについては、民間の廃棄物処理業者に選別および資源化を委託し、有効利用を図っています。

③粗大ごみ

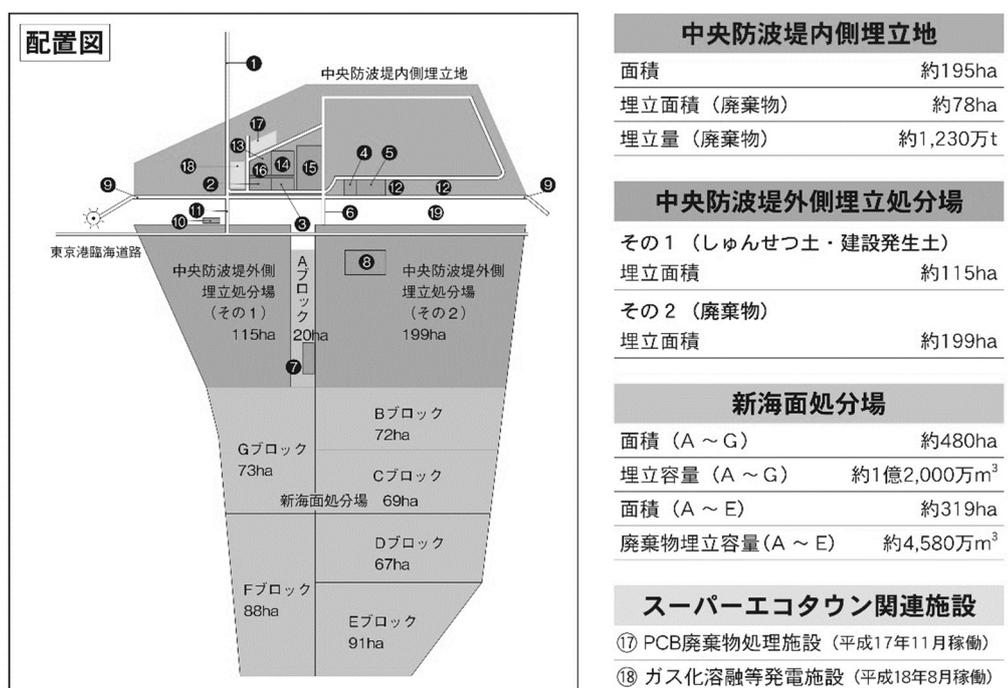
粗大ごみについては、再利用可能なものをピックアップ回収した後、残りは清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に搬入され、破碎・減容化および資源物（鉄分）の回収後、可燃物は清掃工場で焼却し、不燃物は埋立処分されています。

(5) 最終処分

清掃工場で焼却処理した後の焼却灰および粗大ごみ処理施設等で破碎・減容化し、資源回収した後の不燃物（ガラス・陶磁器類等）は、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場で埋立処分されています。

また、灰の一部はセメント原料化を実施しています。

図表 29 中央防波堤外側埋立処分場・新海面処分場の概要



東京都

- ① 第二航路海底トンネル
- ② 中防合同庁舎
- ③ 第一排水処理場
- ④ ガス有効利用施設
- ⑤ 第三排水処理場
- ⑥ 海の森大橋
- ⑦ 受入管理施設
- ⑧ 調整池
- ⑨ 中央防波堤
- ⑩ 物揚場（船舶輸送揚陸施設）
- ⑪ 中防大橋
- ⑫ 東京臨海風力発電所（東京風ぐるま）

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑬ 破碎ごみ処理施設
- ⑭ 粗大ごみ破碎処理施設
- ⑮ 中防不燃ごみ処理センター
- ⑯ 中防灰溶融施設
- ⑰ 海の森水上競技場

処分場の変遷

処分場	年度										面積	廃棄物埋立処分量
	1955	'65	'75	'80	'85	'90	'95	2000				
① 8号地(江東区潮見)											364,000m ²	約371万t
② 14号地(江東区夢の島)											450,000m ²	約1,034万t
③ 15号地(江東区若洲)											712,000m ²	約1,844万t
④ 中央防波堤内側埋立地											780,000m ²	約1,230万t
⑤ 中央防波堤外側埋立処分場											1,990,000m ²	約5,501万t (平成30年度末現在)
⑥ 羽田沖(大田区羽田空港)											124,000m ²	約168万t
⑦ 新海面処分場											3,190,000m ²	約842万t (平成30年度末現在)

() 現町名

資料：東京都環境局「東京都廃棄物埋立処分場」パンフレットより転載

4.2 ごみ量・資源回収量の推移

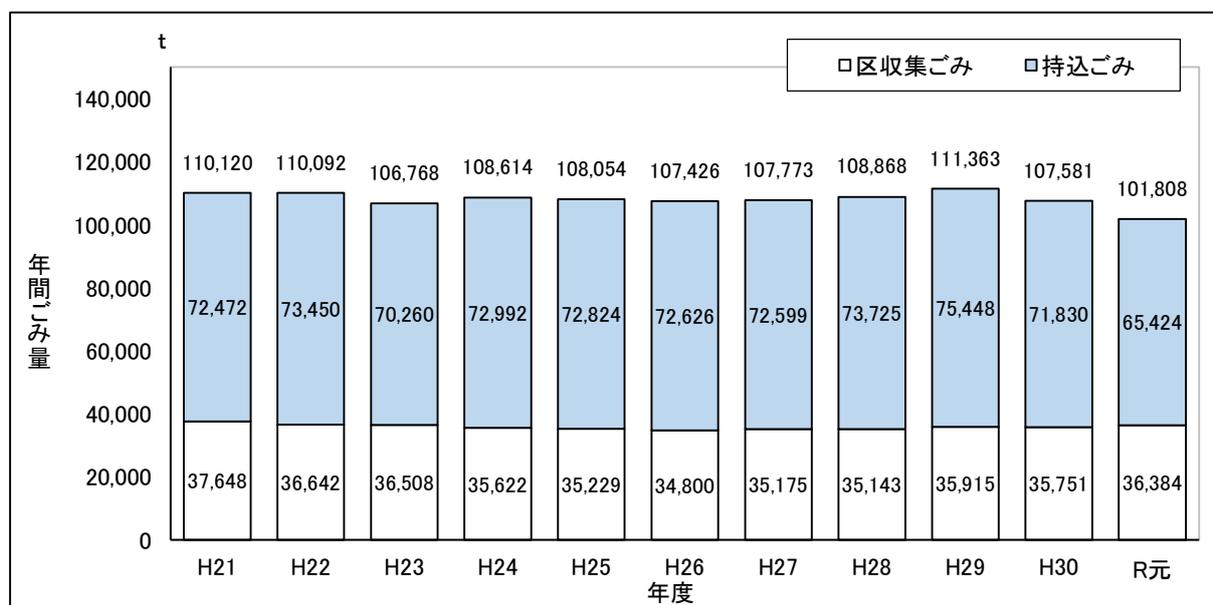
(1) ごみ量の推移

①区収集ごみ量・持込ごみ量の推移

令和元年度のごみの総量は 101,808 トンでした。その内、区収集ごみ量は 36,384 トンで前年度よりも増加していますが、過去 10 年間を見ると人口増にも関わらずほぼ横ばいとなっています。一方、令和元年度の持込ごみ量は 65,424 トンで前年度より約 6,400 トン減少しています。

図表 30 本区のごみ量（区収集ごみ量・持込ごみ量）の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
各年度10月1日人口(人)		118,280	121,317	124,637	127,879	131,737	137,047	141,750	148,283	155,295	161,456	167,103
区収集 ごみ量 (t/年)	燃やすごみ	34,907	33,839	33,556	32,856	32,424	32,023	32,382	32,431	33,128	32,873	33,357
	燃やさないごみ	1,730	1,787	1,746	1,609	1,485	1,470	1,470	1,375	1,358	1,377	1,352
	粗大ごみ	1,012	1,016	1,207	1,157	1,321	1,307	1,322	1,336	1,428	1,502	1,674
	合計	37,648	36,642	36,508	35,622	35,229	34,800	35,175	35,143	35,915	35,751	36,384
持ち込みごみ(t/年)		72,472	73,450	70,260	72,992	72,824	72,626	72,599	73,725	75,448	71,830	65,424
合計(t/年)		110,120	110,092	106,768	108,614	108,054	107,426	107,773	108,868	111,363	107,581	101,808



②区民1人1日あたりごみ量の推移

区収集ごみには家庭ごみのほか、小規模事業所が排出する事業系ごみもあります。区収集ごみに含まれる家庭ごみと事業系ごみの比率は、一般廃棄物処理基本計画改定時に行う「中央区ごみ排出実態調査」から推計しています※。

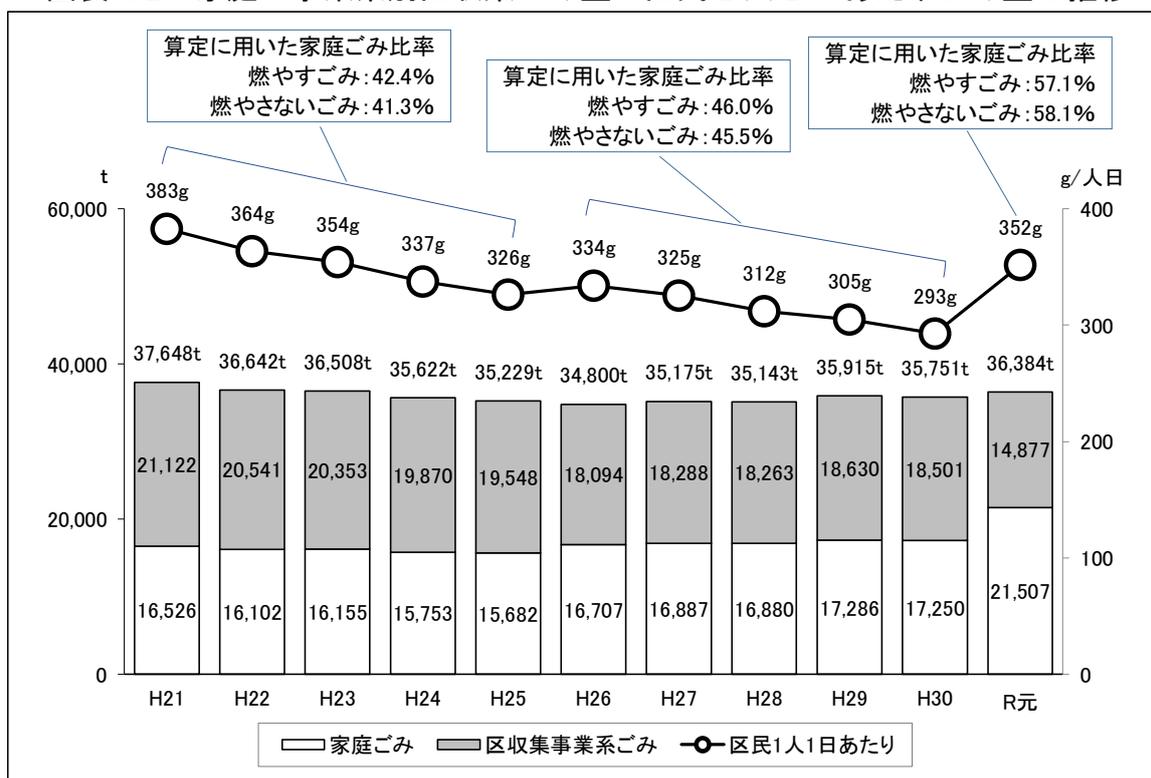
※区収集ごみに含まれる家庭ごみの比率を以下のように設定しています。

- ・平成 21 (2009) ～25 (2013) 年度 : 燃やすごみ 42.4%、燃やさないごみ 41.3%
(平成 21 年度中央区ごみ排出実態調査より)
- ・平成 26 (2014) ～30 (2018) 年度 : 燃やすごみ 46.0%、燃やさないごみ 45.5%
(平成 26 年度中央区ごみ排出実態調査より)
- ・令和元 (2019) 年度～ : 燃やすごみ 57.1%、燃やさないごみ 58.1%
(令和元年度中央区ごみ排出実態調査より)

ここ 10 年間の区収集ごみ量は概ね横ばい傾向にあります。平成 26 (2014) 年度と令和元 (2019) 年度に家庭ごみが増加し、区収集事業系ごみが減少しているように見えますが、これは、中央区ごみ排出実態調査に基づく家庭ごみと事業系ごみの比率の見直しがあったためです。

区収集ごみ全体の量は横ばい傾向にあり、その間人口は一貫して増え続けているため、家庭ごみ・事業系ごみ比率の見直しがあった年度以外の区民1人1日あたりの家庭ごみ量は減少しています。

図表 31 家庭・事業系別区収集ごみ量・区民1人1日あたりごみ量の推移



(2) 資源回収量の推移

① 施策別資源回収量

「分別回収」は、集積所における回収で、紙類、びん・缶、金属類、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象としています。

小学校や公共施設などにおける「拠点回収」は、紙パック、トレイ、廃食用油、布類、電池類、蛍光灯、小型家電、水銀使用製品が対象となっています。

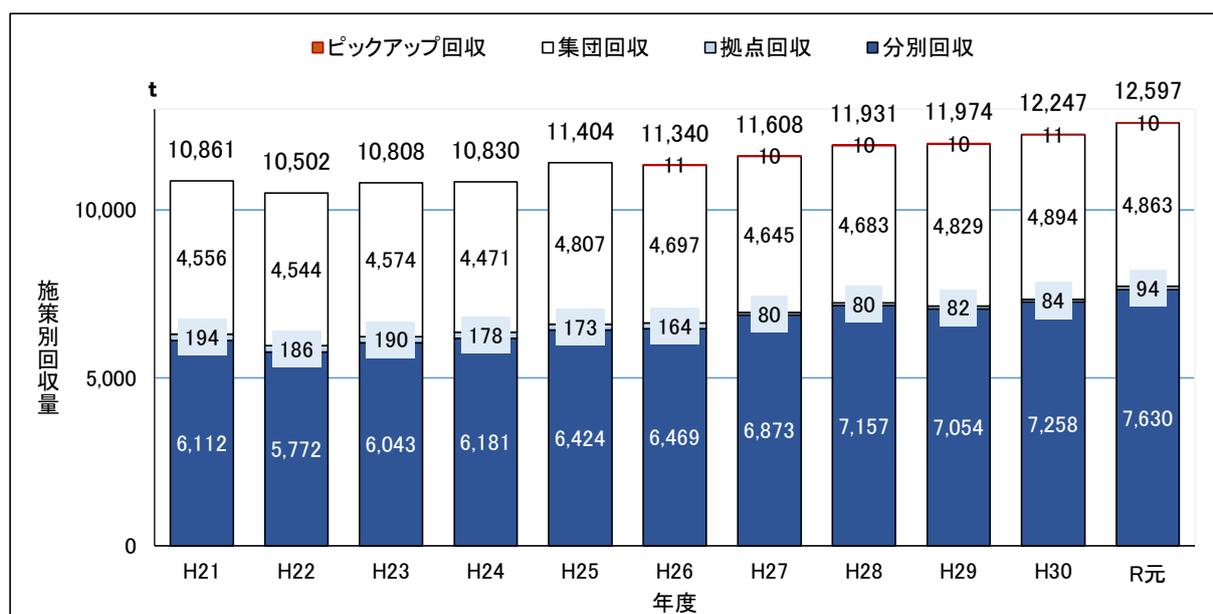
町会・PTA等の地域団体による「集団回収」に対しては、区では用具類の貸出しや助成金の交付等の活動支援を行っています。令和2(2020)年4月1日現在の登録団体数は323団体です。

資源回収量は増加傾向にあり、令和元(2019)年度合計は12,597トンとなっています。ただし、区民1人1日あたり*で見ると集団回収量は減少傾向にあります。

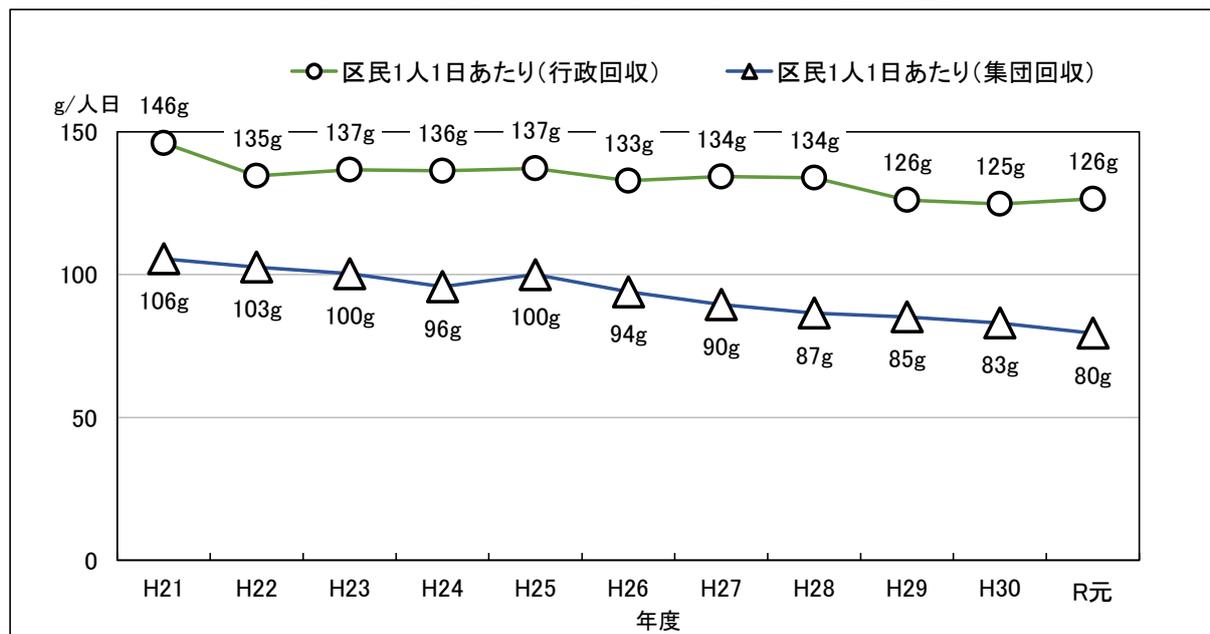
※行政回収等に出される事業系資源も含まれます。

図表 32 施策別資源回収量の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
行政回収	分別回収	6,112	5,772	6,043	6,181	6,424	6,469	6,873	7,157	7,054	7,258	7,630
	拠点回収	194	186	190	178	173	164	80	80	82	84	94
	小計	6,305	5,958	6,234	6,360	6,597	6,633	6,953	7,237	7,135	7,342	7,724
集団回収		4,556	4,544	4,574	4,471	4,807	4,697	4,645	4,683	4,829	4,894	4,863
ピックアップ回収							11	10	10	10	11	10
合計		10,861	10,502	10,808	10,830	11,404	11,340	11,608	11,931	11,974	12,247	12,597



図表 33 区民 1 人 1 日あたり資源回収量の推移



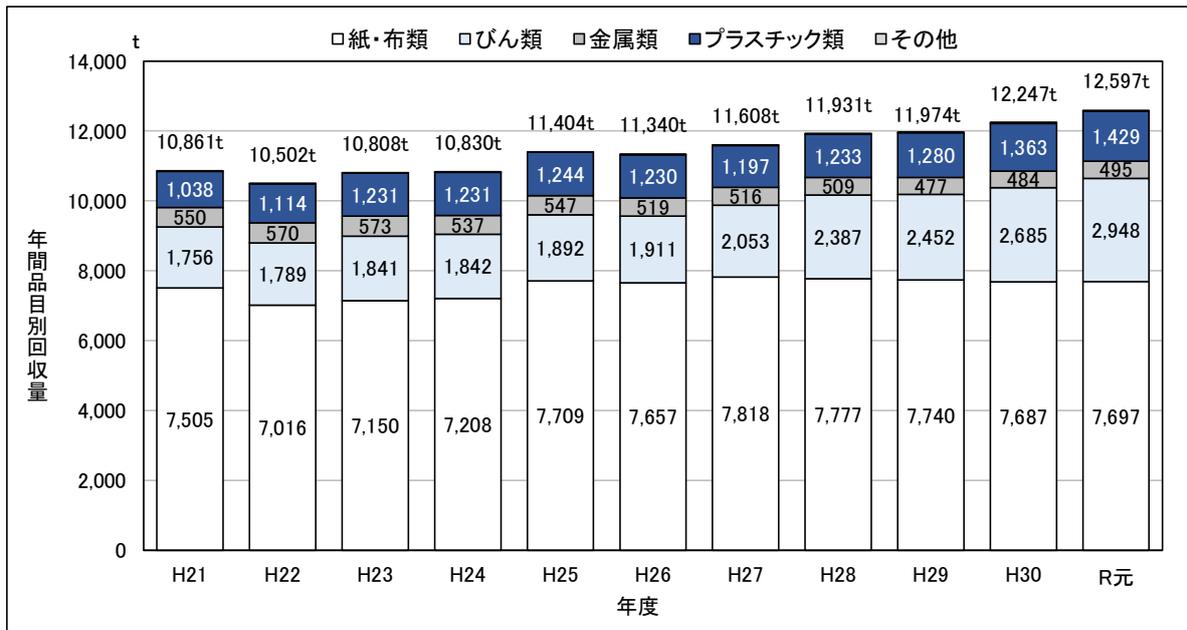
②品目別の資源回収量

品目別に見ると、びん類やペットボトルを含むプラスチック製容器包装の回収量は伸びているものの、近年、紙類の回収量は減少傾向にあることがわかります。

なお、「その他」には、平成 26 (2014) 年 4 月から開始された粗大ごみからのピックアップ回収 (電子レンジ・炊飯器・DVD プレーヤー等) の量も含まれています。

図表 34 品目別資源回収量の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
ごみ	紙類	7,445	6,956	7,081	7,146	7,647	7,593	7,748	7,694	7,659	7,598	7,589
	布類	60	60	68	62	62	64	70	84	80	89	108
	小計	7,505	7,016	7,150	7,208	7,709	7,657	7,818	7,777	7,740	7,687	7,697
びん類		1,756	1,789	1,841	1,842	1,892	1,911	2,053	2,387	2,452	2,685	2,948
金属類		550	570	573	537	547	519	516	509	477	484	495
プラスチック類	トレイ	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	2
	プラ製容器包装	413	479	504	516	519	506	499	498	497	506	528
	ペットボトル	623	633	725	713	723	722	697	734	782	856	899
	小計	1,038	1,114	1,231	1,231	1,244	1,230	1,197	1,233	1,280	1,363	1,429
その他	廃食用油	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.3	2.3	2.3	2.5	2.4
	蛍光管、水銀使用製品	1.5	1.3	1.1	1.0	1.3	1.3	1.1	1.0	1.1	1.0	0.9
	電池類	8.1	8.7	9.6	9.2	9.5	9.6	9.5	10.2	10.1	9.9	11.7
	小型家電	-	-	-	-	-	0.5	0.8	0.6	1.9	2.8	3.1
	粗大系小型家電	-	-	-	-	-	10.6	9.8	10.5	10.5	10.7	10.2
	小計	12.3	12.4	13.0	12.4	12.9	24.1	23.4	24.6	25.9	26.8	28.3
合計		10,861	10,502	10,808	10,830	11,404	11,340	11,608	11,931	11,974	12,247	12,597



(3) 事業系ごみの再利用率

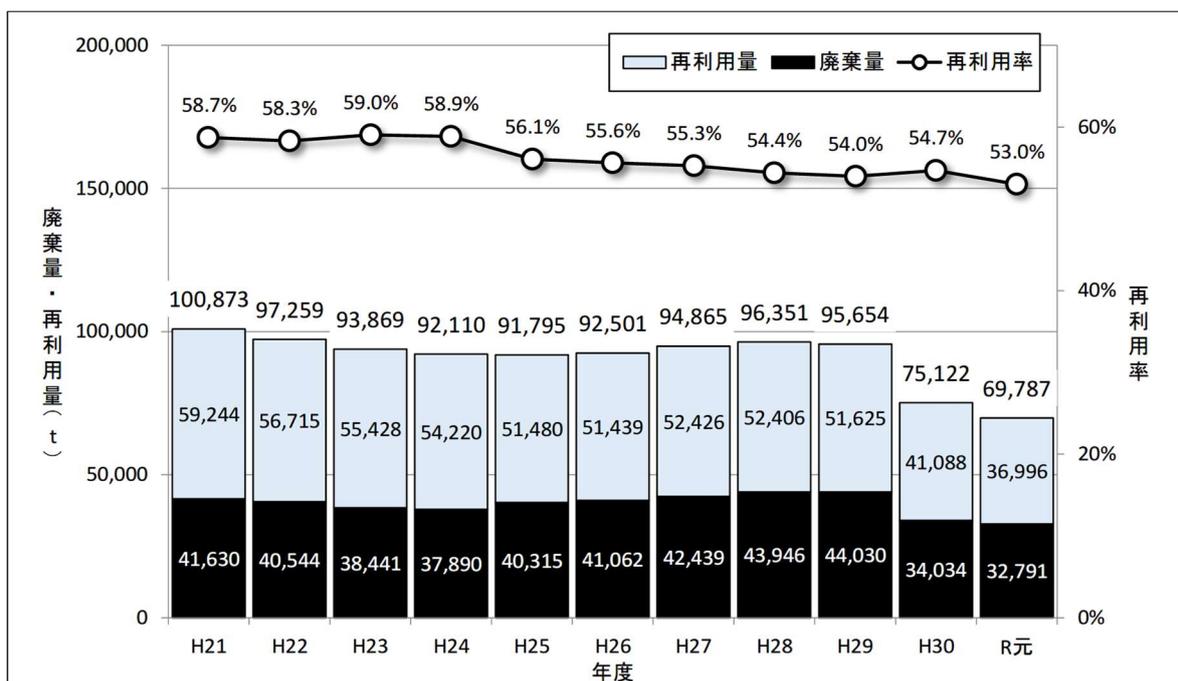
①事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）の事業系ごみ量

区では、延床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者等には、条例に基づき、廃棄物管理責任者の選任と「再利用計画書」の提出を義務づけています。

図表 35 は、「再利用計画書」の実績欄を年度ごとに集計したものです。

平成 30（2018）年度以降の排出量の大幅な減少は、築地市場の豊洲移転（10月）などが要因と考えられます。

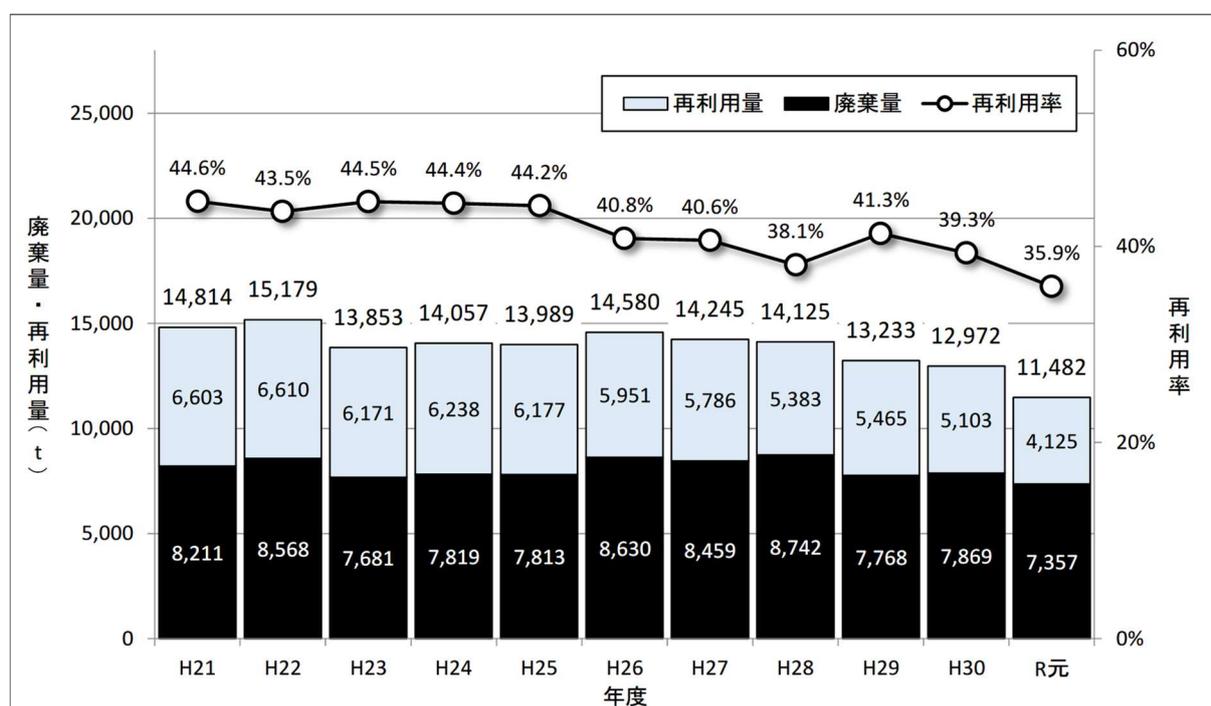
図表 35 事業用大規模建築物のごみ量・再利用量、再利用率



②事業用建築物（延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満）の事業系ごみ量

区は、延床面積 1,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満の事業用建築物の所有者等に対し、廃棄物管理責任者の選任と「再利用実績報告書」の提出を義務づけています。「再利用実績報告書」の集計では、令和元（2019）年度に再利用率が前年度より約 1,000 トン減少し、再利用率が 35.9%と前年度より 3.4 ポイント低下しています。

図表 36 事業用建築物のごみ量・再利用率、再利用率



4.3 清掃・リサイクル経費の推移

区の清掃事業費（職員給与および温浴施設「ほっとプラザはるみ」関連経費を除く）は、ここ数年 18 億円強で推移しており増加傾向にあります。

内訳を見ると、ごみの収集・運搬事業や清掃一組分担金（中間処理の共同処理経費を各区から出るごみ量等に応じて負担）が増加傾向にあります。

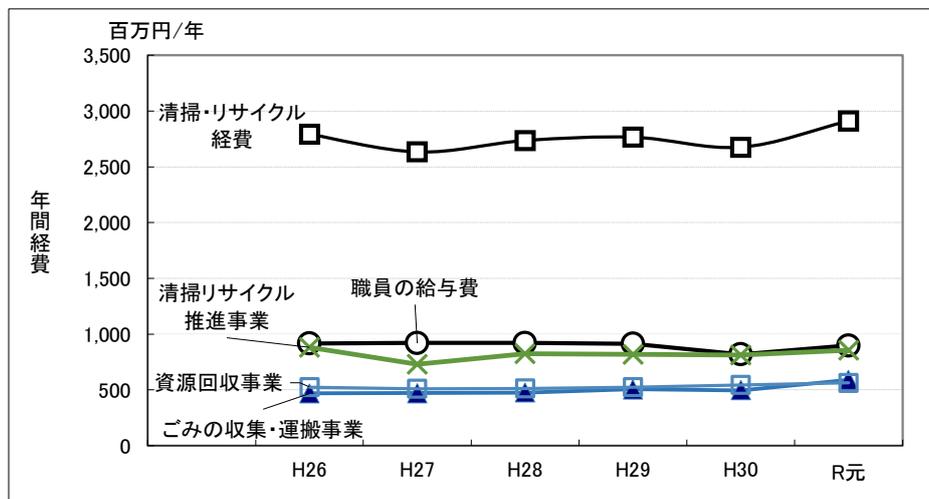
また、清掃・リサイクル事業に関する歳入は、主に廃棄物処理手数料と資源売却収入で、令和元（2019）年度は約 6 億 3 千万円となっています。

図表 37 清掃・リサイクル経費の推移

単位:千円

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分							
清掃・リサイクル経費(A+B+C+D+E)		2,793,884	2,633,449	2,735,851	2,765,681	2,676,634	2,911,031
職員の給与費 (A)		915,281	920,321	921,102	914,946	819,356	897,766
清掃事業費	ごみの収集・運搬事業 (B)	469,274	471,638	477,137	506,235	497,410	591,715
	排出指導及び一般廃棄物処理業許可事業 (C)	962	1,108	1,118	594	717	654
	清掃リサイクル推進事業 (D)	882,472	730,015	823,692	819,809	813,362	857,034
	(うち清掃一組分担金)	(829,876)	(669,832)	(666,621)	(760,655)	(764,146)	(800,368)
	資源回収事業 (E)	525,895	510,367	512,802	524,097	545,789	563,862

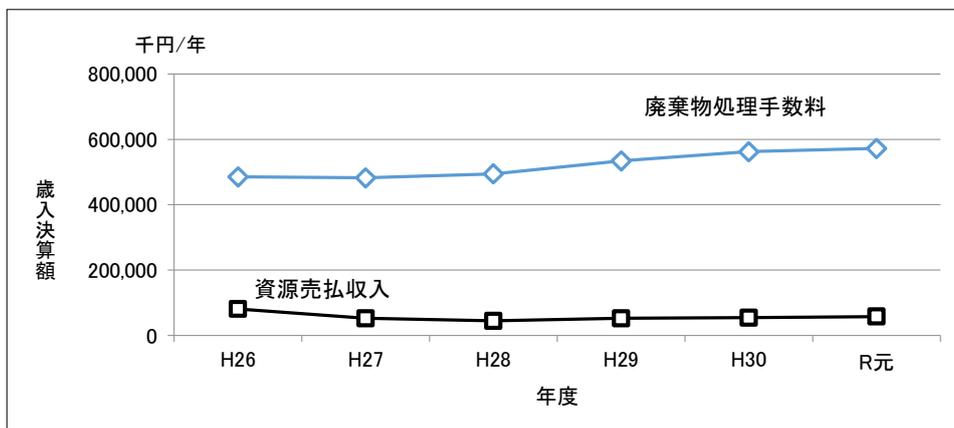
※ 清掃リサイクル推進事業は清掃費と環境推進費を合計している。



図表 38 歳入決算額の推移

単位:千円

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R元
区分							
廃棄物処理手数料		485,460	482,552	494,584	534,446	562,758	571,914
資源売払収入		81,505	52,867	44,884	52,752	54,483	58,215
合計		566,965	535,419	539,468	587,198	617,241	630,129



4.4 区民を対象とした3R活動の促進の状況

(1) 普及・啓発

区民を対象とした主な普及・啓発活動は以下のとおりです。

①啓発冊子の配布

以下の冊子を配布し、ごみ・資源の正しい分け方や出し方、ごみ減量やリサイクルについて情報提供しています。

■ごみと資源の分け方・出し方

- ・ 隔年ごとに発行し区内全世帯に配布。
(転入者や希望者へは随時配付)
- ・ 外国人向けに、英語・中国語・ハングル語版を作成。

■清掃・リサイクルハンドブック

- ・ ごみやリサイクルに関する一般知識やデータ、各種事業案内などを掲載。



ごみ処理・資源リサイクルに関する情報冊子

②区報・ホームページ等

区のおしらせやホームページ、環境情報誌等において、ごみの減量や3R推進等に関する情報を随時発信しています。

③子ども向け普及・啓発

小学生とその保護者を対象とした「親子環境施設見学会」を開催しています。また、小学校・幼稚園等で「環境学習」を実施しています。

さらに、小学校の低学年向け・高学年向けにそれぞれごみ・リサイクルに関するハンドブックを作成し、授業等に活用しています。

その他、児童・生徒を対象とした「こどもエコクラブ」の活動支援を実施しています。



小学校低学年向けハンドブック

④環境パネル展

環境月間（6月）行事の一環として、身近な環境問題、リサイクルや地球環境問題に関する環境パネル展を開催しています。

⑤エコまつり

3Rの推進をはじめ環境問題全般について、クイズや体験を通して楽しみながら学べる環境イベントを毎年6月に実施しています。



エコまつり

⑥フリーマーケットの開催

毎年6月に行われるエコまつりと同時にフリーマーケットを開催しているほか、地域におけるフリーマーケットの開催を支援しています。

(2) 家庭から出る資源のリサイクルの促進

①リサイクル推進協力店

リサイクル商品を取り扱っている店や簡易包装等を推進している店等、ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組む販売店等を「リサイクル推進協力店」として認定し、区民に紹介しています。

②自転車のリサイクル

区が撤去し、保管している放置自転車のうち、所有者が不明なもの、または判明していても引き取りのないものを中央区放置自転車リサイクル事業協力店により点検・整備し、リサイクル自転車として安価で提供しています。

③「土のリサイクル」

毎週土曜日に区内全小学校および銀座中学校・日本橋中学校（資源の拠点回収場所）で回収し、業者委託による再生処理を行ったうえ、再生土を「花と苗木の即売会」等で配布しています。

図表 39 土の回収量・再生量

項目	単位:kg					
	H26	H27	H28	H29	H30	R元
回収量	15,580	15,147	17,068	14,660	15,240	18,812
再生量	12,595	14,415	15,330	13,110	14,960	12,690

(3) 活動拠点の活用

①リサイクルハウスかざぐるま

リサイクル活動の拠点として、区内2カ所に「リサイクルハウスかざぐるま」を設置し、資源の再利用やリサイクル意識の啓発を実施しています。



リサイクルハウスかざぐるま箱崎町

図表 40 リサイクルハウスかざぐるまの施設概要

年度 項目	リサイクルハウスかざぐるま明石町	リサイクルハウスかざぐるま箱崎町
開設年月日	平成6（1994）年12月10日	平成16（2004）年4月21日
所在地	明石町14番1号	日本橋箱崎町36番15号
電話番号	3546-2991	3668-5037
敷地面積	707.07㎡	997.99㎡
延床面積	744.94㎡	614.92㎡(1,261.10㎡のうち)
施設内容	2階：リサイクルコーナー、不用品交換情報の掲示 3階：資料コーナー	
開館時間	午前9時～午後5時	
休館日	月曜日、祝日、年末年始（12月28日～1月4日）および月末の館内整理日	

②不用品のリユース（再使用）

リサイクルハウスかざぐるまでは、不用になった衣類や雑貨類を預かり、希望する人に有償または無償で譲渡するリユースコーナーを設置しています。

また、「不用品交換システム」として、リサイクルハウスかざぐるまの掲示板や区のホームページに再使用可能な不用品の交換情報を掲載しています。

図表 41 リサイクルハウスかざぐるまの利用状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R元	
明石町	来館者数(人)	40,249	43,374	41,664	45,391	42,296	39,602	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	11,725	12,090	12,470	12,331	12,132	11,991
		展示数(点)	56,667	58,097	60,139	59,353	58,548	57,668
		販売点数(点)	36,931	38,230	37,497	37,736	35,941	34,849
箱崎町	来館者数(人)	27,015	26,239	24,552	28,515	26,951	24,309	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	6,310	6,357	5,060	5,891	5,925	6,322
		展示数(点)	41,839	42,021	33,456	38,665	39,187	40,223
		販売点数(点)	25,170	25,199	19,804	23,448	23,326	23,094
合計	来館者数(人)	67,264	69,613	66,216	73,906	69,247	63,911	
	不用品 販売状況	出品者数(人)	18,035	18,447	17,530	18,222	18,057	18,313
		展示数(点)	98,506	100,118	93,595	98,018	97,735	97,891
		販売点数(点)	62,101	63,429	57,301	61,184	59,267	57,943

③リサイクル教室

余り布から帽子づくりなど、不用品を再生利用する「リサイクル教室」や、「エコ・クッキング教室」を開催しています。



余り布で作った布ぞうり

④環境情報センター

環境情報の提供・発信および区民や事業者、環境活動団体の環境活動拠点として、平成 25（2013）年 6 月に「環境情報センター」を開設、環境の保全に関する講演会・講座の開催や展示などを実施しています。



環境情報センター

図表 42 環境情報センターの施設概要

開設年月日	平成 25（2013）年 6 月 2 日
所在地	中央区京橋三丁目 1 番 1 号 東京スクエアガーデン 6 階 京橋環境ステーション内
電話番号	6 2 2 5 - 2 4 3 3
延床面積	410.55m ²
施設内容	展示情報コーナー、交流室、研修室 1、研修室 2
利用時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(4) 地域ぐるみの取り組み

①クリーンデー

地域美化意識の高揚を図り、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱を防止するため、平成 3（1991）年度から、5 月 30 日（ゴミゼロの日）に町会・自治会、ボランティア、企業等により、まちの一斉清掃を行うクリーンデーを実施しています。

図表 43 クリーンデー参加団体数の推移

単位：団体

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
参加団体数	252	269	287	283	286	326

②まちかどクリーンデー

平成 17（2005）年 7 月から、毎月 10 日に「まちかどクリーンデー」として、住宅や事業所等の周辺で日常行っている清掃活動を一斉に実施。参加団体に対し区は、希望により啓発用のたすきを貸与するほか、ホームページで活動を紹介しています。

図表 44 まちかどクリーンデー登録団体数の推移

単位：団体

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
登録団体数	222	233	249	254	266	270

③清掃（事業）協力会

昭和 30 年代に住民の自主的な組織として結成された京橋清掃協力会および日本橋清掃事業協力会において、清掃・環境保全事業の普及を実施しています。

4.5 事業者を対象とした 3R 活動の促進の状況

(1) 普及・啓発

①啓発冊子の配布

一般事業所向けに冊子「事業者の皆さんへ」を活用し、循環型社会における事業者の役割やごみ分別・リサイクルのルールについて普及・啓発を実施しています。また、「事業用大規模建築物等データファイル」を作成し、事業用建築物等における再生利用の現状について「見える化」を図っています。



事業者向け啓発冊子

②事業用大規模建築物等への区長感謝状

事業用大規模建築物等の立入検査を行った事業所の内、ごみ減量・リサイクルや適正処理に積極的に取り組み、一定の成果を上げている事業所を対象に、区長感謝状を贈呈しています。

(2) 事業所から出る資源のリサイクルの促進

①ちゅうおうエコ・オフィス町内会

「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」では、参加する事業者に対して、古紙の回収ボックスの貸与を行い、事業者が分別した紙類を専門の回収会社がボックスごと交換し、回収しています。区は、「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の活動を支援しています。

図表 45 「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」の品目別回収実績

	H26	H27	H28	H29	H30	単位:t R元
加入事業所数(事業所)	277	275	280	300	314	252
雑誌その他の紙	163.1	159	158.7	174.5	150.8	175.3
新聞	38	39.5	36	34.1	30.7	32
再生コピー用紙	31.8	30.6	30.4	35.5	31	23.7
上質コピー用紙	0	0	0	0	0	0
上質コンピューター用紙	0	0	0	0	0	0
合計	232.9	229.1	225.1	244.1	212.5	231

②飲料用自動販売機における回収容器の設置

飲料用自動販売機により飲料を販売する者、または飲料用自動販売機を管理する者に、基準を満たす回収容器の設置および回収した空き缶等を再利用することを義務づけています。

③条例・要綱に基づく指導

一定規模建築物における廃棄物保管場所・資源保管場所等の設置や、事業用大規模建築物・事業用建築物に対する廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書等の提出義務づけ、立入検査の実施等により、事業系ごみのリサイクルを促進しています。

(3) 「事業者」としての区の取り組み

①区独自の環境マネジメントシステムの推進

平成23（2011）年10月より、中央区独自の「中央区環境マネジメントシステム（中央区EMS）」を構築し、区内小学校、幼稚園等も含め全庁的な環境配慮活動を実施しています。

②「中央区グリーン購入ガイドライン」の活用

再生品など環境に配慮した物品の調達を進めることにより、区の事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図るため、「中央区グリーン購入ガイドライン」を策定しています。

③緑のリサイクル

公園や街路樹等を管理する際に発生する剪定枝を集めてチップ化し、公園等の土壌改良材にしたり、花と苗木の即売会において堆肥として区民に無料配布を実施しています。

④区施設から排出される生ごみの活用

生ごみのリサイクルルートの構築と環境教育の向上を図るため、小・中学校から発生する生ごみの飼料化や肥料化等の再生利用を委託により実施しています。

第5章 計画の進捗状況の評価

本章では、前計画に掲げた計画目標（ごみ減量目標）の達成状況を分析するとともに、計画に掲げた各取り組み項目の進捗状況について整理します。

5.1 ごみ減量目標の達成状況

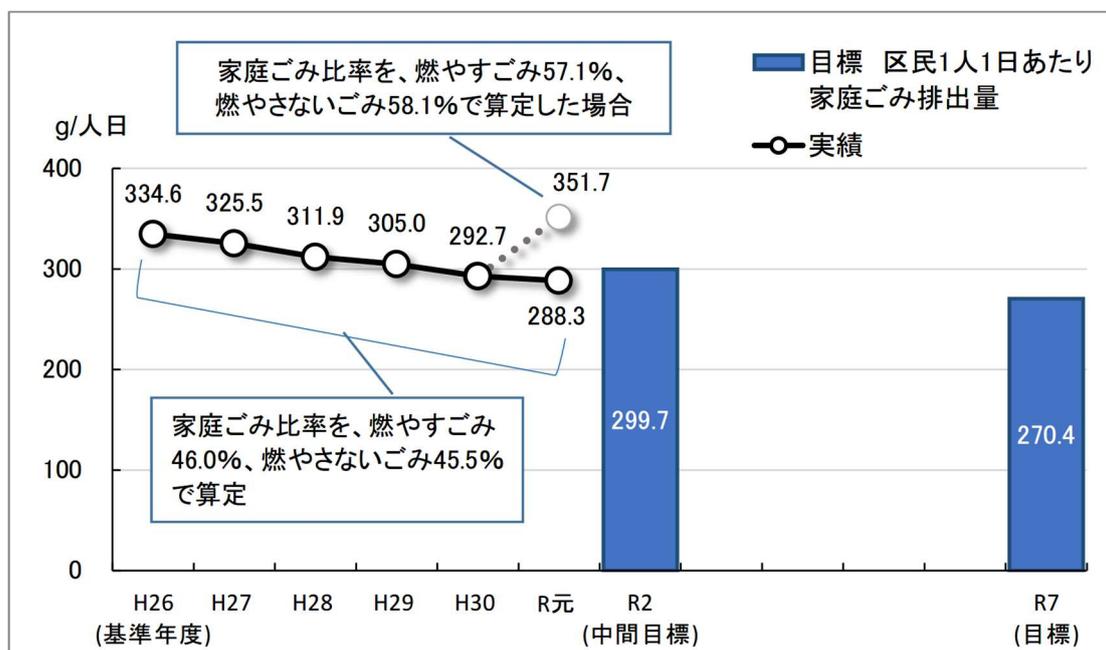
(1) 家庭ごみの減量目標

前計画では、家庭ごみについて、1人1日あたりの排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの合計）を減量目標としています。目標値は下表のとおりです。

	平成 26（2014）年度 （基準年度）	令和 2（2020）年度 （中間目標）	令和 7（2025）年度 （目標）
家庭ごみの排出量 （1人1日あたり）	334.6g/人日	299.7g/人日 (-10.4%)	270.4g/人日 (-19.2%)

1人1日あたりの家庭ごみ排出量は減少しています。令和元年度は、中央区ごみ排出実態調査の実施により、区収集ごみ中の家庭ごみ・事業系ごみの比率の見直しがあったため家庭ごみ原単位は上昇していますが、前計画策定時に用いた家庭ごみ比率で算定すると、令和2（2020）年度の1人1日あたり家庭ごみ量は288.3g/人日と中間目標値をクリアしています。

図表 46 家庭ごみの減量目標の達成状況



(2) 事業系ごみの減量目標

事業系ごみについては、事業用大規模建築物および事業用建築物の立入調査による排出指導などの取り組み目標として、「(1)事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量」(従業員1人1日あたり)と「(2)事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率」を設定し、「(3)事業系ごみの年間排出量」を減量目標としています。

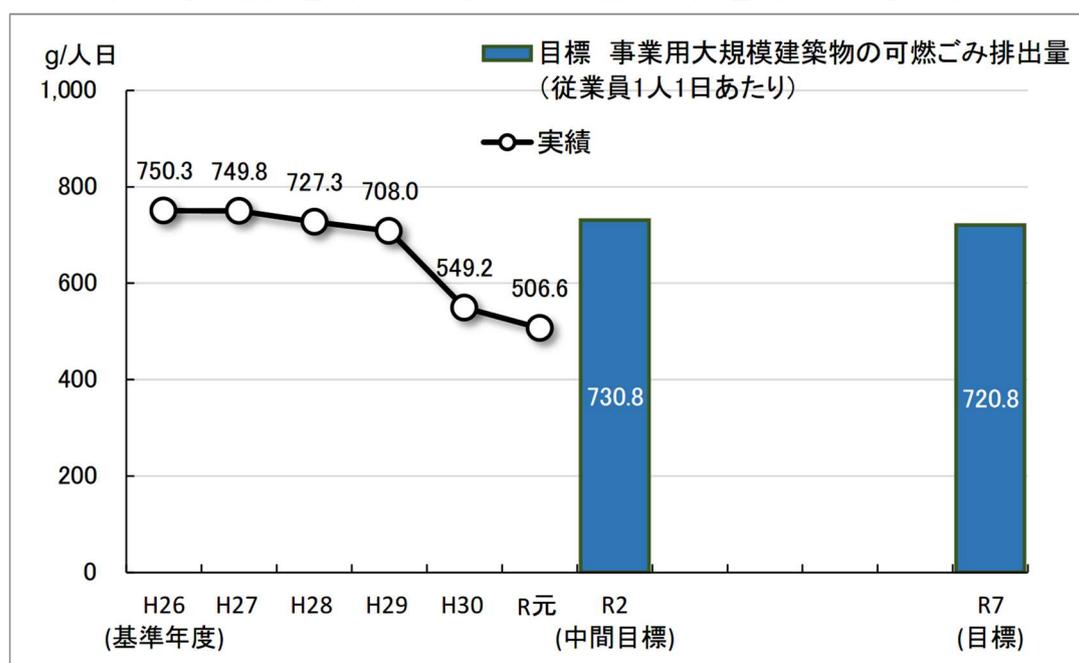
①事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量 (従業員1人1日あたり)

延床面積 3,000 m²以上の大規模建築物においては、令和 7 (2025) 年度に従業員 1 人 1 日あたりの可燃ごみ排出量を、平成 26 (2014) 年度比で 3.9%削減することを目標としています。

	平成 26 (2014) 年度 (基準年度)	令和 2 (2020) 年度 (中間目標)	令和 7 (2025) 年度 (目標)
事業用大規模建築物 可燃ごみ排出量 (1人1日あたり)	750.3g/人日	730.8g/人日 (-2.6%)	720.8g/人日 (-3.9%)

令和元(2019)年度までの実績値を見ると、平成 28(2016)年度に令和 2(2020)年度の中間目標値を下回り、特に平成 30 (2018) 年度以降は大幅な減少となっています。

図表 47 事業用大規模建築物の可燃ごみ排出量の目標達成状況(従業員1人1日あたり)

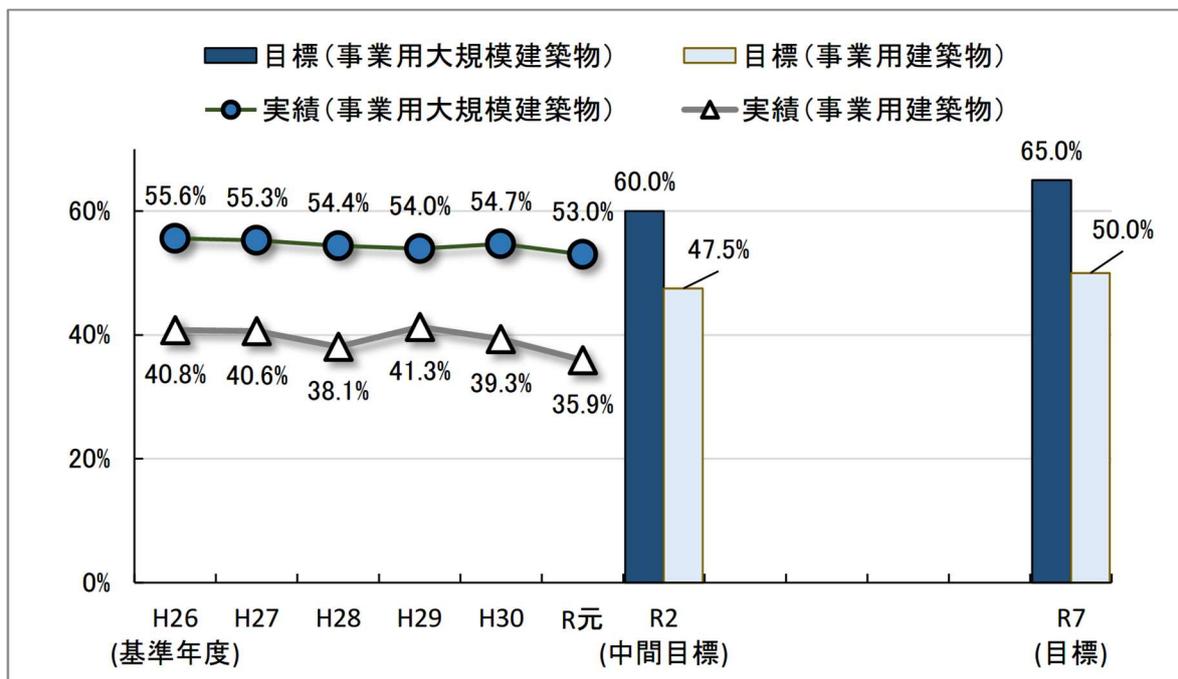


②事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

再利用率については、事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）における令和 7（2025）年度の再利用率を 65%、事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上 3,000 m²未満）の再利用率を 50%に引き上げることを目標としています。

令和元（2019）年度までの実績値を見ると、事業用大規模建築物の再利用率は横ばいからやや減少傾向に、事業用建築物は直近 2 年が連続して減少傾向にあり、現状のままでは目標達成は困難と見込まれます。

図表 48 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率の目標達成状況



③事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）

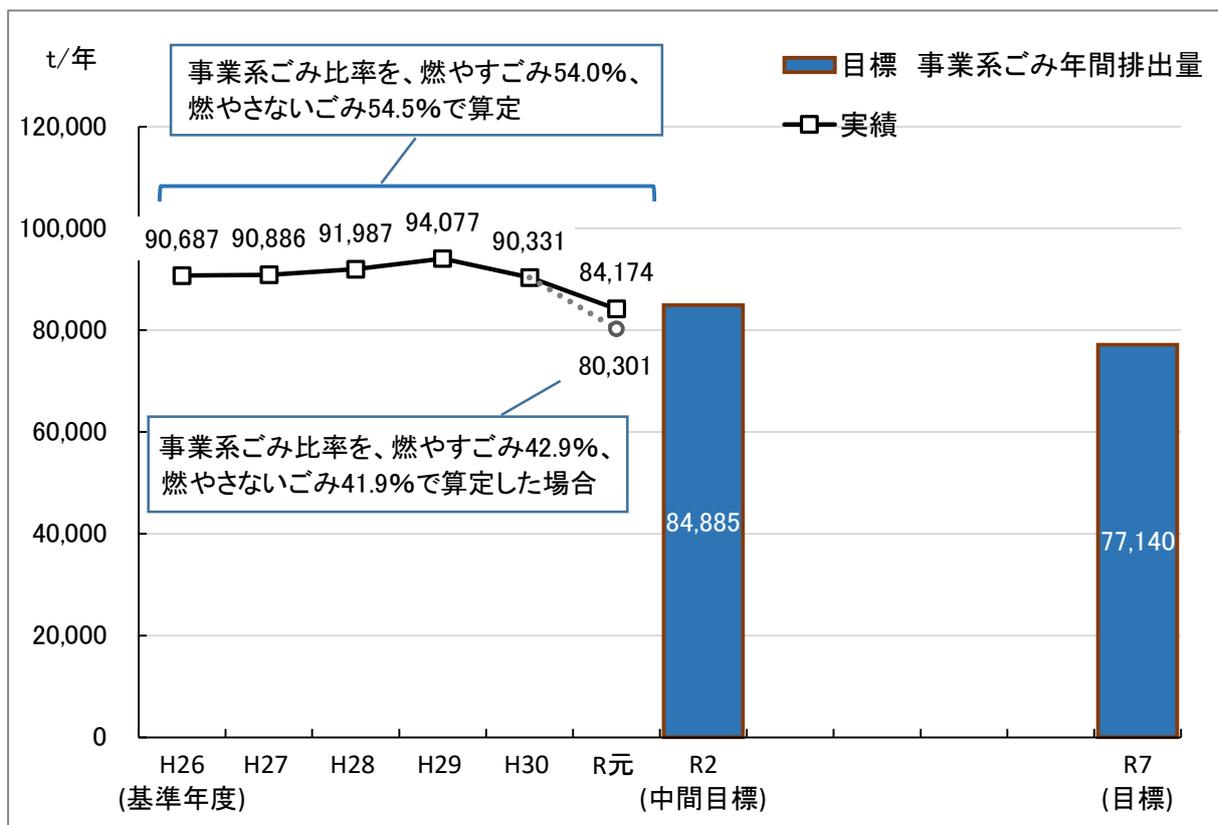
前計画では、事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）については、令和 7（2025）年度に平成 26（2014）年度比で約 14.9%削減することを目標としています。

	平成 26（2014）年度 （基準年度）	令和 2（2020）年度 （中間目標）	令和 7（2025）年度 （目標）
事業系ごみの排出量 （区収集・持込合計）	90,687 トン	84,885 トン (-6.4%)	77,140 トン (-14.9%)

事業系ごみ年間排出量の実績を見ると、平成 29（2017）年度をピークに減少に転じています。この傾向が続けば令和 2（2020）年度の中間目標値は達成できるものと見込まれます。

なお、令和元（2019）年度は中央区ごみ排出実態調査に基づく区収集ごみ中の事業系ごみ比率の見直しがありました。見直し後の事業系ごみ比率を用いると、令和元（2019）年度の事業系ごみ量はさらに少なく推計されます。

図表 49 事業系ごみ年間排出量の目標達成状況



5.2 目標実現に向けての取り組みの実施状況

現行の一般廃棄物処理基本計画の体系（下図）に沿って、取り組みの実施状況や課題について整理していきます。



基本方針 1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

(1) 区民・事業者への意識啓発

①情報発信の充実【重点】

【現行計画の概要】

- 広報誌や各種パンフレットといった媒体、イベント等の様々な機会を通じた情報発信により、区民・事業者のごみの発生抑制と再使用を促進する。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用や、「ごみ分別アプリ」の有効性について検討する。
- 「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」による対面の普及・啓発の充実。
- 外国語版パンフレットの充実。
- 事業者に対し、啓発冊子や排出指導などを通じて普及・啓発。

【取り組み状況】

- 上記に掲げた項目については、各種啓発冊子の配布、「環境パネル展」や「エコまつり」での情報発信など、概ね取り組まれています。
- 「ごみ分別アプリ」の導入については検討中となっています。

【課題や方向性など】

- 引き続き各種媒体やイベント等を通じた情報発信を充実させていきます。
- SNSの活用やごみ分別アプリの導入については、引き続き検討課題です。

②子どもの頃からの意識啓発

【現行計画の概要】

- 保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習や「親子環境施設見学会」を実施。
- 「エコまつり」や「子どもとためす環境まつり」などのイベント時の普及・啓発。

【取り組み状況】

- 上記に掲げた項目については、概ね取り組まれています。

【課題や方向性など】

- 引き続き児童・生徒を対象とした環境学習等を進めていきます。

③リサイクル・環境の活動拠点の活用

【現行計画の概要】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を活用し、積極的な情報発信と区民・事業者・活動団体の連携を図る。

【取り組み状況】

- 「環境情報センター」において講座の開催や展示などを行っています。
- 「リサイクルハウスかざぐるま」の来館者数は毎年 6 万人以上をキープしています。

【課題や方向性など】

- 引き続き「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」の活用を図っていきます。

④事業者等との連携と働きかけ

【現行計画の概要】

- 事業者や商店街、事業者団体などと連携し、ごみの発生抑制と再使用を促進する。
- 製造・販売事業者に対し、ごみの発生抑制・再使用・再利用に配慮した事業活動に取り組むよう働きかける。

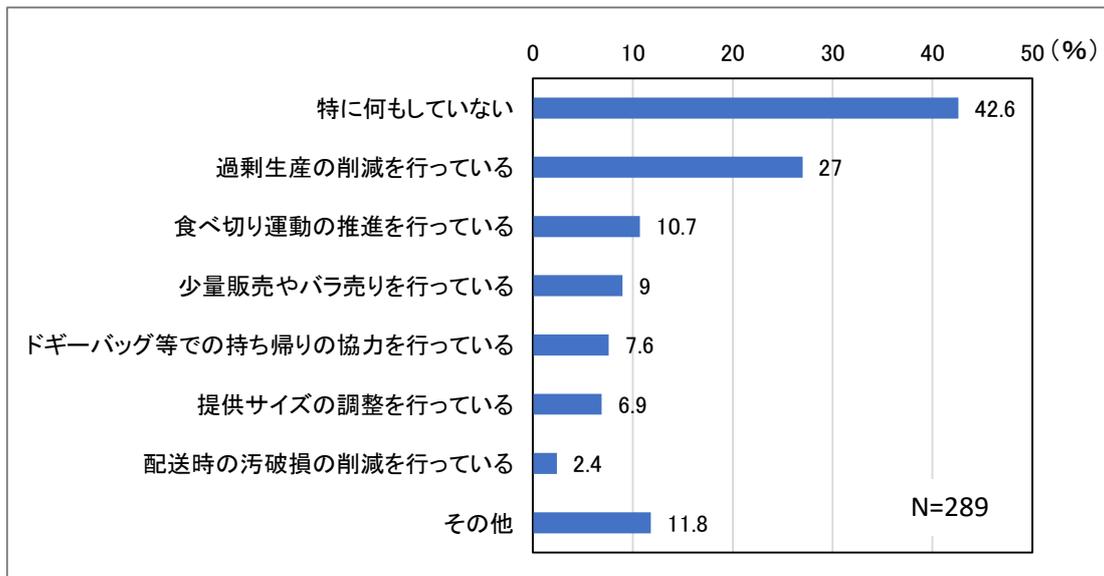
【取り組み状況】

- 「リサイクル推進協力店認定制度」を通じた小売業等におけるリサイクル活動の推進や、中央区放置自転車リサイクル事業協力店と協力し自転車のリサイクルを行っています。

【課題や方向性など】

- 地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題の深刻化により、企業単位での脱プラスチックや環境配慮の取り組みが進みつつあることから、「リサイクル推進協力店認定制度」の要件など（認定基準、登録促進策など）の見直しも含め、事業者との連携をより深める必要があります。
- 一方、食品ロス削減については、事業所アンケート調査によると「特に何もしていない」が 42.6%で最も多かったものの、「食べきり運動の推進を行っている」10.7%などの回答もあったため、このような取り組みを広げていくことも必要です。（図表 50）
- 食品ロス削減に協力する事業者の拡大に向け、「リサイクル推進協力店」制度の見直しも含め、検討が必要です。

図表 50 食品製造・卸売・小売店、飲食店における食品ロスの削減の取組



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

(2) 発生抑制・再使用の促進

①生ごみの削減【重点】

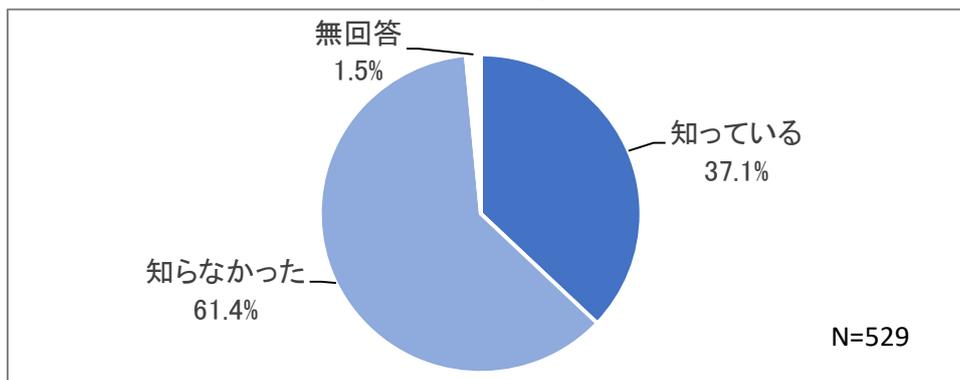
【現行計画の概要】

- 各種情報媒体を通じて日常生活における生ごみの削減方法を発信する。
- 「フードバンク」などの情報提供を通じて食品ロスの削減を促進する。

【取り組み状況】

- 「フードドライブ」（区民が家庭内の未利用食品を持ち寄り、福祉団体等に寄付する活動）の受付窓口を令和2（2020）年8月から設置しました。
 なお、令和元（2019）年度の区民アンケート調査では、「フードドライブ」の認知度（フードドライブを知っている）は37.1%でした。（図表 51）

図表 51 フードドライブの認知度（区民アンケート調査）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

【課題や方向性など】

- 食品ロス削減推進法の制定により、各自治体においても食品ロス削減に向けた計画的な取り組みの推進が求められています。
東京都では食品ロス削減推進計画を策定中であり、本区においても食品ロス削減推進計画を策定する必要があります。
- 具体的な取り組みについては、家庭での食品ロス削減の効果的な広報や、飲食店等における食品ロスの削減（食べきり協力店）など、他都市での取り組みを参考にしつつ検討する必要があります。
- 啓発グッズの配布についても検討していきます。
- 「食品ロス削減月間」に合わせて、食品ロス削減の取り組みを検討していきます。

②レジ袋・包装等の削減

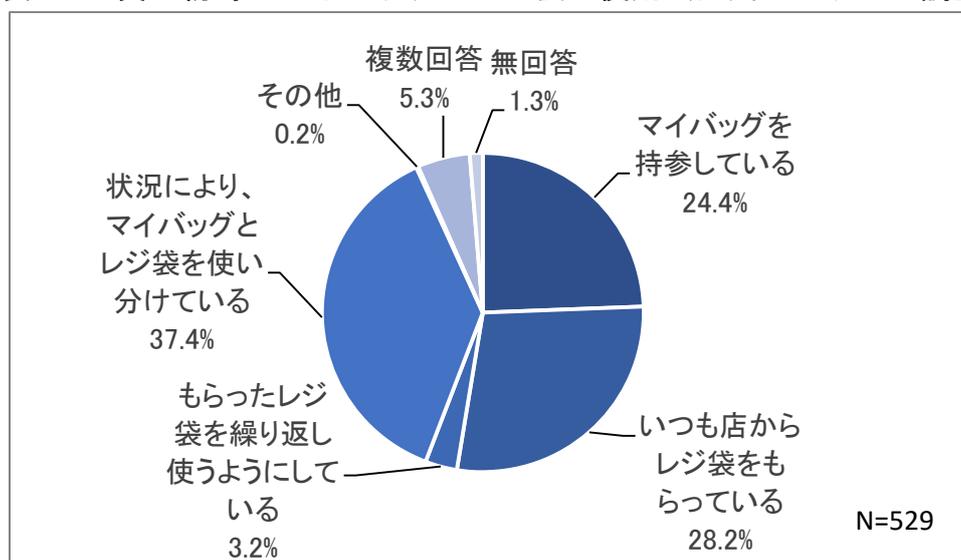
【現行計画の概要】

- レジ袋削減、簡素化による包装紙の削減、詰め替え商品の推奨などによる容器包装の削減を、消費者である区民と小売業者に働きかける。

【取り組み状況】

- 情報冊子などを通じ、区民に対し無駄な包装材の使用削減を呼びかけています。
- 販売店に対しては、「リサイクル推進協力店認定制度」を通じ、レジ袋の削減や簡易包装の推進等を働きかけています。
- なお、区民アンケート調査では、「いつも店からレジ袋をもらっている」という回答は28.2%でした。（図表 52）

図表 52 買い物時のマイバッグ・レジ袋の使用（区民アンケート調査）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

【課題や方向性など】

- 容器包装リサイクル法の省令改正により、令和 2（2020）年 7 月からレジ袋有料化（無償配布の禁止）制度が導入されました。制度導入による区民・販売店の意識・行動の変化をとらえ、さらに無駄な包装の削減やばら売り・量り売りの促進等に向け、働きかけを強める必要があります。

③再使用（リユース）の促進【重点】

【現行計画の概要】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」における不用品販売や不用品交換システムの充実を図るとともに、区民主権のフリーマーケットなどリユース活動を支援する。
- 日常生活におけるマイボトルやマイカップの利用、イベントや会議におけるリユース食器の利用などの普及に取り組む。

【取り組み状況】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」における不用品販売点数は、2 ヶ所の合計で年間 6 万点前後を保っています。

【課題や方向性など】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」を拠点とした不用品販売や不用品交換システムを引き続き活用していきます。
- 海洋プラスチックごみ対策が国際的な取り組み課題となる中、日常生活およびイベントや会議におけるマイボトルやマイカップ、リユース食器の利用促進にさらに取り組む必要があります。
例えば東京都では、都庁内における会議でのマイボトルの利用などに取り組んでいます。

(3) 事業者としての区の取り組み

①環境マネジメントシステム（EMS）の運用

【現行計画の概要】

- 「中央区環境マネジメントシステム」を運用し、区の事務事業に伴う環境負荷の低減と廃棄物の削減を進める。

【取り組み状況】

- 「中央区施設管理マニュアル」を活用した省エネルギー対策や、計画的な施設整備など、ソフト・ハードの両面から環境負荷低減に向けた取組を推進しています。
- ごみの発生抑制・再利用・資源化の3Rを徹底し、ごみの減量化に努めています。

【課題や方向性など】

- 引き続き「中央区環境マネジメントシステム」を運用し省エネルギー・省資源の活動に取り組みます。

②再生品の利用促進

【現行計画の概要】

- 「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づき、率先的にグリーン調達を進める。
- 公共事業における再生品の利用を促進する。

【取り組み状況】

- 「中央区環境マネジメントシステム」における環境配慮活動プログラムの一環として、グリーン購入の徹底を各所属で取り組んでいます。

【課題や方向性など】

- 引き続きグリーン調達や再生品の利用に取り組んでいきます。

基本方針2 多様なリサイクルによる資源循環の推進

(1) 資源分別の徹底

①分別に対する意識の向上と排出指導の充実

【現行計画の概要】

- 様々な媒体を用いた普及啓発により、区民・事業者の分別に対する意識の向上を図る。
- 「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を積極的に派遣するなど、ごみと資源の分別排出について指導・助言を充実する。
- 資源の持ち去りを防止するためパトロールや古紙問屋の組合等と連携したGPS 端末機による追跡調査に取り組む。

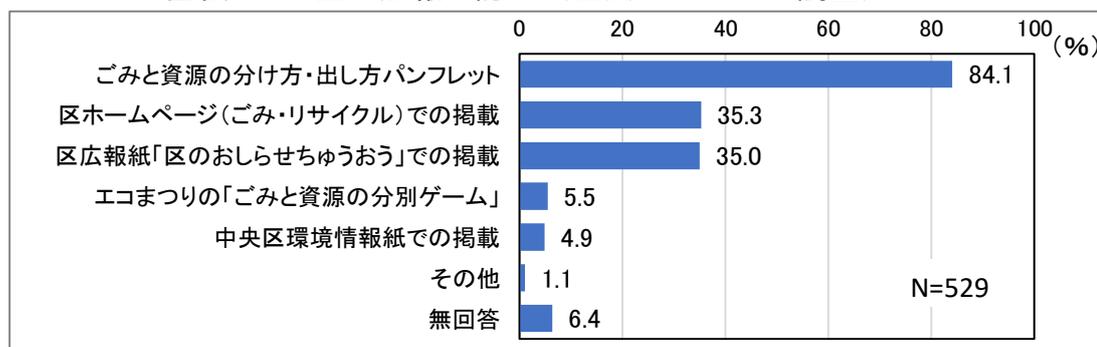
【取り組み状況】

- 冊子「ごみと資源の分け方・出し方」の全世帯配布（隔年ごと）、区ホームページでの掲載などで、ごみ・資源の分別に関する普及啓発を行っています。
- 「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」の派遣、資源の持ち去り防止パトロール等の取り組みも継続的に行っています。

【課題や方向性など】

- 昨年度実施した区民アンケート調査では、冊子「ごみと資源の分け方・出し方」の認知度は 84.1%あり、ごみ・資源の分別に関する基本的な情報は共有されていると言えます（図表 53）。
- ただし、紙類やプラスチック製容器包装といった個別の品目においてはさらなる普及啓発が必要です。（次項 ②③参照）。
- 「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」の派遣、資源の持ち去り防止パトロールといった取り組みについては、引き続き推進する必要があります。

図表 53 区の広報の認知（区民アンケート調査）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

②紙類の分別の徹底【重点】

【現行計画の概要】

- 雑紙（紙箱・紙袋やはがき・封筒、包み紙など）のリサイクルを積極的にPRする。
- 紙類の分別徹底を図るため、雑紙専用の回収袋の導入を検討する。

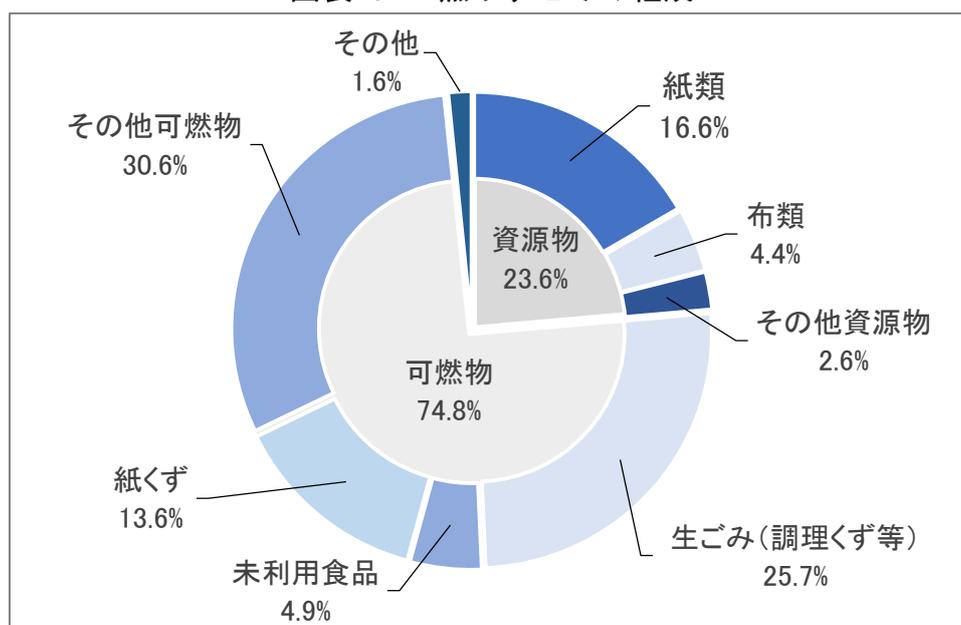
【取り組み状況】

- 情報冊子や広報紙などを通じ、雑紙のリサイクルについて普及啓発を行っています。
- 雑紙回収袋にこだわらず、身近にある紙袋を利用した分別方法を提案しています。

【課題や方向性など】

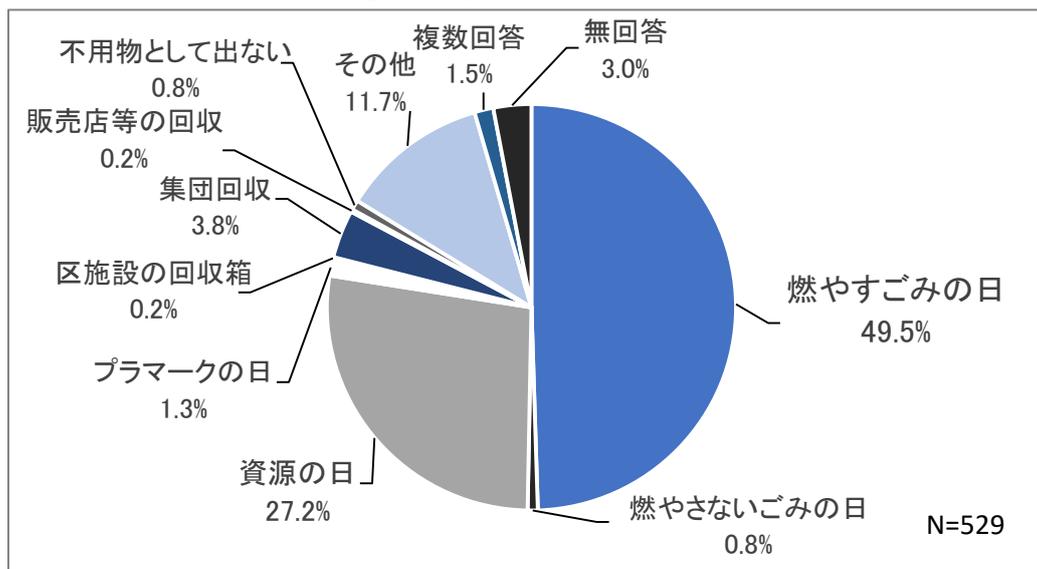
- 昨年度のごみ組成分析調査では、燃やすごみ中の16.6%が資源化可能な紙類となっています（図表54）。また、区民アンケート調査によると、雑紙については半数が「燃やすごみの日に出す」という回答となっています（図表55）。
- 雑紙の分別徹底について、大きな改善が見られないことから、雑紙が資源であることの認知度の向上、紙袋に入れて排出できることの出し方の周知など、引き続き取り組む必要があります。
- 雑紙の分別を、環境学習などを通じて啓発していきます。

図表 54 燃やすごみの組成



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

図表 55 雑紙の処分方法（区民アンケート）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

③プラスチック製容器包装などの分別の徹底【重点】

【現行計画の概要】

- プラスチック製容器包装や調理器具の分別徹底、資源化を進める。
- 布類については、「リサイクルハウスかざぐるま」の展示コーナーやフリーマーケットなどを通じて再使用を推進するとともに、集団回収での資源回収を促進する。

【取り組み状況】

- プラスチック製容器包装や調理器具の分別については、冊子「ごみと資源の分け方・出し方」等の情報媒体を通じて周知を図っています。
- 布類の集団回収・拠点回収量は増加しています（平成26（2014）年度64トンから令和元（2019）年度108トンに増加）。そのほとんどは集団回収量の増加によるものです（平成26（2014）年度12.2トンから令和元（2019）年度43.4トンに増加）。

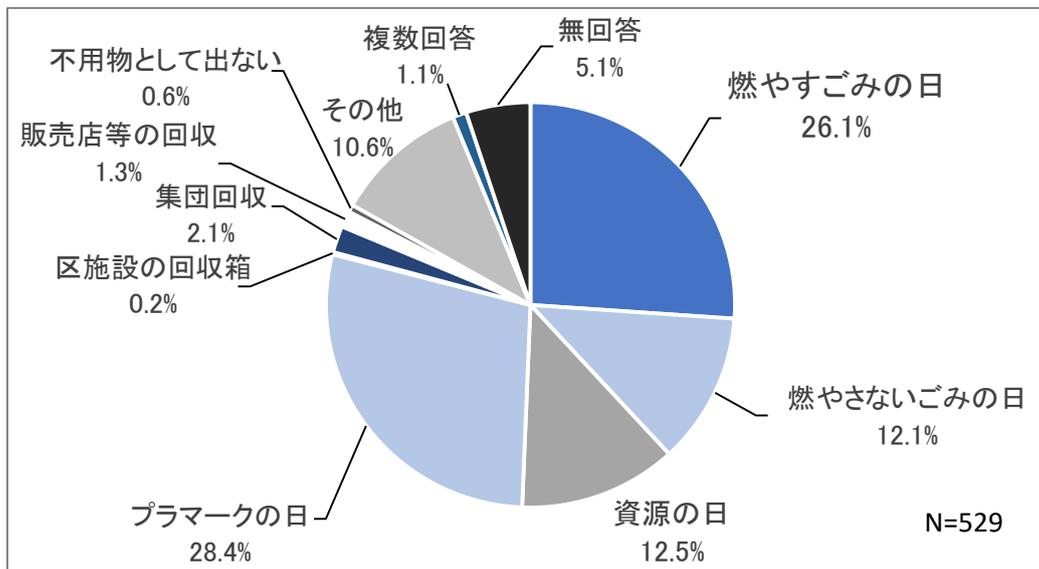
【課題や方向性など】

- 令和元（2019）年度の区民アンケート調査によると、プラスチック製容器包装の処分方法は、28.4%が「プラマークの日」に出し、26.1%が「燃やすごみの日」に出すと回答しています。（図表56）
- ごみ組成分析調査を見ると、燃やすごみ中の1.8%が「汚れのない」プラスチック製容器包装となっており、汚れたものも含めると14.2%に上ります。また、プラスチック製容器包装中の47.1%が「汚れのない」プラスチック製

容器包装ですが、汚れたもの（ペットボトル含む）も含めると 74.3%に上ります。（図表 57）

- プラスチック製容器包装の分別品質を維持しつつ、さらに回収量を向上していくには、いかに区民に「さっと洗って分別する」行動を取っていただくかが課題となります。
- ごみ組成分析調査では、資源化可能な布類が燃やすごみ中に 4.4%含まれています（図表 54）。引き続き集団回収や拠点回収による回収促進を図るとともに、古布類の市況が低迷していることから、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリ等を通じた再使用の促進についても引き続き PR していく必要があります。

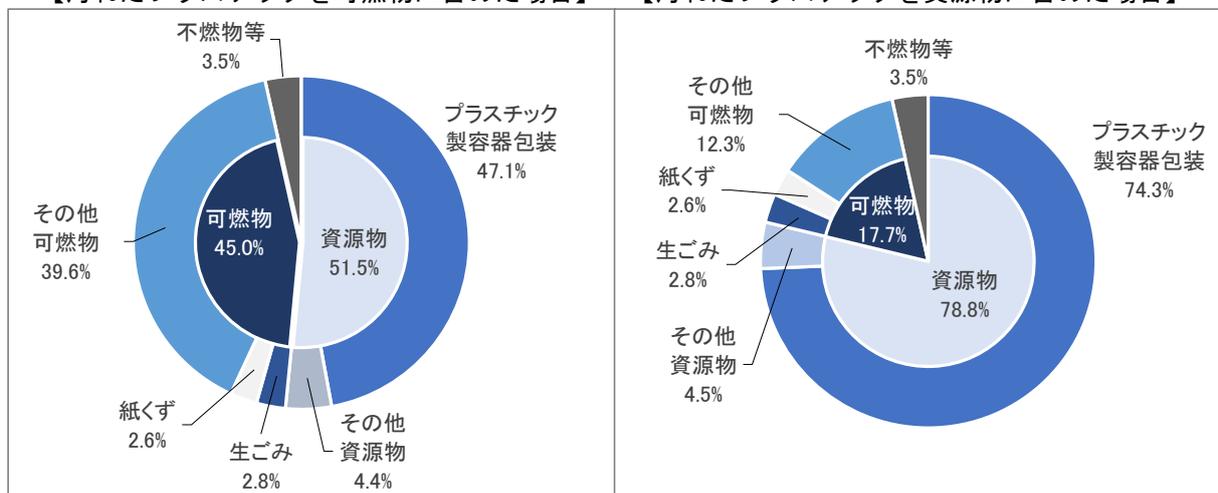
図表 56 プラスチック製容器包装の処分方法



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和 2（2020）年 3 月）

図表 57 プラスチック製容器包装の組成

【汚れたプラスチックを可燃物に含めた場合】 【汚れたプラスチックを資源物に含めた場合】



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和 2（2020）年 3 月）

(2) 事業系ごみの適正処理と循環利用の促進

①事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点】

【現行計画の概要】

- 事業用大規模建築物（3,000 m²以上）、事業用建築物（1,000 m²以上 3,000 m²未満）に対し、再利用計画書や再利用実績表に基づき、立入検査や講習会、啓発冊子などを通じて、適正排出、分別の指導・助言を行う。

【取り組み状況】

- 事業用大規模建築物、事業用建築物に対する排出指導や立入検査は、毎年 400 件前後実施しています。
- 区の事業系ごみの排出状況、遵守すべき法令や資源リサイクル等に関する情報を盛り込んだ啓発冊子「事業者の皆さんへ」を毎年度発行し、立入検査や講習会の際に配布するほか、ホームページを通じた配布を行っています。

【課題や方向性など】

- 従業員一人あたりの事業系ごみ排出量では、現行の一般廃棄物処理基本計画の目標をクリアしているものの、再利用率についてはこの 5 年間横ばいからやや減少傾向となっており、古紙類や食品廃棄物等の資源化推進が課題です。
- 現在東京都では「東京都資源循環・廃棄物処理計画」に基づき事業系廃棄物のリサイクルルールづくりに取り組んでおり、この動きとも連携しながら取り組みを進めることが求められます。

②小規模事業所への排出指導の充実【重点】

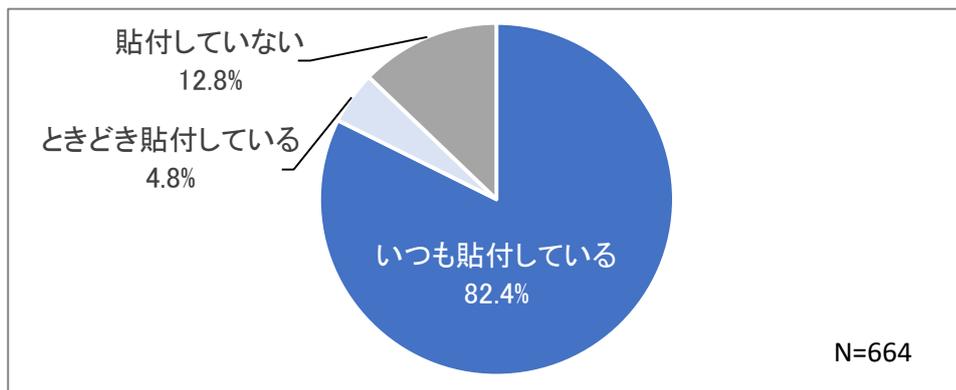
【現行計画の概要】

- 区収集ごみに排出している小規模事業所に対し、「ふれあい指導」の強化などにより、排出ルールの徹底に取り組んでいく。
- 区収集から一般廃棄物処理業者収集への移行を促進する。

【取り組み状況】

- 小規模事業所に対するふれあい指導、民間収集への移行指導に継続的に取り組んでいます。
- なお、昨年度の事業所アンケート調査では、区収集に事業系ごみを排出する際の有料ごみ処理券の貼付について 82.4%が「いつも貼付している」と回答しており、「貼付していない」は 12.8%となっています（図表 58）。

図表 58 有料ゴミ処理券の貼付け（事業所アンケート調査）

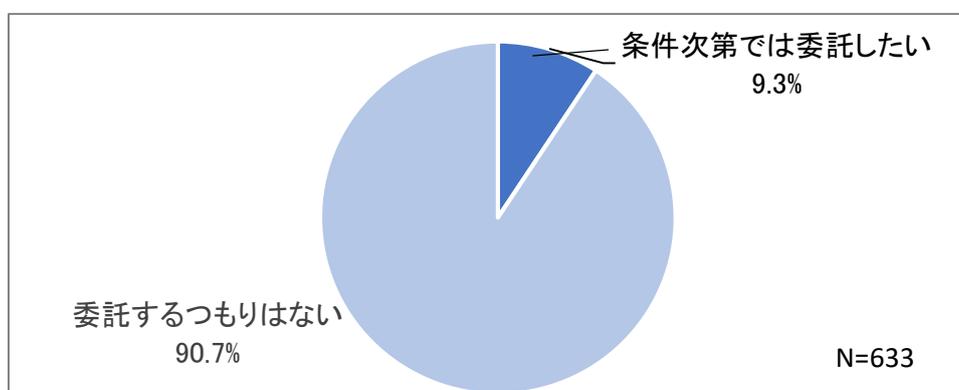


中央区ゴミ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

【課題や方向性など】

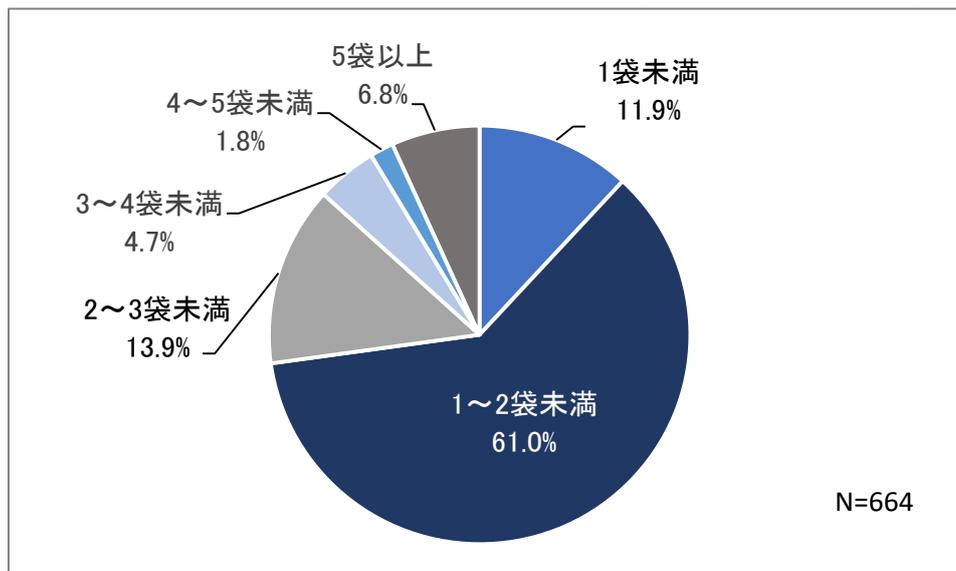
- 引き続きふれあい指導等を通じ、区収集事業系ごみの適正排出に取り組んでいきます。
- 区収集から民間収集への移行については、昨年度の事業所アンケート調査では区収集排出事業所の90.7%が「収集業者への委託意向はない」と回答しており、その理由は排出量が少量であるためと考えられます。（図表 59）
 実際、同アンケート調査では72.9%の区収集排出事業所が、「収集1回あたりのごみ排出量は、45リットル換算で2袋未満」と回答しています。（図表 60）
- 一方で、「45リットル換算で5袋以上」と回答している事業所は6.8%あります。現在「日量50kg」としている区収集への排出基準の見直しにより、多量に集積所に排出している事業所に対する民間収集への移行促進について、検討する必要があります。

図表 59 処理業者への委託意向（事業所アンケート調査）



中央区ゴミ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）

図表 60 燃やすごみ収集 1 回あたりの量（事業所アンケート調査）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和 2（2020）年 3 月）

③食品廃棄物の削減【重点】

【現行計画の概要】

- 食品関連事業者に対して食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進する。
- 生ごみや食品ロスの削減、食品再生利用に関する最新情報を提供する。

【取り組み状況】

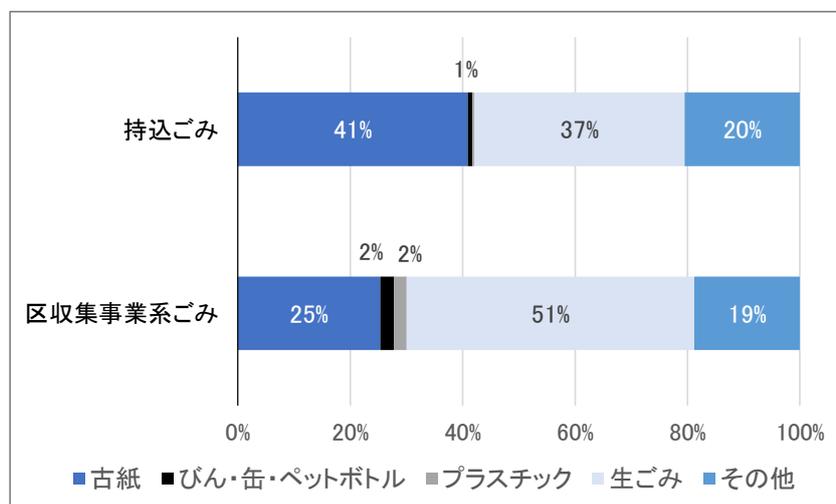
- 事業用大規模建築物や事業用建築物への立入検査の際、食品廃棄物の減量・資源化について指導しています。
- 情報冊子「事業者の皆さんへ」に食品リサイクル法のしくみや生ごみの減量・資源化に関する情報を記載し、普及を図っています。

【課題や方向性など】

- 昨年度の中央区ごみ排出実態調査の推計によると、区収集事業系ごみの 51%、持込ごみの 37%が生ごみと推計されます（図表 61）。また、事業所アンケート調査では、食品製造・卸売・小売店、飲食店の回答者の内 42.6%が「食品ロス削減について特に何もしていない」と回答しています。（図表 50）
- 事業系生ごみの減量・資源化や、食品ロスの削減について、より一層の指導・啓発が求められます。廃棄物管理責任者講習会でのチラシの配布等によって生ごみの減量・資源化を啓発したり、保健所と連携した食品衛生実務講習会などにおける食品ロス削減の啓発などに取り組んでいく必要があります。

- なお、東京都では「東京都資源循環・廃棄物処理計画」「ゼロエミッション東京戦略」に基づき「食品ロス半減」に向けた検討を進めており、この動きとも連携しながら取り組みを進めることが求められます。

図表 61 事業系ごみの品目別内訳推計



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和2（2020）年3月）より作成

④資源化ルート等の確保に対する検討

【現行計画の概要】

- 自主的な店頭回収などのリサイクルシステムの確立に向け、商店街や事業者団体等と連携し資源化ルートや資源化施設の確保などの検討を進める。
- 小規模事業者から排出される資源の回収を促進するため、「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」のPRを充実する。

【取り組み状況】

- ちゅうおうエコ・オフィス町内会への参加要請や飲料用自販機における回収容器の設置義務づけを実施しています。
- ちゅうおうエコ・オフィス町内会の参加事業所数は増加傾向にありましたが、令和元（2019）年度は減少しています。事業系古紙の回収量は年間230トン前後を保っています。

【課題や方向性など】

- 引き続き店頭回収等の自主回収や、小規模事業者から排出される資源回収の促進に取り組んでいく必要があります。

(3) 多様な資源回収の推進

① 集団回収の促進【重点】

【現行計画の概要】

- 集団回収の普及・啓発に取り組み、活動の活性化を促進する。

【取り組み状況】

- 区のホームページや広報誌等を通じて集団回収への参加を呼びかけており、登録団体数は年々増加しています。

【課題や方向性など】

- 引き続き区のホームページや広報誌等で集団回収参加の呼びかけを継続します。
- 一方、中国の古紙輸入制限や新型コロナウイルス感染症の拡大による輸出入停滞の影響で古紙市況が低迷しており、このような市場の動きには引き続き注視する必要があります。

② 粗大ごみ等からの資源回収の拡大

【現行計画の概要】

- 費用対効果を踏まえながら金属類や木材、布団などのピックアップ回収の可能性について検討する。

【取り組み状況】

- 令和2(2020)年4月より、燃やさないごみの資源化事業を開始しています。

【課題や方向性など】

- 今後も粗大ごみ等の中から新たな資源化の可能性はないか、情報収集や検討を行っていきます。

③拠点回収の推進

【現行計画の概要】

- 小学校など身近な場所に資源を持ち寄る拠点回収の利用促進を図る。

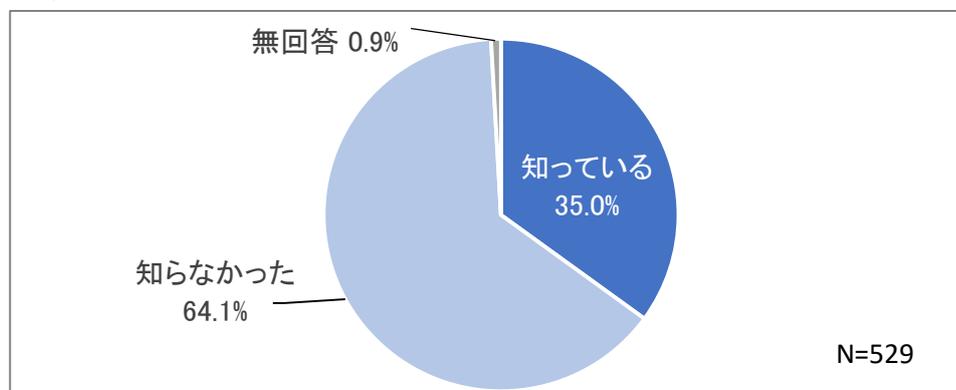
【取り組み状況】

- 区内の 36 カ所の公共施設に回収箱を設置しているほか、区内の全小学校等を回収場所として、資源の拠点回収を実施しています。
- また、平成 28（2016）年 4 月から体温計・血圧計・温度計（水銀式）の回収を開始しています。
- 小型家電の回収については、平成 29（2017）年 7 月から中央区役所本庁舎および中央清掃事務所、平成 31（2019）年 4 月から日本橋・月島特別出張所に回収場所を拡大しています。

【課題や方向性など】

- 昨年度の区民アンケート調査では、例えば小型家電の拠点回収について 64.1%が「知らなかった」と回答しています。（図表 62）
拠点回収の認知度向上に向けた取り組みが必要です。

図表 62 小型家電の拠点回収の認知（区民アンケート調査）



中央区ごみ排出実態調査報告書（令和 2（2020）年 3 月）

④リサイクル推進協力店の利用促進

【現行計画の概要】

- リサイクル推進協力店を積極的に PR し、リサイクル商品や環境配慮型商品の普及をはじめ、簡易包装や店頭資源回収などの促進を図る。

【取り組み状況】

- 区のホームページにて、環境配慮型商品販売店（令和 2（2020）年 6 月時点で 5 店舗）、リサイクル自転車販売店（同、13 店舗）の PR を行っています。

【課題や方向性など】

- 参加店舗数が少数にとどまっていることから、「リサイクル推進協力店認定制度」の要件など（認定基準、登録促進策など）の見直しも含め、3R 推進に取り組む販売店の PR 方法について検討する必要があります。
- その際、地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題の深刻化や食品ロス対策推進の動向を踏まえる必要があります。

基本方針 3 人の環^わで築く清潔で快適なまち

(1) 環境美化の推進

① まちの美化の推進【重点】

【現行計画の概要】

- 「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」、「花壇ボランティア」の育成や活動支援、清掃（事業）協力会の活動などを通じて、まちの美化を推進する。

【取り組み状況】

- 「クリーンデー」や「まちかどクリーンデー」を継続的に実施し、まちの美化を推進しています。

【課題や方向性など】

- 清掃（事業）協力会との連携も含め、今後ともまちの美化の取り組みを継続していきます。

② 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた取り組み【重点】

【現行計画の概要】

- 東京都や区が展開するイベントやキャンペーン等と連携し、環境美化や 3R の取り組みなど地域が一体となって進める清潔で快適なまちづくりについてアピールし、来街者に対し環境配慮行動を促す。

【取り組み状況】

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区内団体がおもてなしの活動として行っている清掃活動等に支援を行っています。

- 東京 2020 大会組織委員会が実施した、小型家電リサイクル由来の貴金属を用いて東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルを作成する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への協力を行いました。

【課題や方向性など】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に注視が必要であるものの、本区は引き続き来街者が多く訪れることが予想されるため、来街者に対する環境美化等の PR を行っていきます。
- 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の成果をレガシーとして、引き続き小型家電の回収促進に取り組んでいきます。
- 東京都が展開する 3R 等の取り組みに協力し、環境に配慮した大会を目指すことで、その取り組みの成果を大会レガシーとして残していきます。

③集積所の美化の推進

【現行計画の概要】

- 集積所の適正管理とごみのより早い時間での収集に努める。
- 町会等と連携して不法投棄や不適正排出などのマナーが守られていない集積所の指導・助言を強化する。
- カラス被害によるごみの散乱の防止やねずみの発生防除に取り組めます。

【取り組み状況】

- 上記項目については概ね取り組まれています。

【課題や方向性など】

- 集積所の美化の推進については引き続き取り組んでいきます。

(2) 交流・連携の促進

①区民・事業者等との交流・連携の促進【重点】

【現行計画の概要】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を拠点として、区民・事業者・団体等の交流と連携を促進し、活動の活性化を図る。
- ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯に対して、安否確認を含め玄関先でのごみ収集を行う「ふれあい収集」をより一層推進する。

【取り組み状況】

- 「環境情報センター」「リサイクルハウスかざぐるま」を環境講座や交流の場として活用しています。「リサイクルハウスかざぐるま」の来館者数は毎年6万人以上をキープしています。
- 「ふれあい収集」世帯数は平成26(2014)年度の51件から、令和元(2019)年度には95件に増加しています。

【課題や方向性など】

- 引き続き「環境情報センター」「リサイクルハウスかざぐるま」を拠点とした区民・事業者の活動促進やふれあい収集の充実を図っていきます。

(3) 環境負荷の低減

①収集・運搬体制における環境負荷の低減

【現行計画の概要】

- 効率的で環境負荷の少ないごみ・資源の収集・運搬体制を構築する。

【取り組み状況】

- ごみ収集の際には効率的なルートで行うなど、環境負荷の少ない収集・運搬体制の構築に努めています。

【課題や方向性など】

- 引き続き収集・運搬体制における環境負荷の低減に努めます。

②中間処理・最終処分における環境負荷の低減

【現行計画の概要】

- 中央清掃工場の余熱エネルギーの利用など、環境と調和したまちづくりを進めていく。
- 最終処分場の負荷軽減のため、東京二十三区清掃一部事務組合が進める主灰のセメント原料化事業等の促進を図る。

【取り組み状況】

- 中央清掃工場ではごみの焼却エネルギーで発電を行っており、売電された電力は区内の小中学校等公共施設へ供給されています。また、中央清掃工場の還元（余熱利用）施設である「ほっとプラザはるみ」は休館中ですが、併設の晴海事業所・工場見学者コーナーは工場からの余熱を利用しています。
- 令和2（2020）年4月から、燃やさないごみに含まれる水銀含有廃棄物の資源化を行っています。
- 中央清掃工場から出る焼却灰のセメント原料化が実施されています。

【課題や方向性など】

- 「ほっとプラザはるみ」は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に大規模改修工事を行い、リニューアルオープンし、工場からの余熱エネルギーを引き続き利用します。また、新設小中学校の温水プール等でも活用する予定です。

第6章 清掃・リサイクル事業の課題

第5章に見てきたように、家庭ごみの1人1日あたり排出量は順調に減少しており、令和元(2019)年度の段階で前計画の中間目標をクリアしています。一方、事業系ごみについては、持込ごみ量が減少傾向に転じているものの、事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率は伸び悩んでいます。

また、令和2(2020)年に入り世界的に広がったコロナウィルス感染症の拡大の影響が、家庭ごみ・事業系ごみの排出量や資源リサイクル市場に影響を与え始めています。令和2(2020)年度前半の東京23区全体の月別ごみ量を見ても、家庭ごみの増加と事業系ごみの減少が見て取れます。このような状況の変化に対応しつつも、引き続き、持続可能な循環型社会の形成に向けてごみの3Rにどう取り組んでいくかが課題となります。

6.1 発生抑制・再使用の促進に関する課題

区民・事業者に向けた情報発信の充実

前計画に基づき区では広報誌やパンフレット等の紙媒体、「環境パネル展」や「エコまつり」といったイベントでの情報発信、保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習など、さまざまな形でごみの3Rの推進、中でも発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)が再生利用(リサイクル)よりも優先されることについて、情報発信を行ってきました。また、「環境情報センター」や「リサイクルハウスかざぐるま」も様々な情報を発信する拠点として一定の機能を果たしています。

ただし、ごみの発生抑制や再使用の取り組みについては不断の情報発信が必要です。ファミリー世帯や単身者、高齢者、外国人など多様な層に情報を届けるため、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)やICT(情報通信技術)の活用を含め、情報に触れる機会・手段を拡充することが必要です。

食品ロスや使い捨てプラスチック類の削減

令和元(2019)年10月に食品ロス削減推進法が施行され、食品関連事業者だけではなく、区民やNPOなど、国民全体が食品を無駄なく利用する大切さを認識し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことが求められることとなりました。

本区においても、区民に対し、家庭内の食材の適正な管理や外食・会食時の食べ残しの削減などについて、普及啓発を進めていく必要があります。

飲食店や食品販売店においては、食べきりの推奨や賞味期限に近い食品の売切りなど、顧客の協力も得ながら食品ロス削減を進めることが求められています。事業所ア

ンケート調査（図表 50）では、42.6%の食品関連事業者が「食品ロス削減の取り組みを特に行っていない」という回答であり、事業者に対する取り組みの促進が必要です。

区では、令和 2（2020）年 8 月よりフードドライブの受付窓口を設置していますが、区民・事業者とともにさらに食品ロス削減の取り組みの輪を広げていく必要があります。

一方、気候変動や海洋プラスチックごみといった地球規模の環境問題が深刻化する中、プラスチックごみの発生・排出を抑制することがますます求められています。レジ袋の有料化が令和 2（2020）年 7 月より導入されましたが、容器包装類やストロー・フォーク・スプーンなどの使い捨てプラスチック類をはじめとした、プラスチック類の使用を削減する行動の促進が、区民・事業者双方に求められています。

6.2 資源循環に関する課題

資源分別の徹底に向けた取り組みの継続

燃やすごみや燃やさないごみの中に含まれる資源の分別徹底が引き続き必要です。区民アンケート調査（図表 55、56）によると、雑紙については 49.5%が、プラスチック製容器包装についても 26.1%が「燃やすごみの日に出す」との回答となっており、重点的に分別徹底を呼びかける必要があります。

集団回収については、地域における区民の自主的な資源循環活動を促進するという観点から、引き続き活性化を図る必要があります。さらに、拠点回収は飲料用紙パックや小型家電、蛍光灯・電池類など様々な品目の回収を担っており、認知度をより高めていくことが必要です。

事業者の自己処理責任に基づく事業系ごみの減量・資源化の促進

事業系ごみ（持込ごみおよび区収集事業系ごみ）は減少傾向にありますが、これは築地市場の豊洲移転といった事業所数の変動に因る部分も大きいものと考えられます。一方、事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率はこの 5 年間横ばいからやや減少傾向にあり、古紙類や食品廃棄物等の資源化をより一層進める必要があります。

また、事業系ごみは廃棄物処理法に基づき自己処理が原則となっています。区収集に排出している事業系ごみの一般廃棄物処理業者収集への移行および資源物の分別徹底を引き続き進めていく必要があります。

6.3 清潔で快適なまちづくりに向けた課題

区民の暮らしや事業活動の変化への対応

本区は、「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」、「花壇ボランティア」の育成等を通じまちの美化を進めてきました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は延期となったものの、本区は来街者が多く訪れる商業都市であり、引き続き来街者へのアピールも含めたまちの美化の推進や集積所の美化等に取り組んでいく必要があります。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、「新しい日常」におけるごみの 3R 推進のあり方や、安心・安全なごみ収集・資源回収のあり方などについて、模索していくことが求められています。例えば、使い捨てのプラスチック製容器包装類についても、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、プラスチックの排出実態の変化等も生じていることが、国の審議会等においても指摘されているところです。

こうした区民の暮らしや事業活動の変化に対応しつつ、ごみの 3R と清潔で快適なまちづくりとをどのように両立させていくかを、区民や事業者とともに検討していく必要があります。

区民・事業者との連携促進

地球規模の環境問題や「新しい日常」への対応など、今後の清掃・リサイクル事業においては区民・事業者との連携・協働がますます必要となってきます。

引き続き区民・事業者・団体等の自主的な活動に対する支援を行うとともに、中央区清掃・リサイクル推進協議会をはじめとする区民・事業者の参画の場を活用し、交流・連携を図っていく必要があります。

第7章 基本理念と基本方針

本章では、区民、事業者、区がともに目指す将来像を基本理念として掲げるとともに、その実現に向けて各施策を進めるための3つの基本方針を示します。

7.1 基本理念

地球への思いやりを未来に紡ぐまち 中央区

本区のごみ量は、大幅な人口増加にもかかわらず減少傾向にあり、資源リサイクルの推進や廃プラスチック類の熱回収への転換などにより、東京湾に残された最後の最終処分場の延命化も図られています。

しかしながら、国際的には温室効果ガスの増加による気候変動やプラスチック類などの海洋ごみ問題が深刻化しており、SDGsを始め様々な国際的な取り組みが動き出しています。

加えて、令和2(2020)年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の国々の暮らしと経済に大きな打撃を与えました。我が国においても「新しい日常」や事業活動がどのように変化していくのかを見極めつつも、国際的な取り組み課題である持続可能な社会の形成を進めていかなければなりません。

本区は首都東京の中心として発展を続けるなか、今後、区民・事業者とともに考え、連携しながら「新しい日常」における環境負荷の低減や資源の循環的な利用などに取り組んでいく必要があります。

本区は、平成29(2017)年6月に策定した「中央区基本構想」で「輝く未来へ橋をかける——人が集まる粋なまち」を将来像に掲げ、「中央区基本計画2018」では基本政策「水とみどりあふれる豊かな環境を未来へつなぐまち」の下、循環型社会づくりを推進することとしています。

世界に誇れる江戸のリサイクル文化を育んできた本区は、今後とも区民・事業者等とともに、新たな生活・事業活動に対応した循環型まちづくりを実現していきます。

7.2 基本方針

基本方針 1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進

ごみ減量に向けて、区民・事業者への効果的な情報発信や普及・啓発事業を進めるとともに、再生利用（リサイクル）よりも優先される発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進を図ります。

食品ロス削減推進法の制定や、国や都におけるプラスチック削減のための取り組みの動向を受け、本区においても食品ロスの削減や使い捨てプラスチック類の削減に一層取り組む必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により在宅勤務が増えるなど、生活スタイルの変化によって家庭・事業所それぞれから排出される食品廃棄物のバランスが変化したり、持ち帰りにより家庭からのプラスチック容器量が増えるなどの影響が今後考えられます。それだけに、発生抑制の取り組みが大事であることを、様々な情報媒体を通じて区民・事業者に呼びかけ、ともに取り組んでいきます。同時に、環境学習や啓発活動に際しての感染防止への留意など、必要な対応を図ります。

また、リユースの推進についてはスマートフォンの「フリマアプリ」の普及に見られるように、不用品のリユースは多様な形で生活の中に定着しつつありますが、今後ともリユース品の利用促進などに取り組んでいく必要があります。

区民・事業者の主体的な取り組み促進のため重要となるのは、情報発信と幅広い認識の共有です。

引き続き広報やホームページ、区民や事業者向けの冊子配布などを通じ、区民の役割（ごみを出さない消費行動や分別の徹底など）、事業者の役割（ごみ減量・資源化と自己処理責任の徹底、事業活動を通じた来街者への啓発等）を呼びかけるとともに、各種イベントやキャンペーンなどを通じて、区民・事業者の環境保全に対する意識を啓発していきます。

重点的に取り組むべき事項

- 情報発信の充実【継続】
- 食品ロスの削減【新規】
- 使い捨てプラスチック類の削減【新規】

主な取り組み項目

- 子どもの頃からの意識啓発
- リサイクル・環境の活動拠点の活用
- 事業者等との連携と働きかけ
- 再使用（リユース）の推進
- 環境マネジメントシステム（EMS）の運用
- 再生品の利用促進

基本方針 2 多様なリサイクルによる資源循環の推進

家庭ごみに含まれる資源化可能物の分別の徹底、事業系ごみの自己処理責任に基づく適正排出と資源化を促進するとともに、集団回収や拠点回収への認知度の向上と参加促進、店頭回収の利用の促進など、多様なリサイクルによる資源循環を推進します。

区では、粗大ごみからのピックアップ回収に加え、燃やさないごみの資源化を開始しましたが、燃やすごみの中には、依然として雑紙やプラスチック製容器包装といった資源が多く含まれるため、引き続き分別徹底を進めていきます。

また、事業系ごみについては、事業用大規模建築物や事業用建築物における資源化率が伸び悩んでいるため、再利用計画書に基づく立入指導等を通じ、古紙や食品廃棄物を中心に資源化推進に取り組んでいきます。小規模事業者に対しても、民間収集移行を促進しつつ、区の収集に排出する際の適正排出を指導していきます。

なお、古紙やプラスチックといった再生資源を取り巻く市場や輸出入の動向が近年激しく動いています。今後とも、集団回収や「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」などのオフィスリサイクルといった民間資源回収に与える影響に注視し、必要な支援を検討していきます。

重点的に取り組むべき事項

- 紙類の分別の徹底【継続】
- プラスチック製容器包装などの分別の徹底【継続】
- 事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【継続】
- 小規模事業所への排出指導の充実【継続】
- 食品廃棄物の削減【継続】

主な取り組み項目

- 分別に対する意識の向上と排出指導の充実
- 資源化ルート等の確保に対する検討
- 集団回収の促進
- 粗大ごみ等からの資源回収の拡大
- 拠点回収の推進
- リサイクル推進協力店制度の見直し【新規】

基本方針 3 人の環^わで築く清潔で快適なまち

新型コロナウイルス感染症拡大後の「新しい日常」や事業活動の変化を見すえつつ、引き続き区民・事業者・区が一体となって、安心かつ清潔で快適なまちづくりを進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は延期となりましたが、銀座・築地・日本橋・人形町・月島をはじめ、区内全域に国内外から多くの人々が訪れる本区においては、「新しい日常」や事業活動の変化を見すえつつ、安心かつ清潔で快適なまちを実現し、来街者をもてなすとともに地域交流を促進していく必要があります。

本区では、「クリーンデー」や「まちかどクリーンデー」、道路などの花壇の管理、集団回収によるリサイクル活動など、多くの区民や事業者の方々などにご協力をいただいております。今後、区民、事業者、関係団体との交流と連携をより一層深め、清潔で快適な循環型のまちづくりを進めていきます。

また、区民生活にとって、身近な場所である集積所の美化を図るとともに、ごみの収集・運搬、処理・処分段階における環境負荷の低減を推進します。

なお、災害時に発生する廃棄物については、東京都や清掃一組、他区などと連携し、収集運搬体制等の整備を進めていきます。

重点的に取り組むべき事項

- 安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【新規】
- 区民・事業者等との交流・連携の促進【継続】

主な取り組み項目

- まちの美化の推進
- 集積所の美化の推進
- 有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】
- 収集・運搬体制における環境負荷の低減
- 中間処理・最終処分における環境負荷の低減

第8章 ごみ減量目標

本章では、基本理念の実現に向けて、ごみ減量の数値目標を設定します。また、「目標を達成した場合の年間ごみ量」も合わせて示します。

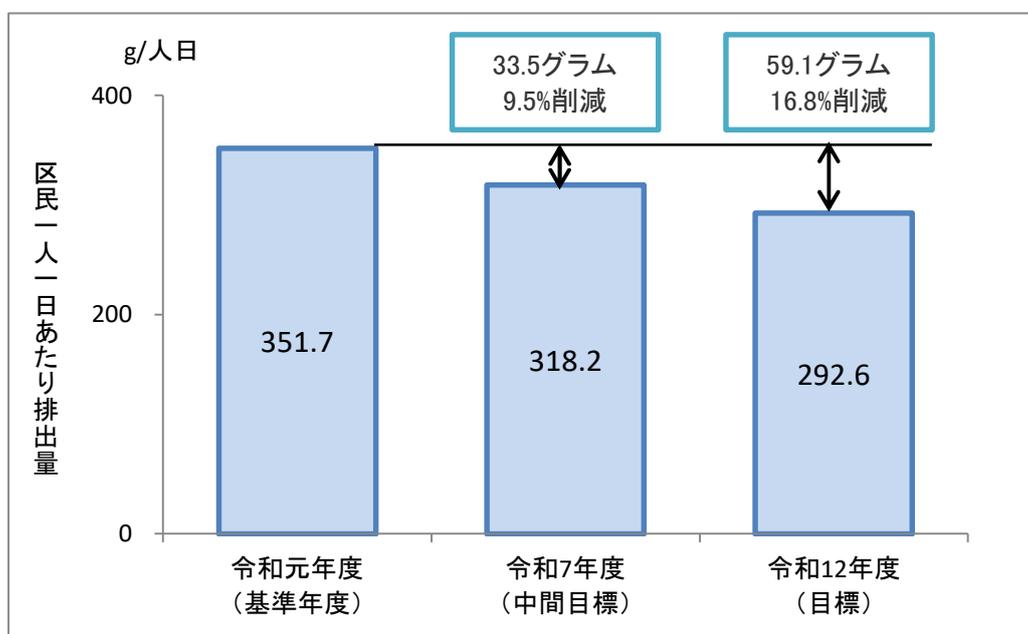
8.1 家庭ごみの減量目標

家庭ごみについては、1人1日あたりの排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの合計）を減量目標とします。

食品ロスの削減などの排出抑制行動およびごみと資源の分別徹底を進め、令和12（2030）年度の家庭から排出される1人1日あたりのごみ量を、令和元（2019）年度比で16.8%削減します。

	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
家庭ごみの排出量 （1人1日あたり）	351.7g/人日	318.2g/人日 (-9.5%)	292.6g/人日 (-16.8%)

図表 63 家庭ごみの減量目標



【目標達成に向けた主な取り組み】

- 燃やすごみに含まれる食品ロス量の半減を目指します。
- 家庭ごみに含まれる資源物を20%削減します。

1人1日あたり59gのごみを減らすには？

～「減らす」「返す」「分ける」で出来るところから～

○ たとえば・・・

食べ残しをしないで、



食パン1枚
約50g

雑がみを分別する



トイレ
トイレット
ペーパーの芯
約7g

57 g

レジ袋を使わず、



レジ袋 LL
約8g

生ごみを水切りネット
で一絞り



ティッシュ
の箱
約30g



水分約20g

58 g

雑がみを分けて、

拠点回収や店頭回収
を利用し



牛乳 1リットルパック
約30g

発泡スチロールトレイ
約5g



プラマークの日に



弁当容器
(プラスチック)
約25g

60 g

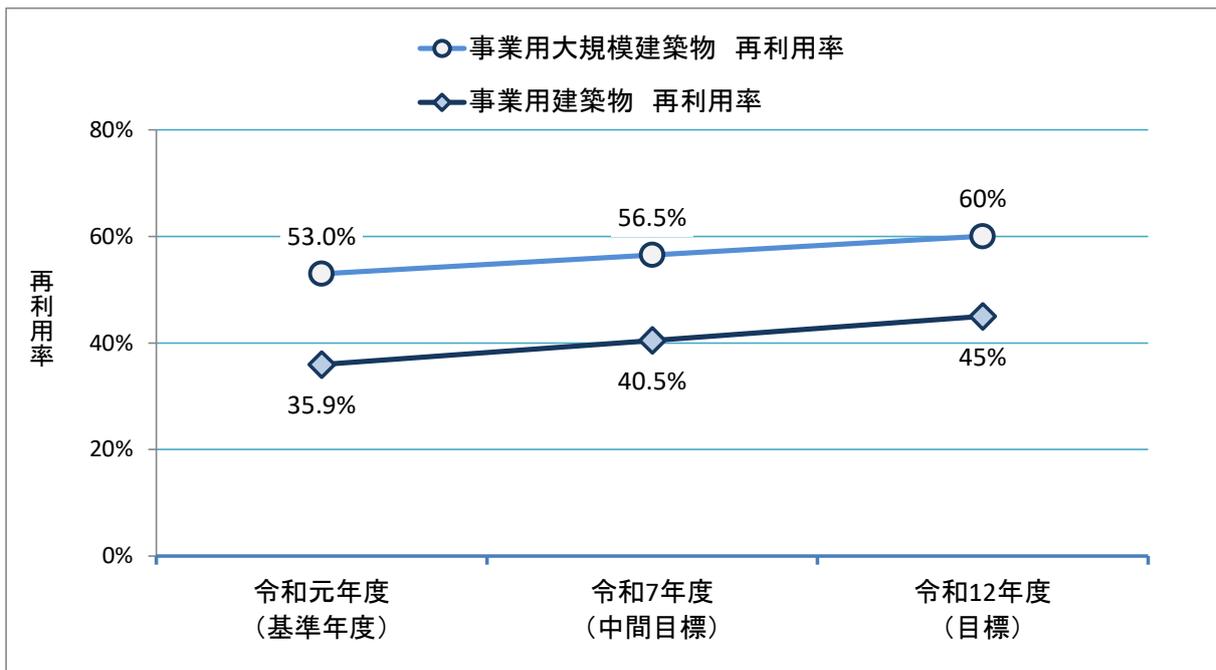
8.2 事業系ごみの減量目標

事業系ごみについては、事業用大規模建築物および事業用建築物の立入調査による排出指導などの取り組み目標として、「(1)事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率」を設定し、「(2)事業系ごみの年間排出量」を減量目標とします。

(1) 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率

事業用大規模建築物・事業用建築物において、「その他の紙類」「生ごみ」といった減量・リサイクルが不十分な品目を中心に再利用率の向上を図り、事業用大規模建築物における令和12(2030)年度の再利用率を60%、事業用建築物の再利用率を45%に引き上げます。

図表 64 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率目標

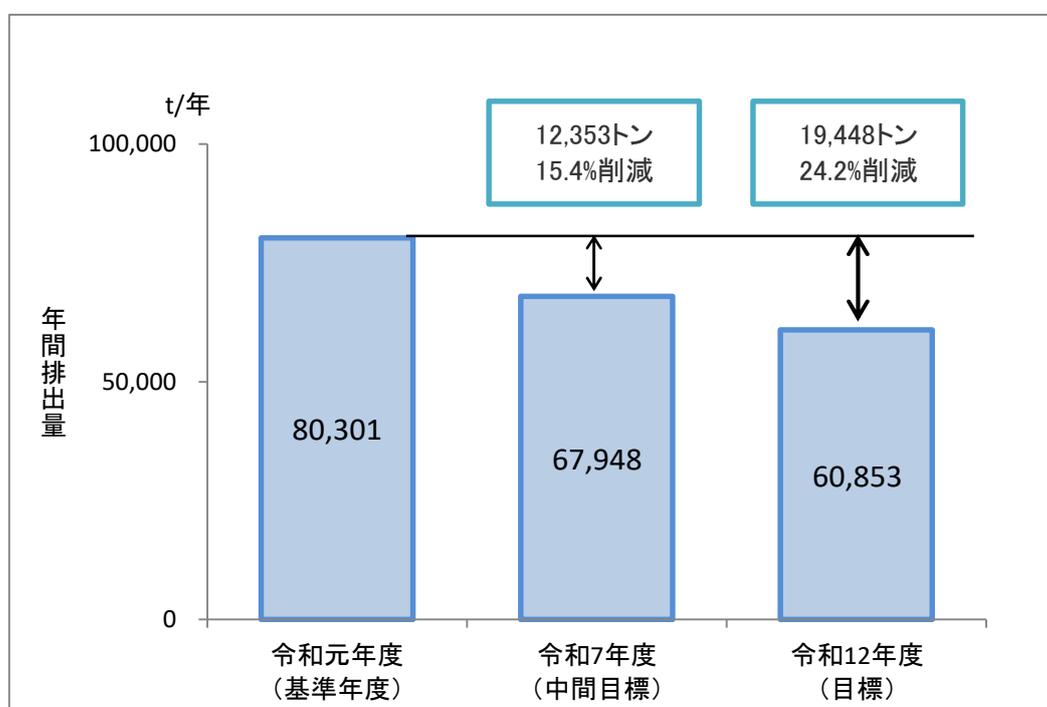


(2) 事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）

立入調査による排出指導や再利用に関する情報提供に加え、小規模事業所に対するふれあい指導の強化や一般廃棄物処理業者への移行促進などにより、ごみ減量と資源化を進め、事業系ごみの年間排出量（区収集事業系ごみ・持込ごみ）を令和12（2030）年度に令和元（2019）年度比で約24.2%削減します。

	令和元（2019）年度 （基準年度）	令和7（2025）年度 （中間目標）	令和12（2030）年度 （目標）
事業系ごみの排出量 （区収集・持込合計）	80,301 トン	67,948 トン (-15.4%)	60,853 トン (-24.2%)

図表 65 事業系ごみ（区収集事業系ごみ・持込ごみ）の減量目標



【目標達成に向けた主な取り組み】

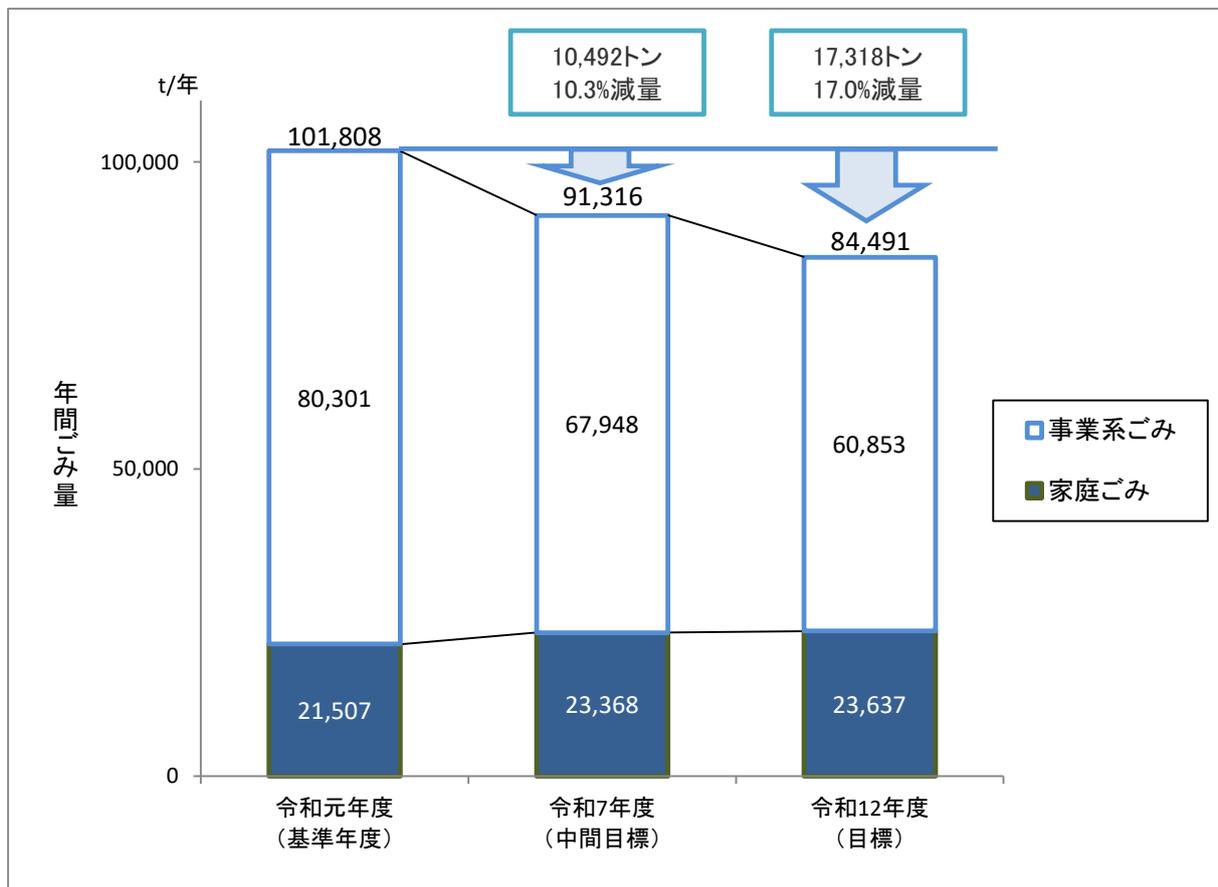
- 持込ごみや区収集事業系ごみに含まれる古紙類、びん・缶、ペットボトルといった資源物の分別を徹底し、30%削減することを目指します。
- 事業用大規模建築物・事業用建築物に対する指導等を進め、持込ごみ中の生ごみを10%削減することを目指します。区収集事業系ごみについては5%の削減を目指します。

8.3 目標を達成した場合の年間ごみ量

家庭ごみの1人1日あたりの排出量に将来人口を乗じた年間排出量と、事業系ごみの年間排出量とを加え算出した「目標を達成した場合の年間ごみ量」は以下のとおりとなります。

中間目標（令和7（2025）年度）：91,316 トン（令和元年度比で 10.3%減量）
最終目標（令和12（2030）年度）：84,491 トン（令和元年度比で 17.0%減量）

図表 66 減量目標達成後の年間ごみ量



第9章 目標実現に向けての取り組み

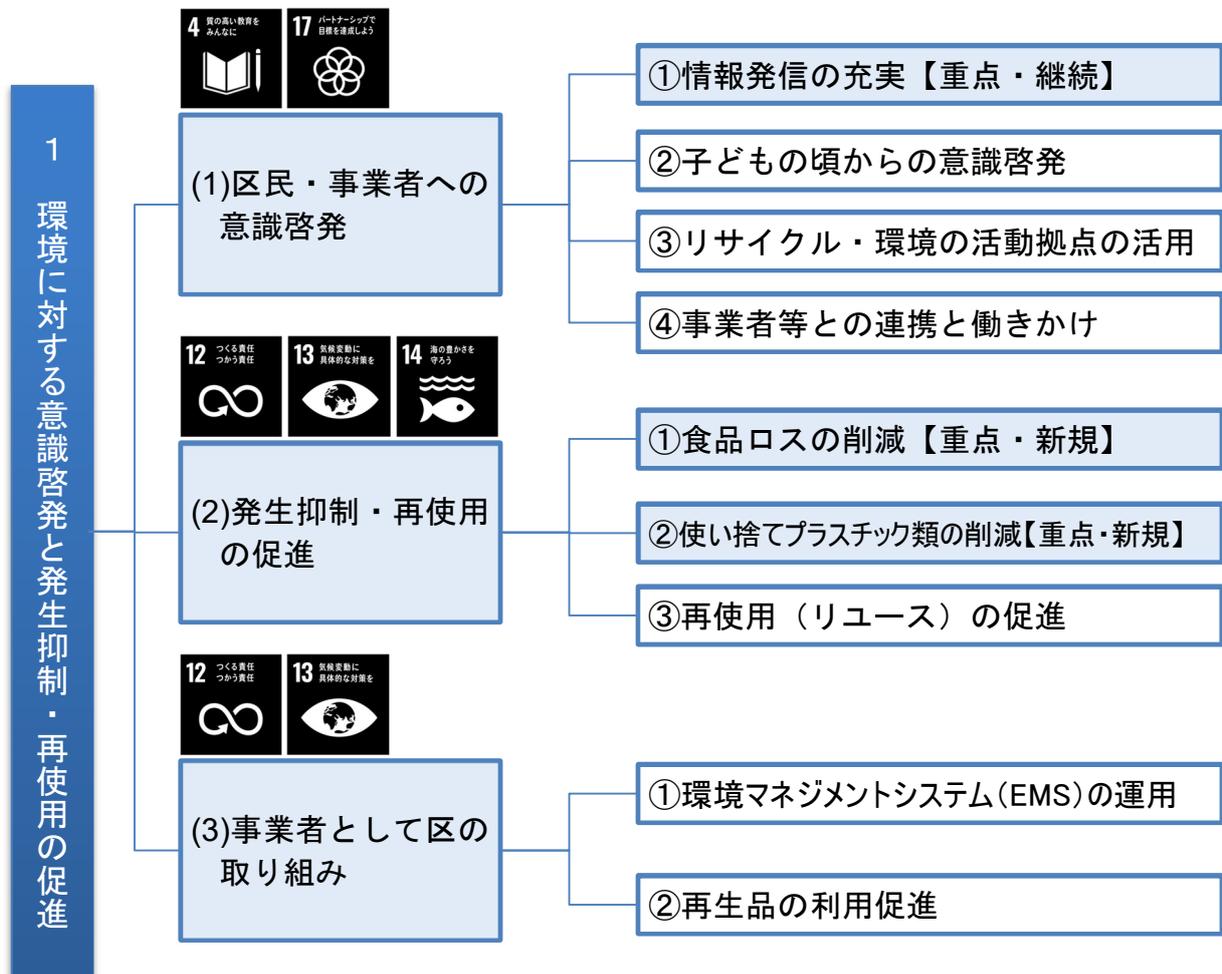
「第7章 基本理念・基本方針」で掲げた基本理念と3つの基本方針に基づき、以下のように施策の柱を構築します。本章では、この施策の柱に沿って、目標実現に向けた取り組みを示します。



[SDGs（持続可能な開発目標）のアイコンについて]

ゴール	計画に関連する主なターゲット
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</p> <p>12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>

9.1 環境に対する意識啓発と発生抑制・再使用の促進



(1) 区民・事業者への意識啓発

① 情報発信の充実【重点・継続】

広報誌やホームページ、各種パンフレットや環境情報誌、また「エコまつり」などのイベントなど、様々な機会を通じた情報発信により、区民・事業者のごみの発生抑制と再使用を促進します。

また、単身者等にも情報が届きやすいよう、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）やICT（情報通信技術）の活用を図るため、ごみ・資源の分別等の情報を得るためのチャットボット（人工知能を活用した自動会話プログラム）の導入について検討します。

対話による普及・啓発の充実を図るため、町会や自治会、集合住宅に対して「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を積極的に派遣します。

居住者が増加している外国人に向けては、多言語パンフレットを活用し、ごみや資源の分け方・出し方といった基本情報や、ごみ減量・リサイクルの取り組みに関する情報を発信します。

事業者に対しては、ごみの発生抑制と再使用に配慮した事業活動に取り組むよう、啓発冊子や排出指導などを通じて普及・啓発に取り組みます。

【取り組みを評価するための指標】

以下の指標を重点的取組の進捗評価の判断基準として活用します（以下同様）。

- 区民アンケート調査によるごみ発生抑制行動の進捗状況
- 各種情報媒体の発行部数
- ICT を活用したサービスの導入と利用実績

②子どもの頃からの意識啓発

保育園、幼稚園、小学校の各年齢に合わせた環境学習や「親子環境施設見学会」を実施し、子どもの頃から環境問題やごみ減量・リサイクルの大切さなどに対する意識を高めます。

また、「エコまつり」や「子どもとためす環境まつり」などの児童・生徒を対象としたイベントの開催を通じ、子どもの頃からの意識啓発に取り組みます。

③リサイクル・環境の活動拠点の活用

「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を引き続き区民の学習や取り組みの活動拠点として活用していきます。ごみ減量やリサイクルに関する情報を積極的に発信するとともに、区民・事業者・活動団体の連携を図ります。

④事業者等との連携と働きかけ

事業者や商店街、事業者団体などと連携し、ごみの発生抑制と再使用を促進します。

地球温暖化問題や海洋プラスチックごみ問題が浸透し、企業単位でのSDGsを意識した取り組みも進みつつあることから、このような取り組みに関する情報を積極的に区民にも発信するとともに、食品ロス削減やプラスチック類の削減等に取り組む事業所を認定する新たな制度を検討していきます。

(2) 発生抑制・再使用の促進

①食品ロスの削減【重点・新規】

各種情報媒体を通じて、食品ロスの削減に関する基礎知識（賞味期限と消費期限の違いなど）や調理の工夫など、日常生活における食品ロスの削減方法をわかりやすく伝えていきます。

また、「エコ・クッキング教室」や区民向け講演会を開催し、取り組みの裾野を広げていきます。

広く区民や来街者へのアピール効果を得るため、「エコまつり」等で啓発グッズの配布を検討します。また、区内飲食店や販売店等とも協力して「食品ロス削減月間」にあわせたキャンペーンの実施を検討します。

食べきり推進を行う飲食店や賞味期限・消費期限切れの売り切り等で食品ロス削減に取り組む販売店に対しては、ポスター・チラシ等の啓発グッズを配布するなどして、事業者による取り組みを促進します。

家庭や事業所で不要となってしまった未利用食品に対しては、「フードバンク」や「フードドライブ」の情報提供を行い、食品ロスの削減を促進します。「フードドライブ」については民間団体の協力を得ながら事業の充実を図ります。

以上の取り組みについては食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」の策定を検討し、区民・事業者・行政の連携・協働の下で推進していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 区民アンケート調査による食品ロス削減行動の状況
- 組成分析調査による家庭からの食品ロスの発生量
- フードドライブの実施実績

②使い捨てプラスチック類の削減【重点・新規】

レジ袋が有料化したのを契機に、簡易包装の選択、詰め替え商品の利用、マイカップ・マイボトルの利用など、使い捨てプラスチック類の削減を区民に呼びかけます。推進にあたっては、パンフレット等による区民への普及・啓発を行います。

【取り組みを評価するための指標】

- 区民アンケート調査による使い捨てプラスチック類削減行動の状況

③再使用（リユース）の促進

「リサイクルハウスかざぐるま」における不用品販売や不用品交換システムの充実を図るとともに、区民主催のフリーマーケットなどのリユース活動を引き続き支援していきます。

(3) 事業者としての区の取り組み

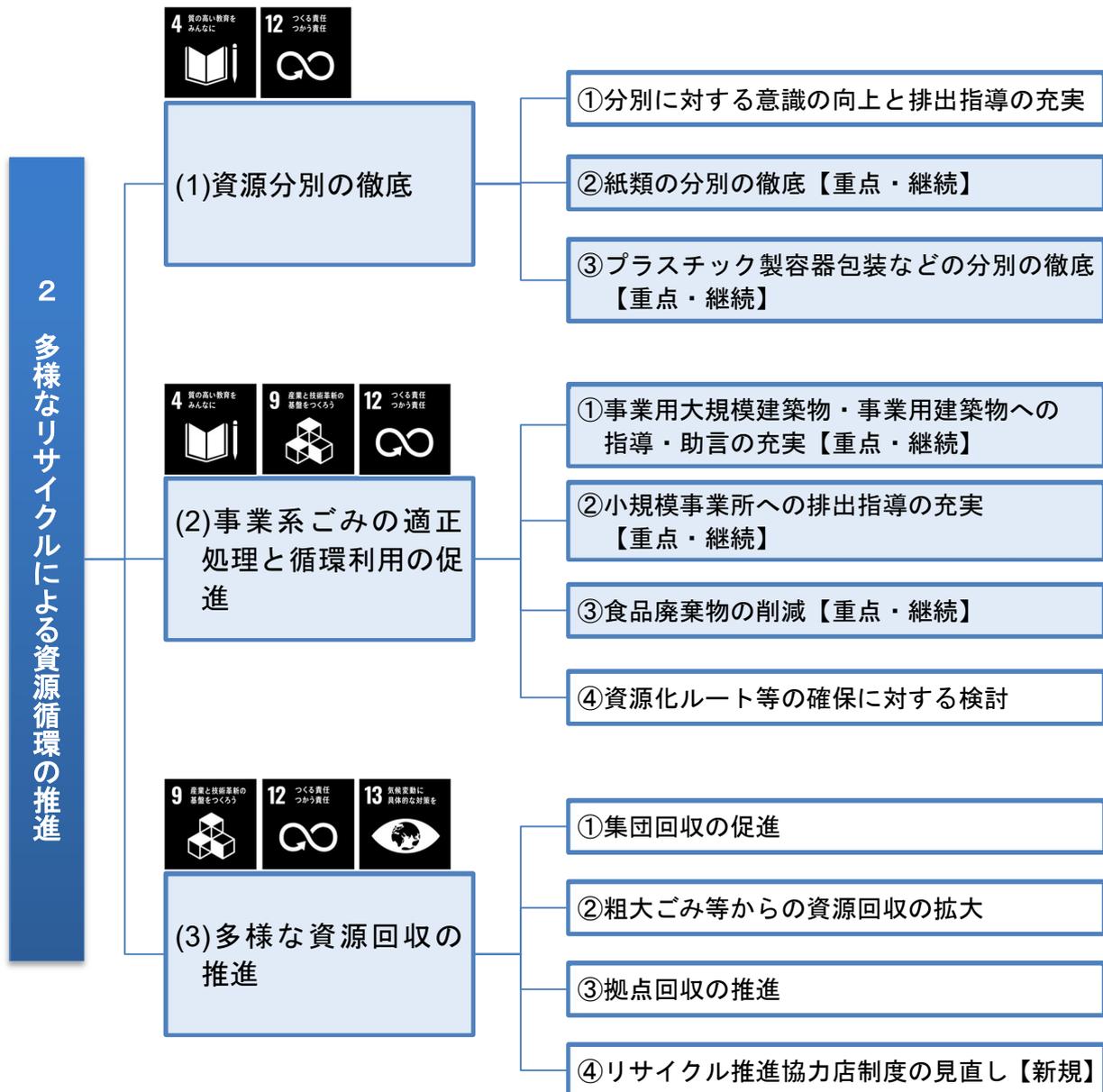
①環境マネジメントシステム（EMS）の運用

「中央区環境マネジメントシステム」を運用し、区の全施設を対象に省エネルギー・省資源活動および適正なエネルギー管理を行い、事務事業に伴う環境負荷の低減と廃棄物の削減を進めます。

②再生品の利用促進

「中央区グリーン購入ガイドライン」に基づき、率先してグリーン調達を進めます。また、建設廃材や建設残土、カレット加工品や再生セメント等、公共事業における再生品の利用を促進します。

9.2 多様なリサイクルによる資源循環の推進



(1) 資源分別の徹底

①分別に対する意識の向上と排出指導の充実

区民・事業者の分別に対する意識の向上を図るため、各種情報冊子やホームページにてイラストやデータなどを用いた「見える化」を図り、わかりやすい普及・啓発に努めます。

また、町会、自治会、集合住宅等と連携して、様々な集まりの場に「ごみ減量・リサイクルアドバイザー」を積極的に派遣するなど、ごみと資源の分別排出について指導・助言を充実します。さらに、区民が排出した資源を確実にリサイクルするため、資源の持ち去り防止パトロールや古紙問屋の組合等と連携した GPS 端末機による追跡調査を必要に応じて実施していきます。

②紙類の分別の徹底【重点・継続】

紙類の一層の削減に向けて、雑紙（紙箱・紙袋やはがき・封筒、包み紙など）が資源であることの認知度の向上や、紙袋に入れて排出できることの周知を図ります。

また、環境学習や区民向け講座などを通じ、雑紙の分別を啓発していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 組成分析調査による燃やすごみ中の資源化可能な紙類の推定排出量

③プラスチック製容器包装などの分別の徹底【重点・継続】

ごみとして多く排出されているプラスチック製容器包装や金属製の鍋・やかん・フライパンについて、排出方法（容器包装の洗浄など）を示しながら資源化を促進します。

布類については、「リサイクルハウスかざぐるま」の展示コーナーやフリーマーケットなどを通じて再使用を推進するとともに、リサイクルの取り組み事例を紹介しながら集団回収での資源回収を促進します。

【取り組みを評価するための指標】

- 組成分析調査による燃やすごみ・燃やさないごみ中の資源化可能物の推定排出量

(2) 事業系ごみの適正処理と循環利用の促進

①事業用大規模建築物・事業用建築物への指導・助言の充実【重点・継続】

事業用大規模建築物（3,000 m²以上）、事業用建築物（1,000 m²以上 3,000 m²未満）については、再利用計画書や再利用実績表に基づき、立入調査や講習会、啓発冊子など様々な機会を通じて、分別方法の指導・助言を行うとともに、資源化に関する最新情報の提供を行います。

また、再利用率の低い事業所に対しては、継続的な立入調査を行うなど、改善を促します。

さらに、事業系ごみの適正処理を促進するため、一般廃棄物処理業者に対しても適切な指導・助言を行います。

【取り組みを評価するための指標】

- 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用計画書等の実績報告

②小規模事業所への排出指導の充実【重点・継続】

区収集ごみに排出（日量 50kg 未満）している小規模事業所については、ごみ・資源の分別やごみ処理券の貼付など適正排出の徹底を図るため、町会や事業者団体と連携した「ふれあい指導」の強化など、排出ルール of 徹底に取り組んでいきます。加えて、飲食店の営業許可申請時等において排出のルールの周知を図るとともに、事業者の自己処理責任の原則に基づき、区収集から一般廃棄物処理業者収集への移行を促進します。

【取り組みを評価するための指標】

- 中央区ごみ排出実態調査に基づく区収集ごみ中の推定事業系ごみ量

③食品廃棄物の削減【重点・継続】

飲食店をはじめ、区内に多い食品関連事業者（食品の卸売・小売・製造・加工・流通業者）に対して食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制と再生利用を促進します。また、立入調査や廃棄物管理責任者講習会、事業者向け冊子など様々な機会を捉えて、生ごみや食品ロスの削減、食品再生利用に関する最新情報を提供します。

【取り組みを評価するための指標】

- 事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用計画書等の実績報告

④資源化ルート等の確保に対する検討

自主的な店頭回収などのリサイクルシステムの確立に向けて、商店街や事業者団体等と連携し、情報の共有化を図りながら、資源化ルートや資源化施設の確保を促していきます。

また、小規模事業者から排出される資源の回収を促進するため、「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」のPRを充実します。

(3) 多様な資源回収の推進

①集団回収の促進

循環型社会の実現に向けては、地域における区民の自主的な資源循環活動が重要です。町会、自治会、マンション等の地域団体に対し、集団回収の普及・啓発に取り組むとともに、優れた活動内容を環境情報誌等に紹介するなど、活動の活性化を促進します。

また、アジア地域における廃棄物輸入規制の強化や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、回収資源の市況が不安定になっていることから、資源回収事業者に対する補助など、必要な支援について検討します。

②粗大ごみ等からの資源回収の拡大

燃やさないごみの資源化および粗大ごみからのピックアップ回収を継続します。

さらなる資源の有効利用を促進するため、今後とも粗大ごみ等の中から新たな資源化の可能性はないか、情報収集や検討を行っていきます。

③拠点回収の推進

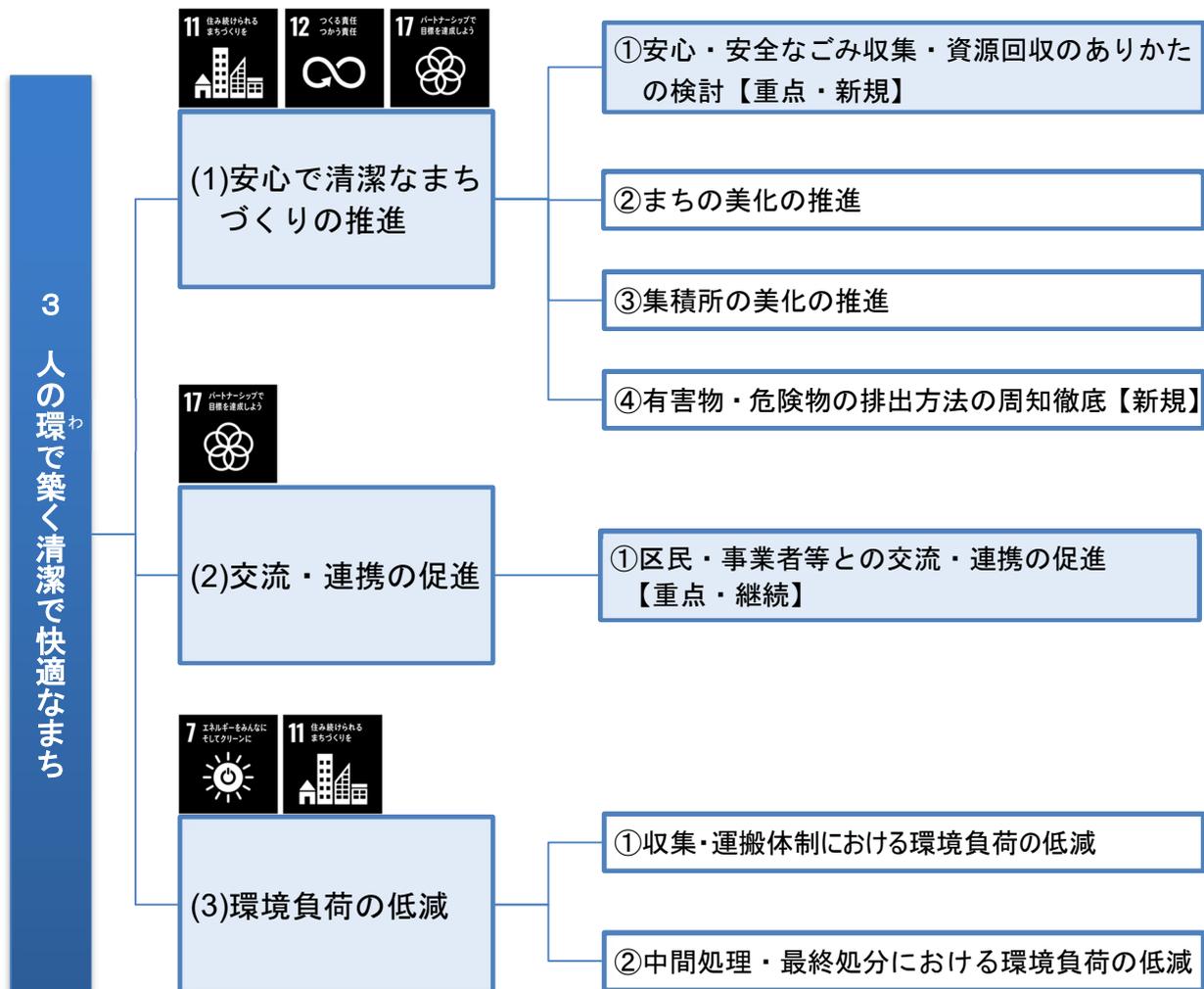
小学校など身近な場所に資源を持ち寄る拠点回収の利用促進を図ります。拠点回収に対する区民の認知度を高めるため、ホームページや各種情報冊子、出前講座などを通じてさらなるPRを行っていきます。

また、拠点回収の品目拡大を引き続き検討します。

④リサイクル推進協力店制度の見直し【新規】

食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減など、広い視点から販売店や飲食店といった事業者の取り組みを促進し、区民や来街者に可視化していくため、「リサイクル推進協力店認定制度」を見直し、食べきり協力店制度と合わせた認定制度を検討していきます。

9.3 人の環^わで築く清潔で快適なまち



(1) 安心で清潔なまちづくりの推進

①安心・安全なごみ収集・資源回収のありかたの検討【重点・新規】

令和 2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が延期になるばかりではなく、区民の生活スタイルや事業活動に対して大きな影響を与えています。

ごみ収集や資源回収に際しては、国や都のガイドラインに基づき感染防止対策に配慮していくとともに、「新しい日常」や事業活動のあり方を見すえ、安全で安定的なごみ収集・資源回収のあり方について検討していきます。

なお、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯に対して、安否確認を含め玄関先でごみ収集を行う「ふれあい収集」を引き続き推進します。

【取り組みを評価するための指標】

■ ふれあい収集実施件数

②まちの美化の推進

本区に住み、働き、訪れる、すべての人々にとって清潔で快適なまちを実現するため、区民・事業者・区が一体となって取り組む「クリーンデー」・「まちかどクリーンデー」、「花壇ボランティア」の育成や活動支援、清掃（事業）協力会の活動などを通じて、まちの美化を推進します。

③集積所の美化の推進

まちの美観と生活環境を清潔に保つため、集積所の適正管理とごみのより早い時間での収集に努めます。また、町会等と連携して不法投棄や不適正排出などのマナーが守られていない集積所の指導・助言を強化するとともに、カラス被害によるごみの散乱の防止やねずみの発生防除に取り組みます。

④有害物・危険物の排出方法の周知徹底【新規】

蛍光管や水銀体温計などの水銀含有物については、拠点回収を利用するよう周知徹底を図ります。

また、爆発の危険があるエアゾール缶や携帯ガスボンベについてはガスを使い切って出すよう周知徹底を図ります。火災の危険がある充電池については、拠点回収や回収協力店での回収に協力するよう呼びかけていきます。

なお、家庭から出る注射針などの在宅医療廃棄物については、医師会と協力し薬局を拠点とした回収を行っていきます。

(2) 交流・連携の促進

①区民・事業者等との交流・連携の促進【重点・継続】

「リサイクルハウスかざぐるま」や「環境情報センター」を拠点として区民・事業者・団体等の交流と連携を促進し、各主体の活動の活性化を図っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に区民生活や事業活動がどう変っていくのか、これに対応しつつ循環型のまちづくりをどう形成していくのかなど、区民・事業者ともに問題を共有し、解決を図っていくため、中央区清掃・リサイクル推進協議会の場を引き続き活用していきます。

【取り組みを評価するための指標】

- 「リサイクルハウスかざぐるま」「環境情報センター」の来館者数
- 「リサイクルハウスかざぐるま」での不用品販売実績

(3) 環境負荷の低減

①収集・運搬体制における環境負荷の低減

効率的で環境負荷の少ないごみ・資源の収集・運搬体制を構築するとともに、アイドリングストップなどの実施により、公害防止や地球温暖化対策に寄与します。

②中間処理・最終処分における環境負荷の低減

東京湾最後の埋立処分場である新海面埋立処分場の負荷軽減等のため、東京二十三区清掃一部事務組合が進めるエネルギー回収や主灰のセメント原料化事業等の促進を図ります。

第10章 生活排水処理基本計画

10.1 生活排水処理の現状

本区の下水道普及率は、平成 22（2010）年度以降 100%となっています。したがって、区内で発生する生活排水（し尿・生活雑排水）はほぼ公共下水道で処理されていますが、一部の浄化槽汚泥、およびディスポーザー汚泥は、許可業者の収集・運搬により、清掃一組の運営する品川清掃作業所（下水道投入施設）に搬入され、固形物を取り除いた後、下水道排水基準内に希釈して下水道に放流しています。

一方、事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任の徹底の観点から民間業者による収集・処分が行われています。

10.2 生活排水処理基本計画

区は、今後とも引き続き、以下のとおり区内で発生する生活排水を適正処理していきます。また、浄化槽の定期的な保守点検等の指導や、飲食店や一般家庭に対して、食用油を排水口に流さないよう広報活動するなど、区民・事業者に対する広報・啓発活動を行っていきます。

(1) 浄化槽汚泥の収集・運搬および処分

区内で発生する浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥を含む）は、許可業者による収集運搬を継続します。収集された浄化槽汚泥は、清掃一組の下水道投入施設（品川清掃作業所）で処理を行い、公共下水道に投入します。

なお、下水道投入施設における残さ・しさは焼却処理、沈砂は埋立処分を行います。

(2) 事業者の責任による処分

事業活動に伴って排出される「仮設便所のし尿」および「し尿混じりのビルピット汚泥」は、事業者責任に基づく処理を徹底します。

資料 1 ごみ減量目標設定の考え方

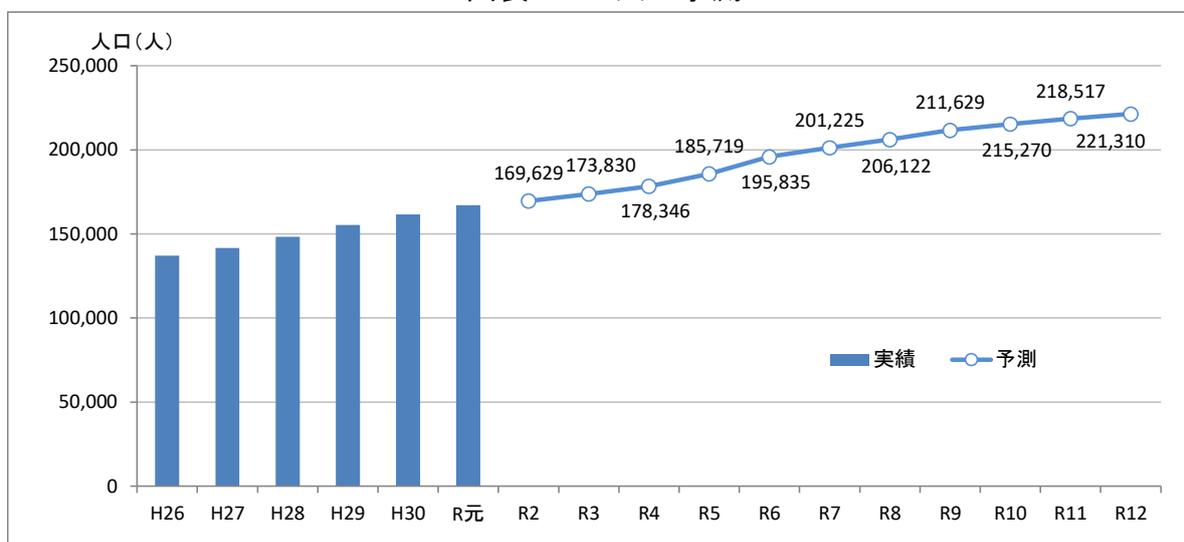
(1) 現状のまま推移した場合の区収集ごみ・区回収資源・持込ごみ量の予測

①人口推計

ごみ量を予測するための基本的な算定式は、

(人口予測) × (将来の1人1日あたりごみ・資源排出量予測) × 365
です。(ただし事業系である持込ごみ量は年間量でそのまま推計します)
本区の人口予測は下図のとおりです。

図表 67 人口予測



資料：中央区（令和2年4月推計）

②1人1日あたりのごみ量等の予測

1人1日あたりのごみ量、資源量および持込ごみ量については過去5年間の実績値にさまざまな近似式(4種類※)を当てはめ、過去の実績との乖離が少なく、将来的にも合理的な範囲に収まる(大きすぎたり、ゼロ近くになったりしない)近似式を1つずつ採用しました。

※線形(直線)式、対数式、指数式、分数式の4種類

直線式 : $y = a + bx$ (xは経過年数、yはごみ・資源量)

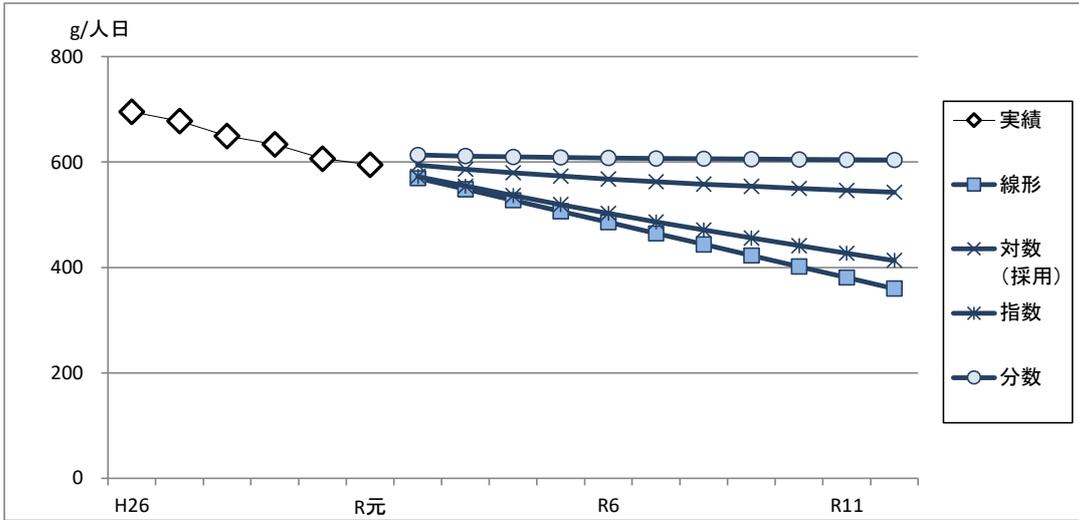
対数式 : $y = a + b \cdot \ln(x)$

指数式 : $y = a \cdot bx$

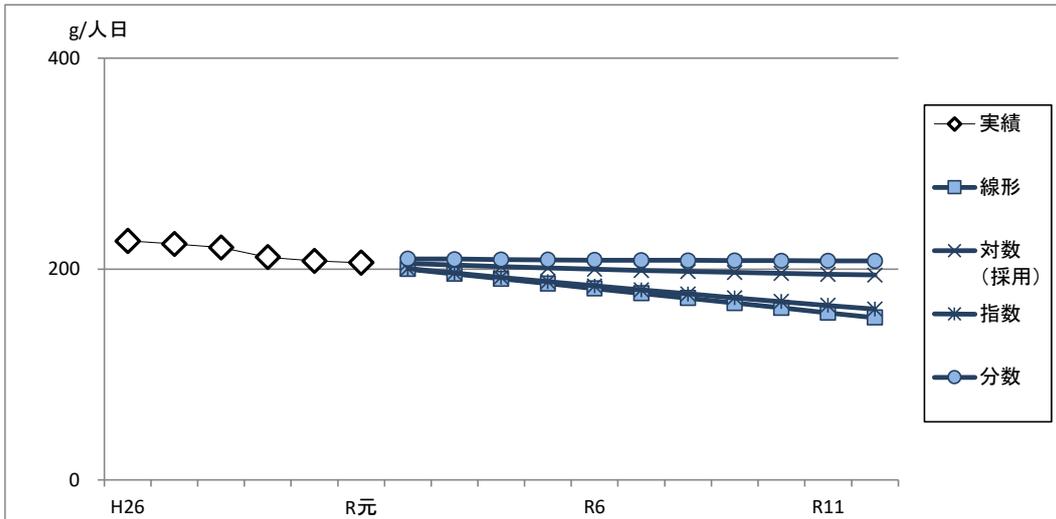
分数式 : $y = a / x + b$

次ページに推計結果のグラフを示します。凡例に「採用」と書かれている数式をそれぞれ用いています。

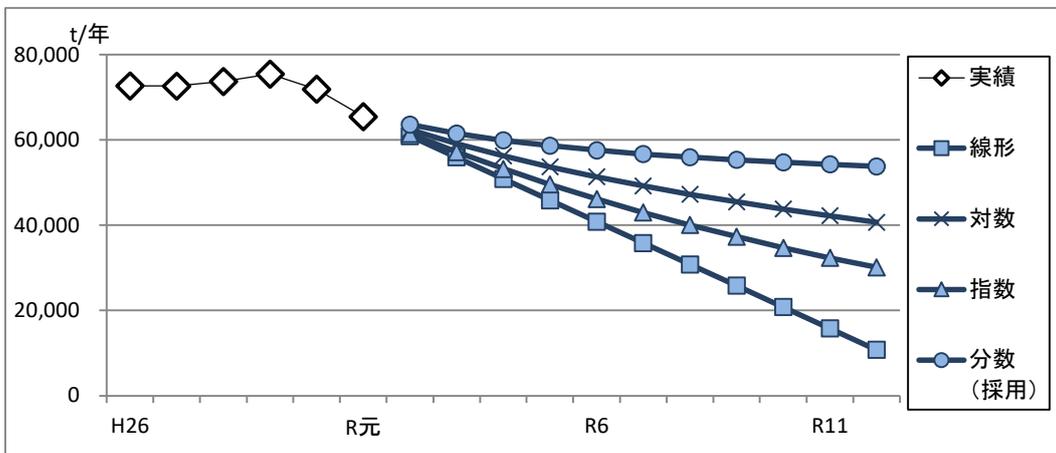
図表 68 区収集ごみ排出原単位の近似式



図表 69 区回収資源（資源+拠点回収+集団回収）排出原単位の近似式



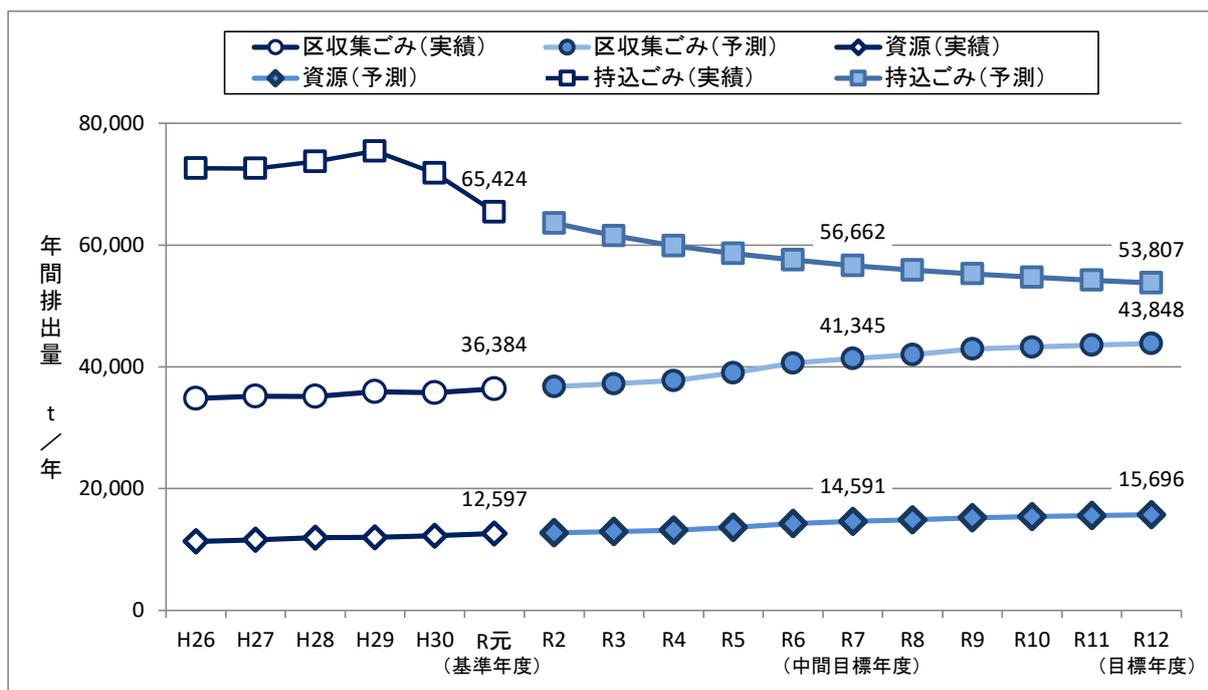
図表 70 持込ごみ量の近似式



③年間ごみ量の予測

将来人口推計に区民1人1日あたりごみ・資源量の推計結果を掛け合わせ、年間の区収集ごみ・資源量を推計しました。これに年間持込ごみ量の推計結果を加え、グラフ化したのが図表71です。

図表 71 現状のまま推移した場合の年間ごみ量、資源回収量の推計



(2) 中央区ごみ排出実態調査を用いた、家庭ごみ・事業系ごみ量の推計

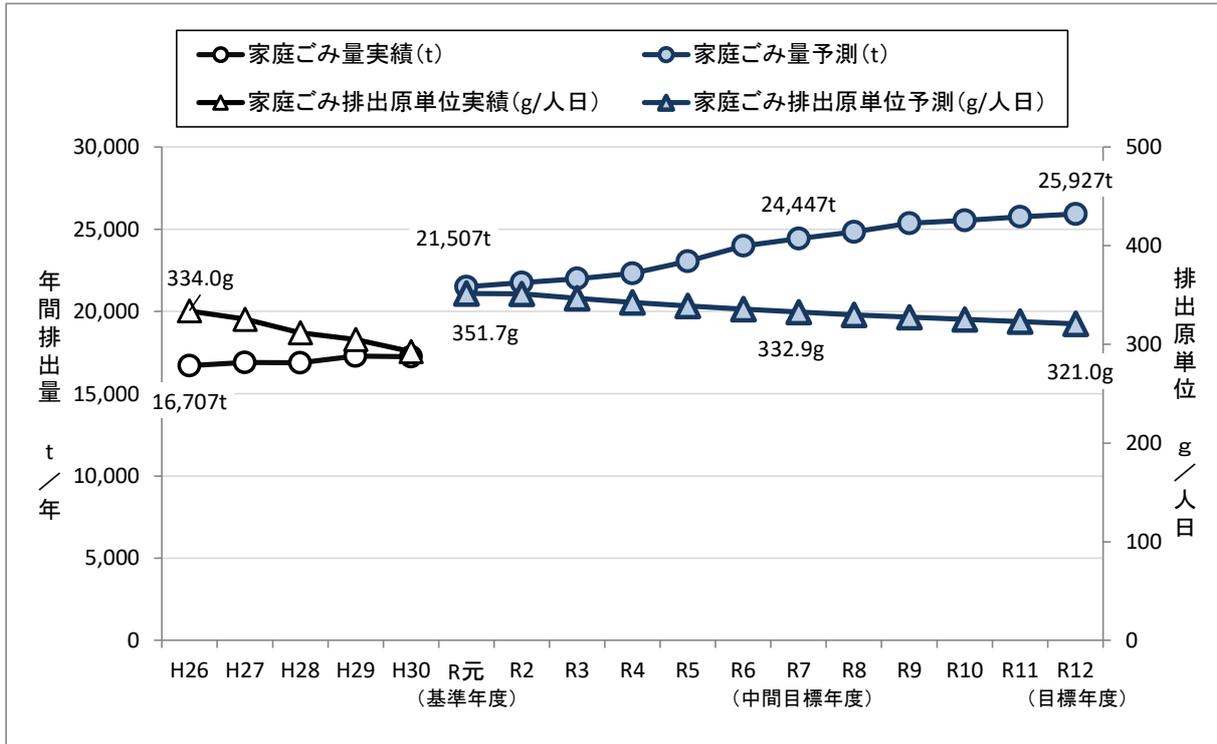
令和元(2019)年度の中央区ごみ排出実態調査によると、区収集ごみの59.1%が家庭ごみ、40.9%が事業系ごみと推計されています。

この比率が将来も続くものと仮定すると、家庭ごみ量(および区民1人1日あたりの排出原単位)は図表72、事業系ごみ量は図表73のように推移するものと予測されます。

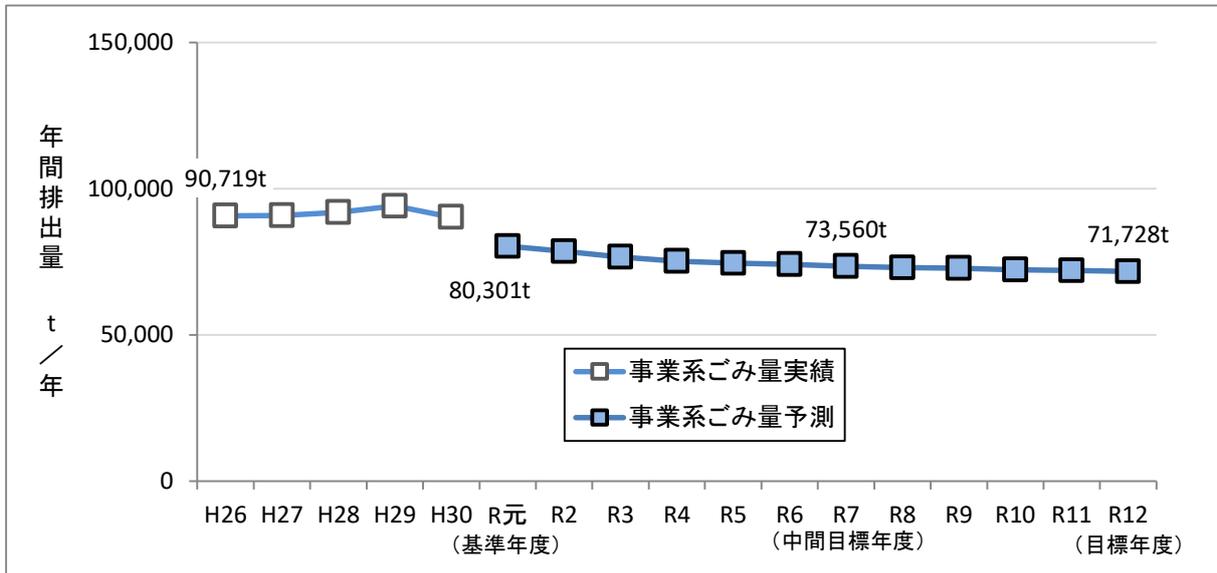
区民1人1日あたりの排出原単位は、過去の推移から今後も減少傾向が続くものと予測されます。しかし、今後の人口増を加味すると、年間の家庭ごみ量は2万1千トン台から2万5千トン台へと増加すると予測されます。

事業系ごみは、現状の年間8万トン強から、令和12年度には7万1千トン台に減少するものと予測されます。

図表 72 年間家庭ごみ量、家庭ごみ排出原単位の推計



図表 73 年間事業系ごみ量の推計



(3) 事業系ごみの取り組み目標設定の考え方

事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率の実績が伸び悩んでいる中、今後は再生資源市場の低迷から回収資源の流通が滞ることが予測されます。そこで目標年次における事業用大規模建築物・事業用建築物の再利用率は、現状より 8～9%程度の向上を目指すこととし、事業用大規模建築物の再利用率目標を 60%、事業用建築物の再利用率目標を 45%と設定します。

(4) 家庭ごみ・事業系ごみの減量目標設定の考え方

①家庭ごみ・事業系ごみ中の資源の分別徹底、排出抑制の割合の設定

目標年度における家庭ごみ・事業系ごみに含まれる資源の削減目標を、図表 74 のとおり設定します。

なお、中間目標年度である令和 7（2025）年度においては、図表 74 の各目標の半分が達成されているものとしします。

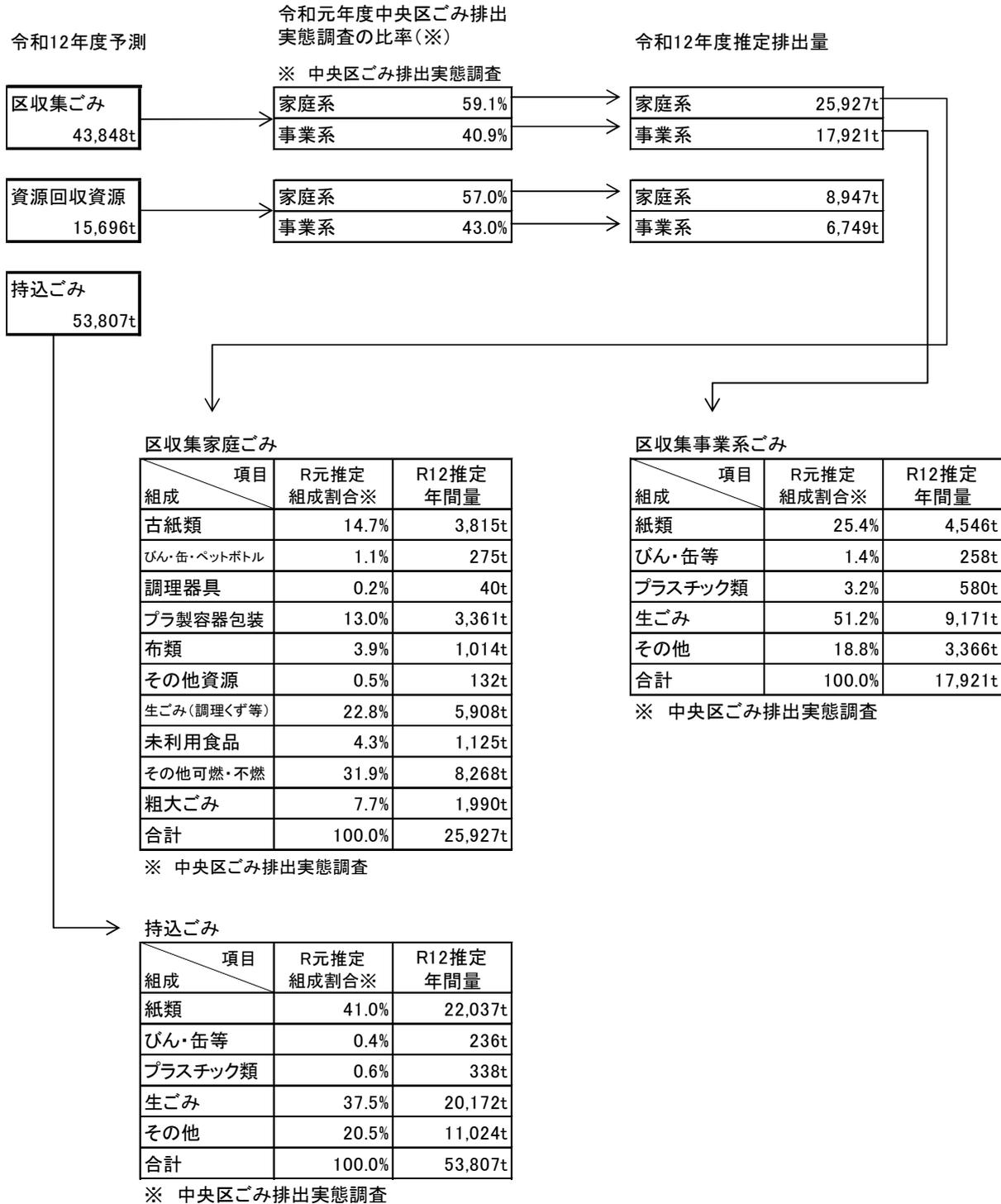
図表 74 品目別の目標設定（令和 12（2030）年度）

品 目		削減率	削減率設定の考え方	
家庭ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類、布類 ・プラスチック製容器包装 ・びん、缶、ペットボトル ・調理器具	20%	左欄の品目について、ごみ有料化のような経済的インセンティブがなくとも、分別の徹底により 20%程度は削減可能なものとして設定します。	
	・生ごみ（食品ロス）	50%	国や都の目標に準じて設定します。	
事業系ごみ	区収集事業系ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類、布類等の資源 ・プラスチック製容器包装 ・びん、缶、ペットボトル	30%	持込ごみと同様の削減率とします。
		・生ごみ	5%	生ごみの水切りや食品ロスの削減により 5%程度は削減可能なものとして設定します。
	持込ごみに含まれる品目	[資源物] ・紙類（新聞、段ボール、OA 紙等） ・プラスチック類 ・びん、缶、ペットボトル	30%	事業用大規模建築物・事業用建築物における再利用率の目標を達成するためには、ごみの中の資源を 30%程度削減することが必要です。この削減率を事業系ごみ全般に適用します。
		・生ごみ	10%	事業用大規模建築物・事業用建築物や食品関連事業者を中心に指導を進め、10%程度の生ごみ削減が可能なものとして設定します。

②家庭ごみ・事業系ごみの減量目標算定結果

令和元（2019）年度の中央区ごみ排出実態調査結果を用い、目標年度である令和12（2030）年度の品目別ごみ量を算定します。（図表75）

図表75 目標年度の品目別ごみ量の設定



※端数処理のため、内訳が一致しない場合があります。

図表 75 で得られた品目別ごみ量に、前項図表 74 で設定した品目別ごみ減量目標を適用すると、図表 76 のとおりとなります。

図表 76 目標年度のごみ削減目標算定結果

区収集家庭ごみ					
組成	項目	R12現状推移 年間量	考え方	削減率	R12年目標 年間量
古紙類		3,815t	資源回収・ 集団回収へ	-20%	3,052t
びん・缶・ペットボトル		275t		-20%	220t
調理器具		40t	資源回収へ	-20%	32t
プラ製容器包装		3,361t		-20%	2,689t
布類		1,014t	集団回収へ	-20%	811t
その他資源		132t	資源回収へ	-20%	106t
生ごみ(調理くず等)		5,908t	現状		5,908t
未利用食品		1,125t	発生抑制	-50%	563t
その他可燃・不燃		8,268t	現状		8,268t
粗大ごみ		1,990t			1,990t
合計		25,927t			23,637t

○資源増分
1,727t

区収集事業系ごみ					
組成	項目	R12現状推移 年間量	考え方	削減率	R12年目標 年間量
紙類		4,546t	資源回収へ	-30%	3,182t
びん・缶等		258t		-30%	181t
プラスチック類		580t		-30%	406t
生ごみ		9,171t	独自に減量・ 資源化	-5%	8,713t
その他		3,366t	現状と同じ		3,366t
合計		17,921t			15,847t

区民1人1日あたり(原単位)
単位:g/人日

家庭系	292.6
(事業系)	(196.2)
合計	488.8

※ごみ量÷令和12年度
人口÷365

持込ごみ					
組成	項目	R12現状推移 年間量	考え方	削減率	R12年目標 年間量
紙類		22,037t	独自に 資源化	-30%	15,426t
びん・缶等		236t		-30%	165t
プラスチック類		338t		-30%	236t
生ごみ		20,172t	独自に減量・ 資源化	-10%	18,155t
その他		11,024t	現状と同じ		11,024t
合計		53,807t			45,006t

区分		令和元年度 実績	令和12年度 (現状と同じ)	令和12年度 (目標)
家庭ごみ	人口(人)	167,103	221,310	221,310
	原単位(g/人日)	351.7	321.0	292.6
	年間ごみ量(t)	21,507	25,927	23,637
事業系ごみ	区収集(t)	14,877	17,921	15,847
	持込(t)	65,424	53,807	45,006
	小計(t)	80,301	71,727	60,853
合計	年間ごみ量(t)	101,808	97,655	84,491

※端数処理のため、内訳が一致しない場合があります。

③ごみ減量・資源化目標のまとめ

図表 76 より、目標年度における家庭ごみ排出原単位、家庭ごみ・事業系ごみの年間排出量は図表 77 のようにまとめられます。

図表 77 ごみ減量・資源化目標のまとめ

項目	年度	令和元年度 (基準年度)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
家庭ごみ排出原単位		351.7 g/人日	318.2 g/人日	292.6 g/人日
家庭ごみ年間排出量		21,507 トン	23,368 トン	23,637 トン
事業系ごみ年間排出量		80,301 トン	67,948 トン	60,853 トン
	(区収集)	14,877 トン	15,920 トン	15,847 トン
	(持込)	65,424 トン	52,028 トン	45,006 トン
ごみ合計 (令和元年度比)		101,808 トン	91,316 トン (-10.3%)	84,491 トン (-17.0%)
参考:現状推移予測 (現状推移予測との比)			(98,007 トン) (-6.8%)	(97,655 トン) (-13.5%)

資料 2 用語解説

あ行	
アイドリングストップ ⇒p.89	自動車やオートバイの停車時、エンジンをかけっぱなしにせず、環境に配慮して燃料の無駄遣いを抑えることをいいます。
温室効果ガス ⇒p.68	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つガスです。人為的な温室効果ガスには、二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、一酸化二窒素 (N ₂ O)、フロンガスなどがあります。
か行	
海洋プラスチックごみ ⇒p.12、p.15、p.46、p.49 p.61、p.66、p.80	陸地での消費活動や漁業活動などによって海洋に流れ出たプラスチックごみ。海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることもあり、海洋環境や生態系に大きな影響を与えるものとして国際的な問題となっています。
カレット ⇒p.82	ガラスびんをリサイクルする際に、いったん破砕したガラスくずのことをいいます。
環境基本法 ⇒p.11	平成5年に制定、施行された我が国の環境政策の枠組みを示す基本的な法律です。
環境基本計画 ⇒p.11	国や地方自治体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、環境基本法に基づき策定されています。
環境マネジメントシステム (EMS) ⇒p.38、p.50、p.82	事業者や組織・団体が、自主的に環境保全に資する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための体制・手続きなどのしくみを「環境マネジメントシステム」いいます。EMSは、英語表記 (Environmental Management System) の略称です。
ごみ分別アプリ ⇒p.45	スマートフォン・タブレット端末向けに自治体が提供するアプリケーションサービスのひとつです。資源やごみの分け方・出し方の案内や収集日の通知などのサービスを提供します。

さ行	
最終処分 ⇒p.17、p.24、p.64、p.89	廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。
雑紙（ぎつがみ） ⇒p.52、p.66、p.70、p.84	リサイクルできる古紙の中で、新聞（折込チラシを含む）、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らないものをいいます。具体的には、投げ込みチラシ、パンフレット、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などがあります。
資源有効利用促進法 ⇒p.11	平成 13（2001）年 4 月に施行された主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコンなどの使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務付け、廃棄物の発生抑制や部品などの再利用を促進しようというものです。
循環型社会 ⇒p.1、p.11、p.37 p.65、p.68、p.86	有限な天然資源の採取を抑制し、効率的に利用するとともに循環させながら利用することによって、環境への負荷ができる限り低減される社会のことをいいます。
循環型社会形成推進基本法 ⇒p.11	資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本的な枠組みを定めた法律です。平成 13（2001）年 1 月施行。
焼却灰のセメント原料化 ⇒p.17、p.24、p.64、p.89	ごみの焼却灰を、セメントの粘土代替原料として用いることをいいます。
食品リサイクル法 ⇒p.11、p.57、p.85	正式名称を「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 13（2001）年 5 月に施行されました。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律です。
食品ロス ⇒p.12～15、p.46～48、p.57 p.61、p.65、p.69、p.72 p.81、p.85、p.86、p.95	食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当します。
食品ロス削減推進法 ⇒p.11、p.12、p.48 p.65、p.69、p.81	正式名称を「食品ロスの削減の推進に関する法律」といい、令和元（2019）年 10 月に施行されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。
生活排水 ⇒p.2、p.90	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所などの排水（生活雑排水）を総称して生活排水といいます。

<p>プラスチック製容器包装 ⇒p.19、p.22、p.27、p.28 p.51、p.53、p.54、p.66 p.67、p.70、p.84、p.95</p>	<p>プラスチックでできた容器包装で、中身の商品を消費した後不要になるものをいいます。容器であってもそれ自体が商品であるバケツや保存容器、中身が商品ではないクリーニングに出した衣服の袋などは含みません。</p> <p>プラスチック製容器包装にはプラマーク  がついています。</p>
<p>や行</p>	
<p>容器包装リサイクル法 ⇒p.11、p.12、p.49</p>	<p>正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成 7 (1995) 年に制定され、平成 9 (1997) 年 4 月から本格施行された法律です。</p> <p>家庭から排出されるごみの重量の約 2～3 割、容積で約 6 割を占めるといわれる容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律です。</p>
<p>英数字</p>	
<p>3R (スリーアール) ⇒p.12、p.32、p.33 p.37、p.50、p.61 p.62、p.65、p.67</p>	<p>循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制 (Reduce ; リデュース)、第二に使用済製品、部品の再使用 (Reuse ; リユース)、第三に回収されたものを原材料として利用する (Recycle ; リサイクル) とされています。</p> <p>なお、リサイクルよりも優先される「リデュース」と「リユース」を 2R (ツアール) と略称します。</p>
<p>GPS (ジーピーエス) ⇒p.51、p.84</p>	<p>全地球測位システム (Global Positioning System) の略称で、人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムです。</p>
<p>ICT (アイ・シー・ティー) ⇒p.65、p.79、p.80</p>	<p>「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術のことをいいます。</p>
<p>SDGs (エス・ディー・ジーズ) ⇒p.15、p.68、p.78、p.80</p>	<p>平成 27 (2015) 年 9 月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』 (The 2030 Agenda for Sustainable Development) で示された具体的行動指針です。</p> <p>貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など 17 のグローバル目標と 169 の達成基準からなっています。</p> <p>英語の略称は SDGs (Sustainable Development Goals) です。</p>
<p>SNS (エスエヌエス) ⇒p.45、p.65、p.79</p>	<p>ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称で、参加者が互いに自分の生活や趣味、意見などを公開し、幅広く情報の交換を行うインターネット上のサービスです。</p>

資料3 清掃・リサイクル事業の沿革

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
平成元年 (1989)	・第1回中央区クリーンオフィス推進運動実施	・ごみ減量キャンペーン「Tokyo Slim '89」展開	
3年 (1991)	・クリーンデーの実施(5月) ・スチール缶・アルミ缶の拠点回収開始(7月)	・東京都が粗大ごみ収集の全面有料化	・「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」公布(4月) ・廃棄物処理法の全面改訂(10月)
4年 (1992)	・東京都から集団回収事業が移管(4月) ・乾電池(4月)飲料用紙パック(7月)の拠点回収開始	・「東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例」公布(6月)	
6年 (1994)	・リサイクルハウスかざぐるま明石町開設(12月)	・一般廃棄物処理手数料の改定(22.5円/kg→28.5円/kg)	・「環境基本法」完全施行(8月)
8年 (1996)	・「ちゅうおうエコ・オフィス町内会」発足(6月)	・事業系ごみ全面有料化(有料シール)(12月)	
9年 (1997)		・23区内でペットボトルの店頭回収(東京ルールⅢ)を開始(4月) ・東京スリムプラン21策定(12月)	
10年 (1998)	・ふれあい指導開始(4月) ・トレイの拠点回収開始(8月) ・「クリーン・リサイクル中央区宣言」実施(12月)		・「家電リサイクル法」公布(6月)
11年 (1999)	・廃食用油・古布の小学校での拠点回収開始(6月) ・繁華街早朝収集開始(7月)		
12年 (2000)	・古紙のごみ集積所回収開始(2月) ・「一般廃棄物処理基本計画」策定(2月) ・東京都から清掃事業が移管(4月) ・びん・缶のごみ集積所回収開始(10月)	・東京二十三区清掃一部事務組合の設立(4月)	・「容器包装リサイクル法」施行(4月)
13年 (2001)	・飲料用紙パック・トレイの小学校での拠点回収開始(4月) ・ふれあい訪問指導開始(4月) ・「中央区グリーン購入ガイドライン」策定(5月) ・ほっとプラザはるみ開設(8月)	・「東京都廃棄物処理計画」策定(4月) ・中央清掃工場の本稼動(8月)	・環境省が発足(1月、厚生省から廃棄物行政移管) ・「循環型社会形成推進基本法」施行(1月) ・「資源有効利用促進法」全面改正施行(4月) ・「家電リサイクル法」「グリーン購入法」(4月)、「食品リサイクル法」(5月)施行
14年 (2002)	・ISO14001の認証取得(11月)		・「建設リサイクル法」施行(5月)
15年 (2003)	・京橋清掃事務所と日本橋清掃事務所が統合し、中央清掃事務所となる。(2月)		

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
16年 (2004)	<ul style="list-style-type: none"> 「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」制定(3月) リサイクルハウスかざぐるま箱崎町開設(4月) 		
17年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> まちかどクリーンデー開始(7月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「自動車リサイクル法」施行(1月)
18年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物処理基本計画」改定(3月) ペットボトルの集積所回収開始(4月) 中央区の森開設(10月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「容器包装リサイクル法」改正(6月)
19年 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> 廃プラスチック等のサーマルリサイクルモデル収集実施(10月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「食品リサイクル法」改正(6月)
20年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 「中央区環境行動計画」策定(3月) 蛍光管の小学校等での拠点回収開始(4月) 金属製のなべ・やかん・フライパンのごみ集積所回収開始(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理手数料の改定(28.5円/kg→32.5円/kg) 廃プラスチック等のサーマルリサイクルの本格実施(4月) 	
21年 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> 乾電池の小学校等での拠点回収開始(4月) プラスチック製容器包装の集積所回収開始(4月) 「中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」にて古紙等の資源持ち去り行為を禁止(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京23区推奨袋の認定制度の廃止(3月) 	
22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベの集積所回収開始(4月) 「中央区グリーン購入ガイドライン」改定(5月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物処理法」改正(6月)
23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物処理基本計画」改定(3月) 土曜日拠点回収場所に銀座中学校・日本橋中学校を追加→全18箇所(4月) 園芸用土を土曜日の拠点回収に追加(4月) 使用済みインクカートリッジの回収を開始(5箇所・里帰りプロジェクト)(5月) 「環境マネジメントシステム」構築(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都廃棄物処理計画」改定(6月) 	
24年 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の受入処理開始(10月～平成25年3月まで) 	
25年 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> 繁華街地区におけるごみの日曜収集終了(4月) 「中央区エコタウン構想」策定(4月) 環境情報センター開設(6月) 粗大ごみ処理手数料改定(5月) 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理手数料の改定(32.5円/kg→36.5円/kg) 	<ul style="list-style-type: none"> 「小型家電リサイクル法」施行(4月) 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定(4月)
26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電(12品目)の小学校等での拠点回収開始(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 大島災害廃棄物の受入処理開始(1月～10月まで) 	

年	中央区	東京都、 東京二十三区清掃一部事務組合	国
27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ペットボトルの店頭回収終了 (3月) 小型家電の回収場所拡大 (リサイクルハウスかざぐるま) (4月) 小型家電の回収品目の拡大 (12品目→25cm×10cm以下の大きさの小型家電) (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」の改定 (2月) 「東京都"持続可能な資源利用"に向けた取組方針」の策定 (3月) 焼却灰のセメント原料化の開始 (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適正処理に向け廃棄物処理法・災害対策基本法の一部改正 (8月)
28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「一般廃棄物処理基本計画」改定 (3月) 水銀式の体温計・血圧計・温度計の拠点回収開始 (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design TOKYO～」策定 (3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀に関する水俣条約」締結 (2月)
29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> 一部地域収集曜日、可燃・不燃ごみ出しの時間を変更 (4月) 小型家電の回収場所拡大(本庁、中央清掃事務所) (7月) 事業系有料ごみ処理券の料金の改定 (10月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「東京都災害廃棄物処理計画」策定 (6月) 一般廃棄物処理手数料の改定 (36.5円/kg→40.0円/kg) (10月) 	
30年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 充電式電池の拠点回収開始 (10月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 (6月)
31年・ 令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 小型家電の回収場所拡大(日本橋・月島特別出張所) (4月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都「ゼロエミッション東京戦略」策定 (12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「プラスチック資源循環戦略」策定 (5月) 食品リサイクル法基本方針策定 (7月) 食品ロス削減推進法施行 (10月)
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> 燃やさないごみの資源化・集積所蛍光管の資源化開始 (4月) フードドライブ常設化 (中央清掃事務所) (8月) 		<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定 (3月) レジ袋の有料化開始 (7月)
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> フードドライブ受付窓口の拡大 (本庁、日本橋・月島特別出張所) (1月) 		

資料 4 中央区清掃・リサイクル推進協議会設置要綱

平成 11 年 4 月 1 日
11 中環環第 50 号
平成 14 年 5 月 15 日
14 中環清第 93 号
平成 19 年 7 月 13 日
19 中環清第 91 号
平成 23 年 4 月 1 日
22 中環環第 375 号

(設置)

第 1 条 中央区（以下「区」という。）における資源の有効活用とごみの発生抑制・減量・適正処理及びリサイクル事業の円滑な推進を図り、環境に配慮した資源循環型清掃事業を実現するため、中央区清掃・リサイクル推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、清掃事業及びリサイクル事業の推進に関し必要な事項について協議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員 15 人以内をもって組織する。

- 一 学識経験を有する者 2 人以内
- 二 区の区域内の公共的団体の構成員 3 人以内
- 三 リサイクル活動団体の構成員 3 人以内
- 四 事業者団体の構成員 5 人以内
- 五 区の職員 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 5 条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会を代表し、会務を統括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(召集)

第6条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 座長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境土木部中央清掃事務所において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年6月7日から施行する。

2 東京都中央区リサイクル推進協議会設置要綱（平成9年3月24日8中環環第436号）は、廃止する。

3 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料 5 中央区清掃・リサイクル推進協議会 委員名簿

役職名	氏 名	現 職
座長	朝 倉 暁 生	東邦大学理学部生命圏環境科学科教授
座長代理	小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授
委員	前 田 勝 正	京橋地域町会連合会会長
委員	岩 田 博	日本橋地域町会連合会会長
委員	輿 石 智 宏	月島地域町会連合会会長
委員	守 本 慶 子	明石町町会婦人部
委員	川 名 一 榮	リサイクル虹代表
委員	立 岩 絹 子	佃 2 丁目 5 号棟自治会会長
委員	村 田 耕 作	中央区商店街連合会副会長
委員	境 孝 司	中央区工業団体連合会副会長
委員	矢 吹 直 子	関東百貨店協会（株松屋 総務部広報課長）
委員	佐々木 義春	（公社）東京都リサイクル事業協会副理事長
委員	浅沼 孝一郎	企画部長
委員	望 月 秀 彦	環境土木部長

資料 6 中央区清掃・リサイクル推進協議会 開催経緯

回	開催日	主な内容
第 1 回 （書面会議）	令和 2 年 5 月 29 日（金） 書類送付	○中央区ごみ排出実態調査報告書について ○中央区一般廃棄物処理基本計画の改定について ・改定の趣旨、今後の予定等
第 2 回	7 月 28 日（火）	○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・清掃・リサイクル事業の現状と課題 ・計画の基本理念・基本方針等
第 3 回	9 月 18 日（金）	○一般廃棄物処理基本計画の改定について ・一般廃棄物処理基本計画素案の検討
第 4 回		

中央区一般廃棄物処理基本計画 2021
令和3(2021)年3月発行

刊行物登録番号
2-077

編集・発行 中央区環境土木部中央清掃事務所
〒104-0031 中央区京橋1-19-6
電話 03-3562-1523

調査協力 有限会社 循環資源・環境ビジョン研究所